

# 栃木県業務委託共通仕様書

(調査・測量・設計及び計画業務共通仕様書)

令和3(2021)年10月

新旧対照表

栃木県環境森林部

業務委託共通仕様書新旧対照表(第1編 地質・土質調査)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月								
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	現行条文
1						地質・土質調査業務共通仕様書		1						共通編	
	1					総則			1					総則	
			1101	1		適用	地質・土質調査業務共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、栃木県環境森林部の発注する地質・土質調査、試験、解析等に類する業務(以下「地質・土質調査業務」という。)に係る栃木県業務委託契約書(以下、「契約書」という。)及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。				1101	1		適用	この業務委託共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、栃木県環境森林部が発注する工事に係る調査、測量、設計及び計画業務(以下「設計業務等」という。)における栃木県業務委託契約書(以下、「契約書」という。)を補完するとともに、業務の内容について統一的な解釈を詳述することにより、契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
				2			(略)					2			(略)
				3			(略)					3			(略)
				4			測量業務及び設計業務等に関する業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。					4			本業務において使用する計量単位は国際単位系(SI単位)によるものとする。なお、受注者は、SI単位の適用に伴い、数値の丸め方が示されたものと異なる場合は、監督職員と協議しなければならない。
			1102	1		用語の定義	「発注者」とは、地質・土質調査業務の実施に関し、受注者と委託契約を締結した者をいう。				1102	1		用語の定義	「発注者」とは、設計業務等の実施に関し、受注者と委託契約を締結した者をいう。
				2			「受注者」とは、地質・土質調査業務の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。					2			「受注者」とは、設計業務等の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
							3～6 (略)								3～6 (略)
				7			「検査職員」とは、地質・土質調査業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって契約書第33条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。					7			「検査職員」とは、設計業務等の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第32条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。
							8～10 (略)								8～10 (略)
				11			第1108条第3項に規定する「同等の能力と経験を有する技術者」とは、地質・土質調査業務に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。					11			「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該設計業務等に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。
							12～15 (略)								12～15 (略)
				16			「共通仕様書」とは、各地質・土質調査業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。					16			「共通仕様書」とは、設計業務等に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
				17			「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し当該地質・土質調査業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。					17			「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該設計業務等の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
				18			「数量総括表」とは、地質・土質調査業務に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。					18			「数量総括表」とは、設計業務等に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
				19			「現場説明書」とは、地質・土質調査業務の入札等に参加する者に対して発注者が当該地質・土質調査業務の契約条件を説明するための書類をいう。					19			「現場説明書」とは、設計業務等の入札等に参加する者に対して、発注者が当該設計業務等の契約条件を説明するための書類をいう。
							20～21(略)								20～21(略)
				22			「指示」とは、監督職員が受注者に対し、地質・土質調査業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。					22			「指示」とは、監督職員が受注者に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
				23			(略)					23			(略)
				24			「通知」とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員に対し、地質・土質調査業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。					24			「通知」とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
				25			「報告」とは、受注者が監督職員に対し、地質・土質調査業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。					25			「報告」とは、受注者が監督職員に対し、設計業務等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
				26			(略)					26			(略)
				27			「承諾」とは、受注者が監督職員に対し書面で申し出た地質・土質調査業務の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。					27			「承諾」とは、受注者が発注者若しくは監督職員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、発注者若しくは監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
							28～29(略)								28～29(略)
				31			「提出」とは、受注者が監督職員に対し地質・土質調査業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。					31			「提出」とは、受注者が監督職員に対し、設計業務等に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
			1102	32			(略)				1102	32			(略)

業務委託共通仕様書新旧対照表(第1編 地質・土質調査)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月								
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	現行条文
				33			「書面」とは、 <b>打合せ簿等の帳票</b> をいい、発行年月日を記録し、 <b>記名(署名または押印を含む)</b> したものを有効とする。					33			「書面」とは、 <b>手書き、印刷等の伝達物</b> をいい、発行年月日を記録し、 <b>署名又は押印</b> したものを有効とする。
							(削除)						(1)		緊急を要する場合は、 <b>ファクシミリまたは電子メール</b> により伝達できるものとする。 なお、 <b>電子メール</b> により「通知」「提出」「報告」「届出」の内容で提出された場合は、 <b>発議者の押印は不要とする。</b>
							(削除)						(2)		<b>電子納品</b> を行う場合は、 <b>別途監督職員と協議するものとする。</b>
				34			「成果品」とは、受注者が契約図書に基づき履行した <b>地質・土質調査業務</b> の成果を記録した図書、図面及び関連する資料をいう。					34			「成果品」とは、受注者が契約図書に基づき履行した <b>設計業務等</b> の成果を記録した図書、図面及び関連する資料をいう。
				35			(略)					35			(略)
				36			「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が <b>地質・土質調査業務</b> の完了を確認することをいう。					36			「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が <b>設計業務等</b> の完了を確認することをいう。
				37			「打合せ」とは、 <b>地質・土質調査業務</b> を適正かつ円滑に実施するために主任技術者等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。					37			「打合せ」とは、 <b>設計業務等</b> を適正かつ円滑に実施するために主任技術者等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
				38			(略)					38			(略)
				39			「協力者」とは、受注者が <b>地質・土質調査業務</b> の遂行に <b>あたって</b> 、再委託する者をいう。					39			「協力者」とは、受注者が <b>設計業務等</b> の遂行に <b>当たって</b> 、再委託する者をいう。
							40～43(略)								40～43(略)
							(削除)					1103		設計業務等に関する一般事項	
			1103			受発注者の <b>責務</b>	受注者は契約の履行に当たって <b>地質・土質調査業務</b> の意図及び目的を十分に理解したうえで <b>地質・土質調査業務</b> に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。					1104		受発注者の <b>義務</b>	受注者は、契約の履行に当たって <b>設計業務等</b> の意図及び目的を十分に理解したうえで、 <b>設計業務等</b> に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。
			1104			業務の着手	受注者は、……以内に <b>地質・土質調査業務</b> に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が <b>地質・土質調査業務</b> の実施のため監督職員との打合せを行うことをいう。					1105		業務の着手	受注者は、……以内に <b>設計業務等</b> に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が <b>設計業務等</b> の実施のため監督職員との打合せを行うことをいう。
			1105	1		<b>調査地点の確認</b>	受注者は調査着手前にその位置を確認しておかなければならない。また調査地点の標高が必要な場合は、基準となる点について監督職員の承諾を得なければならない。								
				2			受注者は都市部等における調査で地下埋設物(電話線、送電線、ガス管、上下水道管、光ケーブルその他)が予想される場合は、監督職員に報告し関係機関と協議の上現場立会を行い、 <b>位置・規模・構造等</b> を確認するものとする。								
			1106			設計図書の支給及び点検	(略)					1106		設計図書の支給及び点検	(略)
			1107	1		監督職員	発注者は、 <b>地質・土質調査業務</b> における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。					1107	1	監督職員	発注者は、 <b>設計業務等</b> における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。
							2, 3 (略)								2, 3 (略)
				4			監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお監督職員は、その口頭による指示等を行った後、 <b>7日以内</b> に書面で受注者に指示するものとする。					4			監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお監督職員は、その口頭による指示等を行った後、 <b>後日</b> 書面で受注者に指示するものとする。
			1108	1		主任技術者	受注者は、 <b>地質・土質調査業務</b> における主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。					1108	1	主任技術者	受注者は、 <b>設計業務等</b> における主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。
				2			主任技術者は、契約図書等に基づき、 <b>地質・土質調査業務に関する</b> 管理を行うものとする。					2			主任技術者は、契約図書等に基づき、 <b>業務の技術上の</b> 管理を行うものとする。

業務委託共通仕様書新旧対照表(第1編 地質・土質調査)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月									
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	現行条文	
				3			主任技術者は、技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は業務に該当する部門)、博士(業務に該当する部門)、シビルコンサルティングマネージャー(業務に該当する部門)のいずれかの資格を有する者又は、これと同等の能力と経験を有する技術者(大学卒18年(短大・高専卒23年、高校卒28年)以上相当の能力と経験を有する者をいう。)であり、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。 なお、業務の範囲が現場での調査・計測作業のみである場合、又は内業を含み、かつ、その範囲が、第1302条第2項から第4項までの場合は、地質・土質調査業務について専門的な知識及び技術を有し、かつ、その実務経験が通算2箇年以上ある者で、業務に該当する資格※の登録を受けた技術者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者(森林土木部門の職務に従事した期間が8年以上ある者。)を主任技術者とすることができる。					3				調査、設計及び計画業務における主任技術者の資格は、特記仕様書において定めがある場合を除き、解析等調査及び設計業務については、「森林整備保全事業の調査・測量・設計等を外注する場合の取扱要領の制定について」(平成7年4月1日付 7林野治第1078号 林野庁長官通達)別表「技術者の資格区分」における設計業務等の技術者の名称の主任技師以上のもの又は「同等の能力と経験を有する技術者」であり、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。
							(削除)					4			測量業務における主任技術者の資格は、測量法(令和元年6月14日改正法律第37号)に基づく測量士の資格を有し、かつ、高度な技術と十分な実務経験を有するもので日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。 なお、業務の範囲が、林道路線測量及び山地治山等測量であってポケットコンパス及びポール等による簡易測量(公共測量作業規程による作業を除く。)のみの場合は、測量士補の資格を有し、かつ、測量業務について専門的な技術と実務経験を有する者を主任技術者とすることができる。	
				4			(略)					5			(略)	
				5			主任技術者は、監督職員が指示する関連のある地質・土質調査業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。					6			主任技術者は、監督職員が指示する関連のある設計業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。	
							(削除)					7			主任技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。	
				6			主任技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。 ※ 業務に該当する資格は、地質調査技士、林業技士等をいう。					8			主任技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。	
			1109	2	(1)	照査技術者及び照査の実施	受注者は、地質・土質調査業務における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。				1109	2	(1)	照査技術者及び照査の実施	受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。	
					(5)		(削除)					(5)			照査技術者は、成果品納入時の照査報告の際に、赤黄チェックの根拠となる資料を、発注者に提示するものとする(詳細設計に限る)。	
					(6)		照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書をとりまとめ、照査技術者の責において記名(署名または押印を含む)のうえ主任技術者に提出するものとする。					(6)			照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書をとりまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ主任技術者に提出するものとする。	
			1110	1		担当技術者	受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。(主任技術者と兼務するものを除く)なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8名までとする。ただし、受注者が設計共同体である場合には、構成員毎に8名までとする。				1110	1		担当技術者	受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。(主任技術者と兼務するものを除く)なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。ただし、受注者が設計共同体である場合には、構成員毎に3名までとする。	
				2			(略)					2			(略)	
							(削除)					3			担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。	
			1111	1		提出書類	(略)				1111	1		提出書類	(略)	
				2			(略)					2			(略)	



業務委託共通仕様書新旧対照表(第1編 地質・土質調査)

令和3(2021)年10月						令和3(2021)年3月							
編	章	節	条	項	項以下	新条文	編	章	節	条	項	項以下	現行条文
				3		<p>受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、一般財団法人日本建設情報総合センター(以下「JACIC」という。)が実施している業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を書面又はテクリスから監督職員に送信される電子メールにより監督職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、原則15日(休日等を除く。)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、原則15日(休日等を除く。)以内に、完了時は業務完了後、原則15日(休日等を除く。)以内に、訂正時は適宜、JACICに登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。(担当技術者の登録は、8名までとする。)</p> <p>また、書面による確認を受けた場合は、登録時にJACICが発行する「登録内容確認書」の写しを登録後速やかに監督職員に提出しなければならない。なお、テクリスから監督職員に送信される電子メールによる確認を受けた場合は、登録時にテクリスから電子メールにより「登録内容確認書」が監督職員に送信されるため、登録が完了したことを監督職員に報告することをもって提出とする。なお、変更時と完了時の間が15日間(休日等を除く)に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、速やかに発注者の確認を受けた上で登録しなければならない。</p>				3		<p>受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、一般財団法人日本建設情報総合センター(以下「JACIC」という。)が実施している業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を書面又はテクリスから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けた上で、受注時は契約後、原則15日(休日等を除く)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、原則15日(休日等を除く)以内に、完了時は業務完了後、原則15日(休日等を除く)以内に、訂正時は適宜、JACICに登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする(担当技術者の登録は8名までとする)。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督職員に送信される。</p> <p>なお、変更時と完了時の間が、15日間(休日等を除く)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</p>	
			1112	1	打合せ等	<p>地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の実施方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面(打合せ簿)に記録し、相互に確認しなければならない。</p> <p>なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面(打合せ簿)を作成するものとする。</p>				1112	1	打合せ等	<p>設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者等と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面(打合せ記録簿等)に記録し相互に確認しなければならない。</p> <p>なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。</p>
				2		<p>地質・土質調査業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、主任技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ簿に記録し相互に確認しなければならない。</p>					2		<p>設計業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、主任技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。</p>
				3		(略)					3		(略)
				4		(略)					4		(略)
				5		(略)					5		(略)
			1113	1	業務計画書	(略)				1113	1	業務計画書	(略)
				2		(1)～(8) (略)					2		(1)～(8) (略)
				(9)		使用機械の種類、名称、性能(一覧表にする)					(9)		使用する主な機器
				(10)		仮設備計画							
				(11)		その他					(10)		その他
						<p>…</p> <p>業務計画書に記載する主任技術者については、受注者が提出した参加表明書及び技術提案書に記載した予定主任技術者でなければならない。また、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。</p> <p>(2)実施方針又は(11)その他には、第1132条個人情報の取扱い、第1133条安全等の確保及び第1137条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。</p>							<p>…</p> <p>(2)実施方針又は(10)その他には、第1133条個人情報の取扱い、第1134条安全等の確保及び第1141条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。</p> <p>また、土地への立ち入り等を実施する場合には、地元関係者等から業務に関する質疑等の応答を求められた時の対応及び連絡体制を記載するものとする。</p> <p>なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。</p>
				3		(略)					3		(略)
				4		(略)					4		(略)
			1114	1	資料等の貸与及び返却	(略)				1114	1	資料等の貸与及び返却	(略)

業務委託共通仕様書新旧対照表(第1編 地質・土質調査)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月								
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	現行条文
				2			受注者は、貸与資料の必要がなくなった場合は直ちに監督職員に返却し <b>なければならぬ</b> 。					2			受注者は、貸与資料の必要がなくなった場合には、直ちに監督職員に返却 <b>するものとする</b> 。
				3			受注者は、貸与資料を丁寧に扱い損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復 <b>しなければならない</b> 。					3			受注者は、貸与資料を丁寧に扱い、紛失又は損傷してはならない。万一、紛失又は損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復 <b>するものとする</b> 。
			1115	1		関係官公庁への手続き等	受注者は、 <b>地質・土質調査業務</b> の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、 <b>地質・土質調査業務</b> を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は速やかに行うものとする。				1115	1		関係官公庁への手続き等	受注者は、 <b>設計業務等</b> の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、 <b>設計業務等</b> を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが含まれる場合は、速やかに行うものとする。
				2			(略)					2			(略)
							(削除)				1116			<b>現場管理</b>	
			1116	1		地元関係者との交渉等	(略)				1117	1		地元関係者との交渉等	(略)
				2			受注者は、 <b>地質・土質調査業務</b> の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。					2			受注者は、 <b>設計業務等</b> の実施に当たって、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合には、監督職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
				3			(略)					3			(略)
				4			受注者は、 <b>地質・土質調査業務</b> の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。					4			受注者は、 <b>設計業務等</b> の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を設計条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
				5			(略)					5			(略)
			1117	1		土地への立入り等	受注者は、屋外で行う <b>地質・土質調査業務</b> を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、契約書第14条の定めに従って、監督職員及び関係者と十分な協調を保ち <b>地質・土質調査業務</b> が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、直ちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。				1118	1		土地への立入り等	受注者は、屋外で行う <b>設計業務等</b> を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、契約書第14条の定めに従って、監督職員及び関係者と十分な協調を保ち <b>設計業務等</b> が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、ただちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。
				2			受注者は、 <b>地質・土質調査業務</b> 実施のため <b>植物</b> 伐採、垣、柵等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。なお、……協力しなければならない。					2			受注者は、 <b>設計業務等</b> 実施のため <b>立木等</b> の伐採、垣、柵等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する場合は、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。なお、……協力しなければならない。
				3			(略)					3			(略)
				4			(略)					4			(略)
			1118	1		成果品の提出	受注者は、 <b>設計業務等</b> が完了したときは、設計図書に示す成果品(設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書を含む。)を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。				1119	1		成果品の提出	受注者は、 <b>設計業務等</b> が完了したときは、設計図書に示す成果品(設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書を含む。)を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。
				2			(略)					2			(略)
				3			(略)					3			(略)
				4			(略)					4			(略)
				5			<b>図面サイズ及び提出部数は特記仕様書又は監督職員と協議して決定するものとする</b> 。								

業務委託共通仕様書新旧対照表(第1編 地質・土質調査)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月								
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	現行条文
			1119			関連法令及び条例の遵守	受注者は、 <b>地質・土質調査業務</b> の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。				1120			関連法令及び条例の遵守	受注者は、 <b>設計業務等</b> の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。
			1120	1		検査	(略)				1121	1		検査	(略)
				2			発注者は、 <b>地質・土質調査業務</b> の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。					2			発注者は、 <b>設計業務等</b> の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。
				3	(1)		<b>地質・土質調査業務</b> 成果品の検査					3	(1)		<b>設計業務等</b> 成果品の検査
					(2)		<b>地質・土質調査業務</b> 管理状況の検査 <b>地質・土質調査業務</b> の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。なお、電子納品の検査時の対応については、「ガイドライン」を参考にするものとする。						(2)		<b>設計業務等</b> 管理状況の検査 <b>設計業務等</b> の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。なお、電子納品の検査時の対応については、「ガイドライン」を参考にするものとする。
			1121	1		修補	(略)				1122	1		修補	(略)
				2			検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。 <b>ただし、その指示が受注者の責に帰すべきものでない場合は異議申し立てができるものとする。</b>					2			検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
				3			(略)					3			(略)
				4			(略)					4			(略)
			1122	1		条件変更等	監督職員が受注者に対して <b>契約書第19条、第20条及び第22条の規定に基づく業務の内容の変更又は設計図書の訂正の指示を行う場合は、打合せ簿によるものとする。</b>				1123	1		条件変更等	契約書第19条第1項第5号に規定する「 <b>予期することができない特別な状態</b> 」とは、 <b>契約書第31条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し、当該規定に適合すると判断した場合とする。</b>
				2			受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちにその旨を監督職員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう					2			監督職員が受注者に対して <b>契約書第19条、第20条及び第22条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、打合せ簿(様式2)によるものとする。</b>
					(1)		第1117条第1項に定める土地への立ち入り等が不可能となった場合								
					(2)		天災その他の不可抗力による損害								
					(3)		その他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合								
			1123	1		契約変更	発注者は、次の各号に掲げる場合において、 <b>業務委託契約の変更を行うものとする。</b>				1124	1		契約変更	発注者は、次の各号に掲げる場合において、 <b>設計業務等委託契約の変更を行うものとする。</b>
				(1)			業務内容の変更により <b>業務委託料</b> に変更を生じる場合					(1)			業務内容の変更により <b>委託料</b> に変更を生じる場合
				(2)			(略)					(2)			(略)
				(3)			監督職員と受注者が協議し、 <b>地質・土質調査業務</b> 履行上必要があると認められる場合					(3)			監督職員と受注者が協議し、 <b>設計業務等</b> 履行上必要があると認められる場合
				(4)			契約書第32条の規定に基づき <b>契約金額</b> の変更に代える設計図書の変更を行う場合					(4)			契約書第32条の規定に基づき <b>委託料</b> の変更に代える設計図書の変更を行った場合
				2			発注者は、前項の場合において変更する契約図書を、次の各号に <b>基づき</b> 作成するものとする。					2			発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に <b>より</b> 作成するものとする。
				(1)			第1122条第1項の規定に <b>基づき</b> 監督職員が受注者に指示した事項					(1)			前条第2項の規定に <b>より</b> 監督職員が受注者に指示した事項
				(2)			<b>地質・土質調査業務</b> の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項					(2)			<b>設計業務等</b> の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
				(3)			(略)					(3)			(略)
			1124	1		履行期間の変更	発注者は、受注者に対して <b>地質・土質調査業務</b> の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。				1125	1		履行期間の変更	発注者は、受注者に対して <b>設計業務等</b> の変更の指示を行う場合、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
				2			発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び <b>地質・土質調査業務</b> の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。					2			受注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び <b>設計業務等</b> の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合には、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。



業務委託共通仕様書新旧対照表(第1編 地質・土質調査)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月								
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	現行条文
				3			(略)					3			(略)
				4			契約書第25条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。					4			受注者は、契約書第25条により、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。
			1125	1		一時中止	契約書第21条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に通知し、必要と認める期間、 <b>地質・土質調査業務</b> の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。))による <b>地質・土質調査業務</b> の中断については、第1134条 臨機の措置により受注者は、適切に対応しなければならない。				1126	1		一時中止	契約書第21条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において発注者は受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、 <b>設計業務等</b> の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。 なお、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。))による <b>設計業務等</b> の中断については、契約書第28条臨機の措置により受注者は、適切に対応しなければならない。
					(2)		関連する他の業務等の進捗が遅れたため、 <b>地質・土質調査業務</b> の続行を不相当と認めた場合						(2)		関連する他の業務の進捗が遅れたため、 <b>設計業務等</b> の続行を不相当と認めた場合
					(3)		環境問題等の発生により <b>地質・土質調査業務</b> の継続が不相当又は不可能となった場合						(3)		環境問題等の発生により <b>設計業務等</b> の続行が不相当又は不可能となった場合
					(4)		天災等により <b>地質・土質調査業務</b> の対象箇所の状態が変動した場合						(4)		天災等により <b>設計業務等</b> の対象箇所の状態が変動した場合
				2			発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には <b>地質・土質調査業務</b> の全部又は一部の一時中止を命ずることができるものとする。					2			発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、 <b>設計業務等</b> の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。
				3			前2項の場合において、受注者は屋外で行う <b>地質・土質調査業務</b> の現場の保全については監督職員の指示に従わなければならない。					3			前2項の場合において、受注者は屋外で行う <b>設計業務等</b> の現場の保全については、監督職員の指示に従わなければならない。
			1126			発注者の賠償責任	(略)					1127		発注者の賠償責任	(略)
			1127			受注者の賠償責任等	受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。					1128		受注者の賠償責任	受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。
					(1)		(略)						(1)		(略)
					(2)		契約書第44条に規定する契約不適合責任として請求された場合						(2)		契約書第44条に規定する契約不適合責任に係る損害が生じた場合
					(3)		(略)						(3)		(略)
			1128	1		部分使用	(略)					1129	1	成果品の部分使用	(略)
					(1)		別途 <b>地質・土質調査業務</b> の使用に供する必要がある場合						(1)		別途 <b>設計業務等</b> の使用に供する必要がある場合
					(2)		(略)						(2)		(略)
				2			(略)					2			(略)
			1129	1		再委託	(略)					1130	1	再委託	(略)
					(1)		<b>調査業務</b> における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断						(1)		<b>設計業務等</b> における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定および技術的判断等
					(2)		(略)						(2)		(略)
							(削除)						(3)		<b>測量業務</b> における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断等
				2			受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、 <b>速記録の作成、トレース、模型製作、計算処理(単純な電算処理に限る)、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助</b> 、その他特記仕様書に定める事項の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。					2			受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理(単純な電算処理に限る)、データ入力、 <b>トレース、資料整理、電子納品の作成などの簡易な業務</b> 、その他特別仕様書に定める事項の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
				3			(略)					3			(略)
				4			(略)					4			(略)
				5			受注者は、 <b>地質・土質調査業務</b> を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに <b>地質・土質調査業務</b> を実施しなければならない。なお、協力者は、栃木県の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者である場合は、栃木県の指名停止期間中でないこと。					5			受注者は、 <b>設計業務等</b> を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに <b>設計業務等</b> を実施しなければならない。 なお、協力者は、栃木県の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者である場合は、栃木県の指名停止期間中であってはならない。
			1130	1		成果品の使用等	(略)					1131	1	成果品の使用等	(略)



業務委託共通仕様書新旧対照表(第1編 地質・土質調査)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月								
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	現行条文
				2			受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている地質・土質調査方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を <b>契約書</b> 第9条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。					2			受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を <b>契約約款</b> 第9条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。
			1131	1		守秘義務	(略)				1132	1		守秘義務	(略)
				2			受注者は、当該業務の結果(業務処理の過程において得られた記録等を含む。)を <b>第三者</b> に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。……					2			受注者は、当該業務の結果(業務処理の過程において得られた記録等を含む。)を <b>他人</b> に閲覧させ、複写させ、又は、譲渡してはならない。……
				3			(略)					3			(略)
				4			受注者は、 <b>当該業務</b> に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても <b>第三者</b> に漏らしてはならない。					4			受注者は、 <b>本業務</b> に関して発注者から貸与された情報、その他、知り得た情報を当該業務の終了後においても <b>他社</b> に漏らしてはならない。
				5			(略)					5			(略)
				6			(略)					6			(略)
				7			(略)					7			(略)
			1132			個人情報の取扱い	(略)				1133			個人情報の取扱い	(略)
			1133	1		安全等の確保	受注者は、屋外で行う <b>地質・土質調査業務</b> の実施に際しては、 <b>地質・土質調査業務</b> 関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。				1134	1		安全等の確保	受注者は、屋外で行う <b>設計業務等</b> の実施に際しては、 <b>設計業務等</b> 関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
				(1)			受注者は、常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。								
				(2)			受注者は、調査に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し生活環境の保全に努めなければならない。								
				(3)			受注者は、調査現場に別途調査又は工事等が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければならない。								
				(4)			受注者は、業務実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、調査をしてはならない。								
				2			受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り <b>地質・土質調査業務</b> 実施中の安全を確保しなければならない。					2			受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、 <b>設計業務等</b> 実施中の安全を確保しなければならない。
				3			受注者は、屋外で行う <b>地質・土質調査業務</b> の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。					3			受注者は、屋外で行う <b>設計業務等</b> の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
				4			受注者は、屋外で行う <b>地質・土質調査業務</b> の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。					4			受注者は、屋外で行う <b>設計業務等</b> の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
				5			受注者は、屋外で行う <b>地質・土質調査業務</b> の実施にあたり、災害予防のため次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。					5			受注者は、屋外で行う <b>設計業務等</b> の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
				(1)			屋外で行う <b>地質・土質調査業務</b> に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。					(1)			屋外で行う <b>設計業務等</b> に伴い伐採した立木等を処分する場合には、関係法令を遵守するとともに関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
				(2)			(略)					(2)			(略)
				(3)			(略)					(3)			(略)
				(4)			受注者は、調査現場に係る者以外の立ち入りを禁止する場合は仮囲い、ロープ等により囲うとともに立ち入り禁止の標示をしなければならない。								
				7			受注者は、屋外で行う <b>地質・土質調査業務</b> の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時には第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。					7			受注者は、屋外で行う <b>設計業務等</b> の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立するとともに、災害発生時には、第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。

業務委託共通仕様書新旧対照表(第1編 地質・土質調査)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月								
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	現行条文
				8			受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に連絡するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。					8			受注者は、屋外で行う設計業務等実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。
				9			受注者は、調査が完了したときには、残材、廃物、木くず等を撤去し現場を清掃しなければならない。なお調査孔の埋戻しは監督職員の承諾を受けなければならない。								
							(削除)				1135			コスト削減の推進	
							(削除)				1136			木材利用の推進	
							(削除)				1137			環境負荷の低減	
			1134	1		臨機の措置	受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、臨機の措置をとった場合には、その内容を速やかに監督職員に報告しなければならない。				1138	1		臨機の措置	受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督職員に報告しなければならない。
				2			監督職員は、天災等に伴い成果品の品質又は工程に関して、業務管理上重大な影響を及ぼし、又は多額な費用が必要と認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。					2			監督職員は、天災等に伴い成果品の品質および履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。
			1135			履行報告	(略)				1139			履行報告	(略)
			1136	1		屋外で作業を行う時期及び時間の変更	(略)				1140	1		屋外で作業を行う時期及び時間の変更	(略)
				2			受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面を監督職員に提出しなければならない。					2			受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を監督職員に提出しなければならない。
			1137	1		行政情報流出防止対策の強化	(略)				1141	1		行政情報流出防止対策の強化	(略)
				2			(略)					2			(略)
							(1)～(4) (略)								(1)～(4) (略)
					(5)	電子情報の管理体制の確保	ア (略) イ 受注者は、次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。 (ア) 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策 (イ) 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策 (ウ) 電子情報を移送する際のセキュリティ対策					(5)		電子情報の管理体制の確保	ア (略) イ 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。 ① 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策 ② 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策 ③ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策
							(6)、(7) (略)								(6)、(7) (略)
				3			(略)					3			(略)
			1138	1		暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	(略)				1142	1		暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	(略)
				2			1により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を発注者に報告すること。					2			1により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
				3			(略)					3			(略)
				4			暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。					4			設計業務等において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議しなければならない。
			1139			保険加入の義務	(略)				1143			保険加入の義務	(略)
			1140			新技術の活用について	受注者は、新技術情報提供システム(NETIS)を利用することにより、活用することが有用と思われる場合は、監督職員と協議するものとする。				1144			新技術の活用について	受注者は、新技術情報提供システム(NETIS)等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。

業務委託共通仕様書新旧対照表(第1編 地質・土質調査)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月																																																																										
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	現行条文																																																																		
			1140				(削除)				1144				<p>受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づきNETISに登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。</p> <p>受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」(平成26年3月28日、国官総第344号、国官技第319号)、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」(平成26年3月28日、国官総第345号、国官技第320号、国官施第17号、国総施第141号)による必要な措置をとるものとする。</p> <p>1 受注者は、発注者指定型によりNETIS登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術(NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術)は活用効果調査表の提出を要しない。</p> <p>2. 受注者は、施工者希望型によりNETIS登録技術を活用した業務を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術(NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術)は活用効果調査表の提出を要しない。</p>																																																																		
							(削除)								<p>表1-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>文書名</th> <th>文書番号</th> <th>通知年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>治山技術基準(総則・山地治山編)</td> <td>20林整計第247号 林野庁長官通知</td> <td>H21.4.1</td> </tr> <tr> <td>治山技術基準(保安林整備編)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>治山技術基準(地すべり防止編)</td> <td>24林整計第308号 林野庁長官通知</td> <td>H25.4.1</td> </tr> <tr> <td>治山技術基準(防災林造成編)</td> <td>26林整計第894号 林野庁長官通知</td> <td>H27.4.1</td> </tr> <tr> <td>林道技術基準</td> <td>22林整計第366号 林野庁長官通知</td> <td>H23.4.1</td> </tr> <tr> <td>林道技術基準の解説</td> <td>22林整計第367号 林野庁森林整備部長通知</td> <td>H23.4.1</td> </tr> <tr> <td>土石流・流木対策指針</td> <td>30林整計第1109号 林野庁森林整備部長通知</td> <td>H31.3.29</td> </tr> <tr> <td>土石流・流木対策指針解説等</td> <td>30林整計第1110号 林野庁森林整備部長通知</td> <td>H31.3.29</td> </tr> <tr> <td>森林整備保全事業設計積算要領</td> <td>12 林野計第138号長官通達</td> <td>H12.3.31</td> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>編集又は発行所名</th> <th>発行年月日</th> </tr> <tr> <td>治山技術基準解説(総則・山地治山編)</td> <td>日本治山治水協会</td> <td>H21.10</td> </tr> <tr> <td>治山技術基準解説(保安林整備編)</td> <td>日本治山治水協会</td> <td>H12.7</td> </tr> <tr> <td>治山技術基準解説(地すべり防止編)</td> <td>日本治山治水協会</td> <td>H25.10</td> </tr> <tr> <td>治山技術基準解説(防災林造成編)</td> <td>日本治山治水協会</td> <td>H16.12</td> </tr> <tr> <td>治山ダム・土留工断面図</td> <td>林業土木コンサルタンツ</td> <td>H11.9</td> </tr> <tr> <td>治山林道必携 積算・施工編</td> <td>日本治山治水協会</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>治山林道必携 調査・測量・設計編</td> <td>日本治山治水協会</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>林道規程</td> <td></td> <td>H23.8</td> </tr> <tr> <td>林道必携(技術編)</td> <td>日本治山治水協会</td> <td>H23.8</td> </tr> <tr> <td>森林土木構造物標準設計</td> <td>日本治山治水協会</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>簡易舗装要綱</td> <td>日本道路協会</td> <td>S54.10</td> </tr> </tbody> </table>	文書名	文書番号	通知年月日	治山技術基準(総則・山地治山編)	20林整計第247号 林野庁長官通知	H21.4.1	治山技術基準(保安林整備編)			治山技術基準(地すべり防止編)	24林整計第308号 林野庁長官通知	H25.4.1	治山技術基準(防災林造成編)	26林整計第894号 林野庁長官通知	H27.4.1	林道技術基準	22林整計第366号 林野庁長官通知	H23.4.1	林道技術基準の解説	22林整計第367号 林野庁森林整備部長通知	H23.4.1	土石流・流木対策指針	30林整計第1109号 林野庁森林整備部長通知	H31.3.29	土石流・流木対策指針解説等	30林整計第1110号 林野庁森林整備部長通知	H31.3.29	森林整備保全事業設計積算要領	12 林野計第138号長官通達	H12.3.31	名称	編集又は発行所名	発行年月日	治山技術基準解説(総則・山地治山編)	日本治山治水協会	H21.10	治山技術基準解説(保安林整備編)	日本治山治水協会	H12.7	治山技術基準解説(地すべり防止編)	日本治山治水協会	H25.10	治山技術基準解説(防災林造成編)	日本治山治水協会	H16.12	治山ダム・土留工断面図	林業土木コンサルタンツ	H11.9	治山林道必携 積算・施工編	日本治山治水協会	—	治山林道必携 調査・測量・設計編	日本治山治水協会	—	林道規程		H23.8	林道必携(技術編)	日本治山治水協会	H23.8	森林土木構造物標準設計	日本治山治水協会	—	簡易舗装要綱	日本道路協会	S54.10
文書名	文書番号	通知年月日																																																																															
治山技術基準(総則・山地治山編)	20林整計第247号 林野庁長官通知	H21.4.1																																																																															
治山技術基準(保安林整備編)																																																																																	
治山技術基準(地すべり防止編)	24林整計第308号 林野庁長官通知	H25.4.1																																																																															
治山技術基準(防災林造成編)	26林整計第894号 林野庁長官通知	H27.4.1																																																																															
林道技術基準	22林整計第366号 林野庁長官通知	H23.4.1																																																																															
林道技術基準の解説	22林整計第367号 林野庁森林整備部長通知	H23.4.1																																																																															
土石流・流木対策指針	30林整計第1109号 林野庁森林整備部長通知	H31.3.29																																																																															
土石流・流木対策指針解説等	30林整計第1110号 林野庁森林整備部長通知	H31.3.29																																																																															
森林整備保全事業設計積算要領	12 林野計第138号長官通達	H12.3.31																																																																															
名称	編集又は発行所名	発行年月日																																																																															
治山技術基準解説(総則・山地治山編)	日本治山治水協会	H21.10																																																																															
治山技術基準解説(保安林整備編)	日本治山治水協会	H12.7																																																																															
治山技術基準解説(地すべり防止編)	日本治山治水協会	H25.10																																																																															
治山技術基準解説(防災林造成編)	日本治山治水協会	H16.12																																																																															
治山ダム・土留工断面図	林業土木コンサルタンツ	H11.9																																																																															
治山林道必携 積算・施工編	日本治山治水協会	—																																																																															
治山林道必携 調査・測量・設計編	日本治山治水協会	—																																																																															
林道規程		H23.8																																																																															
林道必携(技術編)	日本治山治水協会	H23.8																																																																															
森林土木構造物標準設計	日本治山治水協会	—																																																																															
簡易舗装要綱	日本道路協会	S54.10																																																																															



業務委託共通仕様書新旧対照表(第1編 地質・土質調査)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月						
編	章	節	条	項	項以下	新条文	編	章	節	条	項	項以下	現行条文
	2					地質調査業務							
		1				機械ボーリング							
			1201			目的	機械ボーリングは、主として土質及び岩盤を調査し、地質構造や地下水位を確認するとともに、必要に応じて試料を採取し、あわせて原位置試験を実施するために行うことを目的とする。						
			1202			土質の分類	土質の分類は、JGS 0051(地盤材料の工学的分類方法)によるものとする。						
			1203	1		ボーリング調査等	ボーリング機械は、回転式ボーリング機械を使用するものとし、所定の方向、深度に対して十分余裕のある能力を持つものでなければならない。	2	1	2	2104	1	ボーリング調査
												(1)	ボーリング調査は、ロータリーボーリングによるオールコアボーリングを標準とし、次のことに留意して掘削するものとする。
												(2)	コアは、必要な区間を採取するとともに、コアを乱したり変質させない。
												(3)	ボーリング掘削にあたっては、調査孔の周囲の地盤を乱したり、透水性を阻害しない。
												(4)	ボーリングの孔径は呼称径66mmを標準とする。
												(5)	長尺のボーリング等で、削孔径を段階的に小さくする場合は、目的孔径のボーリングでコアを採取したのちに拡孔を行ってその区間をケーシングパイプで保護し、次のコアボーリングを行う。
												(6)	ボーリングに使用する機械は、所定の深度、孔径及び削孔方向に対して、十分余裕のある能力の機械を使用する。
				2		ボーリング位置、深度及び数量						2	ロータリーボーリングによるコア採取が困難な場合は、監督職員と協議し他の適切な調査法を適用するものとする。
					(1)		ボーリングの位置・方向・深度・孔径及び数量については設計図書によるものとする。						
					(2)		現地におけるボーリング位置の決定は、原則として監督職員の立会のうえ行うものとし、後日調査位置を確認できるようにしなければならない。						
				3		仮設	足場、やぐら等は作業完了まで資機材類を安定かつ効率的な作業が行える状態に据付けるとともに、資機材類についても安全かつ使いやすい位置に配置し、ボーリングや原位置試験等に要する作業空間を良好に確保するよう設置しなければならない。					3	ボーリングの深度は原則として設計図書又は監督職員の指示によるが、掘削途中で当初予定と相違がある場合には監督職員と協議し、指示を受けなければならない。
				4		掘進						4	掘削方向は原則として鉛直下方とする。ただし、目的によって下方としない方が適している場合は監督職員と協議して方向・角度を変えることができる。
					(1)		孔口はケーシングパイプ又はドライブパイプで保護するものとする。						
					(2)		崩壊性の地層に遭遇して掘進が不可能になる恐れのある場合は、泥水の使用、もしくはケーシングパイプの挿入により孔壁の崩壊を防止しなければならない。						
					(3)		原位置試験、サンプリングの場合はそれに先立ち、孔底のスライムをよく除去するものとする。						
					(4)		掘進中は掘進速度、湧水・逸水量、スライムの状況等に注意し、変化の状況を記録しなければならない。						
					(5)		未固結土で乱れの少ない試料採取を行う場合には、土質及び締め具合に応じたサンプラーを用い、採取率を高めるように努めなければならない。						
					(6)		孔内水位は、毎作業日、作業開始前に観測し、観測日時を明らかにしておかななければならない。						
					(7)		岩盤ボーリングを行う場合は、原則としてダブルコアチューブを用いるものとし、コアチューブの種類は岩質に応じて適宜使い分けるものとする。						
					(8)		コアチューブはコアの採取毎に水洗いして、残渣を完全に除去しなければならない。						
					(9)		掘進中は孔曲がりのないように留意し岩質、割れ目、断層破碎帯、湧水、漏水等に充分注意しなければならない。特に湧水については、その量のほか、必要があれば水位(被圧水頭)を測定するものとする。						

業務委託共通仕様書新旧対照表(第1編 地質・土質調査)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月									
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	現行条文	
					(10)		試料を採取するオールコアボーリング※1の場合は、詳細な地質状況の把握が行えるよう、観察に供するコアを連続的に採取することとする。試料を採取しない場合はノンコアボーリング※2を行うこととする。ノンコアボーリング又はオールコアボーリングの適用は特記仕様書による。 ※1 オールコアボーリングとは、観察に供するコアを連続的に採取するボーリングで、試料箱(コア箱)に納め、採取したコアを連続的に確認し、詳細な地質状況の把握が可能なものをいう。 ※2 ノンコアボーリングとは、コアを採取しないボーリングで、標準貫入試験及びサンプリング(採取資料の土質試験)等の併用による地質状況の把握が可能なものをいう。									
				5	(1)	検尺	予定深度の掘進を完了する以前に調査の目的を達した場合、又は予定深度の掘進を完了しても調査の目的を達しない場合は、監督職員と協議するものとする。					5			採取したコアは、採取後直ちにコア箱の所定の位置に整理して配列し、地層区分ごとに仕切りをつけ、その深度を仕切り板に記入しなければならない。コア箱の蓋には、調査地名、ボーリング孔番号、採取深度等を記入するものとする。コアは、地質判定後、風化や酸化の防止及び乾燥防止のため直ちにビニール等で覆って保存しなければならない。 掘進終了後、コア箱の内容を1箱ごとに1枚のカラー写真に撮影するものとする。	
					(2)		掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として監督職員が立会のうねロッドを挿入した状態で残尺を確認した後、ロッドを引き抜き、全ロッド長の確認を行うものとする。									
				6			採取方法及び採取深度を決定するために行う先行ボーリングを実施する場合は、特記仕様書による。					6			コア採取率が低く、コア箱に相当の空間ができて、コア採取深度を移動させてはならない。	
												7			掘削後は、全掘進長に対して原則として保孔管を挿入するものとする。滞水層区間はストレーナ加工(ストレーナは径5mm、20箇所/m程度)を行うのを原則とする。なお、保孔管をひずみ計とすることは、孔壁との空間を確実に充填して固定するものとする。	
												8			孔口は縦・横各50cm、厚さ20cm程度の孔口止めモルタルを打設して、地表水の流入を防止する。	
												9			コア採取を必要としない場合には、設計図書又は監督職員の指示によりノンコアボーリングを行うものとする。	
												10	作業日報	ボーリング作業中は、地盤の構成と土質・地質及び地下水の状況を判定するため、下記の事項を作業日報に記入するものとする。 (1)~(10) 略		
												11		調査結果は、試錘日報解析図に取りまとめるとともに、地質柱状図、地質断面図等を作成するものとする。		
			1204			成果品	成果品は、次のものを提出するものとする。									
					(1)		調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図(着色を含む)									
					(2)		作業時の記録及びコアの観察によって得た事項は、柱状図に整理し提出するものとする。									
					(3)		採取したコアは標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入し提出しなければならない。 なお、未固結の試料は、1m毎又は各土層ごとに標本ビンに密封して収納するものとする。 採取したコアの提出要否については、監督職員と協議するものとする。									
					(4)		コア写真は、調査件名、孔番号、深度等を明示して撮影(カラー)し、整理するものとする。									
		2				サンプリング										
			1205			目的	乱さない試料のサンプリングは、室内力学試験に供する試料を、原位置における性状をより乱れの少ない状態で採取することを目的とする。									

業務委託共通仕様書新旧対照表(第1編 地質・土質調査)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月							
編	章	節	条	項	項以下	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項(見出し)	現行条文
			1206	1		採取方法 シンウォールサンプリングは、軟弱な粘性土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS 1221(固定ピストン式シンウォールサンプラーによる土試料の採取方法)によるものとする。								
				2		デニソンサンプリングは、中程度の硬質な粘性土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS 1222(ロータリー式二重管サンプラーによる土試料の採取方法)によるものとする。								
				3		トリプルサンプリングは、硬質の粘性土、砂質土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS 1223(ロータリー式三重管サンプラーによる土試料の採取方法)によるものとする。								
			1207	1		試料の取扱い 受注者は、採取した試料に振動、衝撃及び極端な温度変化を与えないように取り扱いに注意するものとする。ただし、凍結などが必要な場合は、監督職員と協議するものとする。								
				2		受注者は、採取した試料をすみやかに所定の試験室に運搬するものとする。								
				3		受注者は、採取した試料を運搬する際には、衝撃及び振動を与えないようフォームラバー等の防護物を配し、静かに運搬するものとする。								
			1208			成果品 成果品は、次のものを提出するものとする。								
				(1)		採取位置、採取深さ、採取長								
				(2)		採取方法								
		3				標準貫入試験								
			1209			目的 標準貫入試験は、原位置における地盤の硬軟や、締まり具合の判定、及び土層構成を把握するための試料採取することを目的とする。								
			1210	1		試験等 試験方法及び器具は、JIS A1219(標準貫入試験方法)によるものとする。								
				2		試験の開始深度は、設計図書によるものとする。								
				3		試験は、原則として1mごとに実施すること。ただしサンプリングする深度、本試験が影響すると考えられる原位置試験深度はこの限りではない。								
				4		打込完了後ロッドは1回転以上してからサンプラーを静かに引上げなければならない。								
				5		サンプラーの内容物は、スライムの有無を確認して採取長さを測定し、土質・色調・状態・混入物等を記録した後、保存しなければならない。								
			1211			成果品 試験結果及び保存用試料は、JIS A 1219(標準貫入試験方法)及び特記仕様書に従って整理し提出するものとする。								
		4				スウェーデン式サウンディング試験	2	1	2	2105			サウンディング調査	
			1212			目的 スウェーデン式サウンディング試験は、深さ10m程度の軟弱地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締まり具合又は土層の構成を判定することを目的とする。								
			1213	1		試験等 試験方法及び器具は、JIS A 1221(スウェーデン式サウンディング試験方法)によるものとする。				2105	(3)	スウェーデン式サウンディング試験	スウェーデン式サウンディング試験の試験方法はJIS A 1221に準拠するものとする。	
				2		試験中、スクリーポイントの抵抗と貫入中の摩擦音等により土質を推定し、可能な場合は、土質名とその深度を記録するものとする。								
				3		試験中、目的の深度に達する前までに、礫などにあたり試験が不可能になった場合は監督職員と協議しなければならない。								
				4		試験終了後、地下水が認められた場合は、可能な限り水位を測定し記録するものとする。								
			1214			成果品 成果品は、次のものを提出するものとする。								
				(1)		調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図(着色を含む)								
				(2)		試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJIS A1221(スウェーデン式サウンディング試験方法)により整理し提出するものとする。								
		5				機械式コーン(オランダ式二重管コーン)貫入試験								



業務委託共通仕様書新旧対照表(第1編 地質・土質調査)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月						
編	章	節	条	項	項以下	新条文	編	章	節	条	項	項以下	現行条文
			1215			目的 機械式コーン(オランダ式二重管コーン)貫入試験は、軟弱地盤の原位置における土のコーン貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合、又はその地盤構成を判定することを目的とする。							
			1216	1		試験方法及び器具は、JIS A 1220(機械式コーン(オランダ式二重管コーン)貫入試験方法)によるものとする。							
				2		先端抵抗測定中及び外管圧入中に貫入抵抗が著しく変化する場合には、その深度においても測定するものとする。							
				3		試験中、目的の深度まで達する前に、礫などにあたり試験が不可能になった場合は監督職員と協議するものとする。							
			1217			成果品は、次のものを提出するものとする。							
				(1)		調査位置案内図、調査位置平面図							
				(2)		試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙を使用してJIS A 1220(機械式コーン(オランダ式二重管コーン)貫入試験方法)により整理するものとする。							
		6				ポータブルコーン貫入試験							
			1218			目的 ポータブルコーン貫入試験は、浅い軟弱地盤において人力により原位置における土の静的貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合を判定することを目的とする。							
			1219	1		試験方法及び器具は、JGS 1431(ポータブルコーン貫入試験方法)によるものとする。				2105	(4)	ポータブルコーン貫入試験	ポータブルコーン貫入試験の試験方法はJGS 1431に準拠するものとする。
				2		貫入方法は人力による静的連続圧入方式とする。							
				3		予定深度に達しない場合で試験が不可能となった場合は、位置を変えて再度試験を行うものとする。							
				4		単管式コーンペネトロメーターの計測深さは、原則として3mまでとする。							
			1220			成果品は、次のものを提出するものとする。							
				(1)		調査位置案内図、調査位置平面図							
				(2)		試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS 1431(ポータブルコーン貫入試験方法)により整理し提出するものとする。							
		7				孔内載荷試験							
			1221			目的 孔内載荷試験は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性及び強度特性を求めることを目的とする。							
			1222	1		試験方法及び器具は、JGS 1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、JGS 3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」及びJGS 3532「ボアホールジャッキ試験」によるものとする。							
				2		試験に際しては目的や地質条件等を考慮して適切な箇所を選定するものとする。							
				3		測定 孔内水平載荷試験は、等圧分布載荷法又は等変位載荷法によるものとする。							
				(1)	点検とキャリブレーション	試験に先立ち、試験装置は入念な点検とキャリブレーションを行わなければならない。							
				(2)	試験孔の掘削と試験箇所の確認	試験孔の孔壁は試験精度をよくするために孔壁を乱さないように仕上げなければならない。なお、試験に先立って試験箇所の地質条件等の確認を行うものとする。							
				(3)		試験は掘削終了後、速やかに実施しなければならない。							
				(4)		最大圧力は試験目的や地質に応じて適宜設定するものとする。							
				(5)		載荷パターンは試験目的、地質条件等を考慮し適切なものを選ばなければならない。							
				(6)		加圧操作は速やかに終え、荷重および変位量の測定は同時に行う。測定間隔は、孔壁に加わる圧力を19.6kN/m <sup>2</sup> ピッチ程度または、予想される最大圧力の1/10～1/20の荷重変化ごとに測定し、得られる荷重速度～変位曲線ができるだけスムーズな形状となるようにしなければならない。							
			1223			成果品は、次のものを提出するものとする。							

業務委託共通仕様書新旧対照表(第1編 地質・土質調査)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月						
編	章	節	条	項	項以下	新条文	編	章	節	条	項	項以下	現行条文
					(1)	試験箇所、試験方法、地盤状況、測定値							
					(2)	荷重強度－変位曲線							
					(3)	地盤の変形係数							
					(4)	試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の、JGS 1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、JGS 3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」及びJGS 3532「ボアホールジャッキ試験」により整理し提出するものとする。							
		8				地盤の平板載荷試験							
			1224		目的	平板載荷試験は、地盤に剛な載荷板を介して荷重を加え、この荷重の大きさと載荷板の沈下との関係から、応力範囲の地盤の変形特性や支持力特性、道路の路床・路盤などでは地盤反力係数を求めることを目的とする。							
			1225		試験等	試験方法及び試験装置・器具は以下のとおりとする。							
					(1)	地盤の平板載荷試験は、JGS 1521(地盤の平板載荷試験方法)によるものとする。							
					(2)	道路の平板載荷試験は、JIS A 1215(道路の平板載荷試験方法)によるものとする。							
			1226		成果品	成果品は、次のものを提出するものとする。							
					(1)	試験箇所、試験方法、測定値							
					(2)	地盤の平板載荷試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS 1521(地盤の平板載荷試験方法)により整理し提出するものとする。							
					(3)	道路の平板載荷試験の試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJIS A 1215(道路の平板載荷試験方法)により整理し提出するものとする。							
		9				現場密度測定(砂置換法)							
			1227		目的	現場密度測定(砂置換法)は、試験孔から掘り出した土の質量とその試験孔に密度の既知の砂材料を充填し、その充填に要した質量から求めた体積から土の密度を求めることを目的とする。							
			1228		試験等	試験方法及び器具は、JIS A 1214(砂置換法による土の密度試験方法)によるものとする。							
			1229		成果品	成果品は、次のものを提出するものとする。							
					(1)	調査位置、調査方法、測定値							
					(2)	試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJIS A 1214(砂置換法による土の密度試験方法)により整理し提出するものとする。							
		10				現場密度測定(RI法)							
			1230		目的	現場密度測定(RI法)は、放射性同位元素を利用して、土の湿潤密度と含水量を測定することを目的とする。							
			1231	1	試験等	本試験は、地表面型RI計を用いた土の密度試験に適用する。							
				2		試験方法及び器具は、JGS 1614(RI計器による土の密度試験方法)によるものとする。							
			1232		成果品	成果品は、次のものを提出するものとする。							
					(1)	調査位置、調査方法、測定値							
					(2)	含水比、湿潤密度、乾燥密度							
		11				現場透水試験							
			1233		目的	現場透水試験は、揚水又は注水時の流量や水位を測定し、地盤の原位置における透水係数及び平衡水位(地下水位)を求めることを目的とする。							
			1234		試験等	試験方法及び器具は、JGS 1314(単孔を利用した透水試験方法)によるものとする。							
			1235		成果品	成果品は、次のものを提出するものとする。							
					(1)	調査位置、深さ、調査方法、測定値							

業務委託共通仕様書新旧対照表(第1編 地質・土質調査)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月								
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	現行条文
					(2)		試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS 1614 によるものとする。								
		12				電気検層									
			1236			目的	電気検層は、ボーリング孔を利用して地層の電気抵抗(比抵抗)を測定することを目的とする。								
			1237	1		試験等	試験方法及び装置は、JGS 1121(地盤の電気検層方法)によるものとする。								
				2			マイクロ検層(電極間隔2.5cm±5mm及び5cm±5mmが標準)、自然電位検層(S-P検層)を実施する場合は、特記仕様書によるものとする。								
			1238			成果品	成果品は、次のものを提出するものとする。								
					(1)		調査位置、測定深さ								
					(2)		掘削孔径、電気検層の種類及び電極間隔								
					(3)		検層装置の仕様								
					(4)		比抵抗曲線								
		3				解析等調査業務									
			1301	1		目的	解析等調査業務は、調査地周辺に関する既存資料の収集及び現地調査を実施し地質・土質調査で得られた資料を基に、地質断面図を作成するとともに地質・土質に関する総合的な解析とりまとめを行うことを目的とする。								
				2			適用範囲は、トンネル、地すべり調査等の大規模な業務や技術的に高度な業務を除くものとする。								
			1302	1		業務内容	解析等調査業務の内容は、次の各号に定めるところによる。								
				2			既存資料の収集・現地調査は以下による。								
					(1)		関係文献の収集と検討								
					(2)		調査地周辺の現地調査								
				3	(1)	資料整理とりまとめ	各種計測結果の評価及び考察								
					(2)		異常データのチェック								
					(3)		試料の観察								
					(4)		ボーリング柱状図の作成								
				4	(1)	断面図等の作成	地層及び土性の工学的判定								
					(2)		土質又は地質断面図等の作成。なお、断面図は着色するものとする。								
				5	(1)	総合解析とりまとめ	調査地周辺の地形・地質の検討								
					(2)		地質調査結果に基づく土質定数の設定								
					(3)		地盤の工学的性質の検討と支持地盤の設定								
					(4)		地盤の透水性の検討(現場透水試験や粒度試験などが実施されている場合)								
					(5)		調査結果に基づく基礎形式の検討(具体的な計算を行うものでなく、基礎形式の適用に関する一般的な比較検討)								
					(6)		設計・施工上の留意点の検討(特に、切土や盛土を行う場合の留意点の検討)								
			1303			成果品	成果品は、現地調査結果、ボーリング柱状図、地質又は土質断面図及び業務内容の検討結果を報告書としてとりまとめ提出するものとする。								
		4				軟弱地盤技術解析									
			1401			目的	軟弱地盤技術解析は、軟弱地盤上の盛土、構造物(地下構造物、直接基礎含む)を施工するにあたり地質調査で得られた資料を基に、基礎地盤、盛土、工事に伴い影響する周辺地盤等について、現況軟弱地盤の解析、検討対策工法の選定、対策後地盤解析、最適工法の決定を行うことを目的とする。								
			1402			業務内容									



業務委託共通仕様書新旧対照表(第1編 地質・土質調査)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月						
編	章	節	条	項	項以下	新条文	編	章	節	条	項	項以下	現行条文
				1		解析計画 業務遂行のための作業工程計画・人員計画の作成、解析の基本条件の整理・検討(検討土層断面の設定、土質試験結果の評価を含む)、業務打合せのための資料作成を行うものとする。							
				2		周辺の自然地形・改変地形を観察し、解析基本条件の整理・検討のための基礎資料とするとともに、周辺に分布する交差物、近接構造物等を把握し、必要な解析について計画を立てるための基礎資料を得るものとする。							
				3		現況地盤解析							
				(1)		地盤破壊 設定された土質定数、荷重(地震時含む)等の条件に基づき、すべり計算(基礎地盤の圧密に伴う強度増加の検討含む)等を各断面にて実施して地盤のすべり破壊に対する安全率を算定するものとする。							
				(2)		地盤変形 設定された土質定数、荷重等の条件に基づき、簡易的手法によって地盤内発生応力を各断面にて算定し、地盤変形量(側方流動、地盤隆起、仮設構造物等の変位等及び既設構造物への影響検討を含む)を算定するものとする。							
				(3)		地盤圧密 設定された土質定数、荷重等の条件に基づき、地中鉛直増加応力を算定し、即時沈下量、圧密沈下量、各圧密度に対応する沈下時間を算定するものとする。							
				(4)		地盤液状化 広範囲の砂質地盤を対象に土質定数及び地震時条件に基づき、液状化強度、地震時せん断応力比から、液状化に対する抵抗率FL 値を各断面にて求め、液状化の判定を行うものとする。							
				4		検討対策工法の選定 当該土質条件、施工条件に対して適用可能な軟弱地盤対策工法を抽出し、各工法の特性・経済性を概略的に比較検討のうえ、詳細な安定計算等を実施する対象工法を1つ又は複数選定するものとする。							
				5		対策後地盤解析 現況地盤の改良等、対策を行った場合を想定し、対象範囲、対策後の地盤定数の設定を行った上で、必要な解析を実施し、現地への適応性の検討(概略的な施工計画の提案を含む)を行うものとする。							
				6		最適工法の決定 「対策工法の選定」が複数の場合において、「対策後の検討」結果を踏まえ経済性・施工性・安全性等の総合比較により最適対策工法を決定するものとする。							
				7		照査 検討を行った各項目毎に、基本的な方針、手法、解析及び評価結果について照査するものとする。							
			1403			成果品 成果品は、現地踏査結果業務内容の検討結果及び照査結果を提出するものとする。							
	5					物理探査	2	1					
		1				弾性波探査			2				土質・地質調査
			1501			目的 弾性波探査は人工震源によって生じた地盤の弾性波伝播速度を測定し、地層の物理特性を把握すると同時に断層破碎帯や基盤深度等の地下構造を調査するのを目的とする。							
			1502			業務内容			2102				弾性波探査
				1		計画準備 業務の目的・主旨を把握したうえで、特記仕様書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成するものとする。					1		弾性波探査には屈折法及び反射法があり、探査方法は屈折法を標準とする。
				2		現地踏査 測線計画及び起振計画作成のために現地の状況を把握するものとする。					2		受震器間隔は5～10mの範囲で、探査目的、目的深度、目標精度及び地形条件等を考慮して決定するものとする。
				3		資料検討 既存資料の整理・検討を行い、現地踏査結果を踏まえ、測線計画及び起振計画を作成するものとする。					3		測定の良否は現場で判定し、記録が不明瞭かつ不明確な場合は再測定する。
				4		測線設定 測線計画によって決定された測線長、方向及び測線数に基づき、現地で測量を行い、測線の両端、交点及び測点等に木杭を設置して測線を設定するものとする。					4		測定結果に基づき測線配置図、走時曲線図、速度層断面図を作成する。
				5		観測 起振計画において決定された起振方法により、往復観測を行うものとする。							

業務委託共通仕様書新旧対照表(第1編 地質・土質調査)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月								
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	現行条文
				6		解析	観測の結果に基づき、走時曲線図及び速度層断面図を作成し、地山の弾性波速度と地質及び地層の力学的性質の判定を行うものとする。								
				7		照査	計画準備、測線設定、観測、解析について照査するものとする。								
				8		報告書作成	調査結果の評価、考察、検討を整理して報告書としてとりまとめるものとする。								
		2				電気探査(比抵抗二次元探査)									
			1503			目的	電気探査(比抵抗二次元探査)は、地中に電流を流して地中に生じる電位差を測定してその比抵抗値を求め、風化岩と基盤岩の分布形態、砂礫などの堆積層と基盤岩の構造など、地層の分布構造を把握することを目的とする。								
			1504			業務内容					2103			電気探査	
				1		計画準備	第1502条第1項に準じるものとする。					1			電気探査には、水平電気探査、垂直電気探査、高密度電気探査があり、方法の選択は設計図書又は監督職員の指示によるものとする。
				2		現地踏査	測線計画及び電極配置計画作成のために現地の状況を把握するものとする。					2			測線は地すべりの移動方向又は地質構造、特に地層の走向方向に一辺を持った格子状に設けることを標準とする。
				3		資料検討	既存資料の整理・検討を行い、現地踏査結果を踏まえ、測線配置計画、電極配置選択、最小電極間隔及び最大電極間隔を決定する。					3			探査測点の間隔は、各測線上において5～10m、最大20m以内を標準とし、各測点での電極間隔のとり方は、最大電極間隔を基盤面深度の2.0～3.0倍にとり、最大電極間隔までを10段階程度の電極間隔に区分する。
				4		測線設定	測線計画において決定された測線長、方向、測線数及び電極間隔に基づき、現地で測量を行い、測線の両端、交点及び測点等に木杭を設置して測線を設定し、合わせて各測点の標高を求めるものとする。					4			調査結果は比抵抗断面図、比抵抗等高線図、比抵抗分布図等に取りまとめるものとする。
				5		観測	電極配置計画において決定された電極配置により、電流、電位差の測定を行うものとする。								
				6		解析									
				(1)			観測結果を用い、見掛け比抵抗疑似断面図を作成するものとする。								
				(2)			観測結果を用いてインバージョン(逆解析)により比抵抗断面図を作成するものとする。								
				(3)			比抵抗断面図とその他の地質資料も考慮し、地山の比抵抗と地質及び地層の関係について地質学的解釈を行うものとする。								
				7		報告書作成	第1502条第8項に準じるものとする。								
	6					地すべり調査									
		1				地すべり調査									
			1601			目的	地すべり調査は、地すべり面の分布・性状、地下水位、水みち等について調査するとともに、どの範囲の土塊がどのように動いているか、どのような機構で地すべりが発生しているかを解析し、地すべり対策工法を検討することを目的とする。								
			1602	1		計画準備	第1502条第1項に準じるものとする。								
				2			予備調査として以下の項目を実施するものとする。								
				(1)		既存資料調査	対象地すべり地付近の地形、地質、水文、地すべりの分布、滑動履歴など既存資料を収集するものとする。								
				(2)		地形判読作業	地形図、空中写真等を用いて地すべりブロックを判定し、その周辺の地形分類、埋谷面図等を必要に応じて作成するものとする。								
				(3)		現地調査	地形、地質、水文、滑動現況及び履歴等の現地調査を行い、地すべり現況を明らかにし、調査計画、応急対策計画の概要を調査するとともに、安定解析のため主測線、その他地すべり調査計画に必要な基準線となる測線を定めるものとする。								
			1603			地下水調査									

業務委託共通仕様書新旧対照表(第1編 地質・土質調査)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月						
編	章	節	条	項	項以下	新条文	編	章	節	条	項	項以下	現行条文
				1		地下水水位調査 地下水水位の変動を監視するために、ボーリング孔内の水位を観測するもので、調査方法はJGS 1312(観測井による砂質・礫質地盤の地下水水位測定方法)によるものとする。			7	2136			地下水水位調査 全面改定
				2		地下水検層 ボーリング孔にトレーサー(地下水と電気抵抗あるいは温度の異なる水)を投入し、地下水の流動箇所ではトレーサーが希釈されることにより電気抵抗又は温度が変化することを利用して、地下水の流動帯の有無とその深度を検知するもので、調査方法はJGS 1317(トレーサーによる地下水流動層検層方法)によるものとする。							
				3		間隙水圧調査 電気式水圧計等を用いて飽和地盤の土粒子間の間隙に存在している水に働く圧力を求めるもので、調査方法はJGS 1313(ボーリング孔内に設置した電気式間隙水圧計による間隙水圧の測定方法)によるものとする。			7	2137			間隙水圧調査 全面改定
				4		湧水圧による岩盤の透水試験(J.F.T) 岩盤の試験対象区間とその区間をパッカーおよびトリップバルブによって大気から遮断しておき、大気圧下に開放した後に測定管内を上昇する地下水の上昇速度と最高静水位から測定間隔での水頭及び換算透水係数を求めるもので、調査方法は、JGS 1321(孔内水位回復法による岩盤の透水試験方法)によるものとする。							
				5	(1)	地下水追跡調査 (略)			7	2139	1		地下水追跡調査 (略)
					(2)	(略)					2		(略)
					(3)	調査の結果は、バックグラウンドの数値以上の値の検出により、地下水の流路及び流速を推定し、次の各号の図表等にまとめるものとする。 ア 地下水追跡結果表 イ 地層状況等の検討 ウ 投入地点、採水地点等を明示した調査図 エ 地下水流路想定断面図					3		調査の結果は、バックグラウンドの数値以上の値の検出により、地下水の流路及び流速を推定し、次の図表等にまとめるものとする。 (1) 地下水追跡結果表 (2) 地層状況等の検討 (3) 投入地点、採水地点等を明示した調査図 (4) 地下水流路想定断面図
				6	(1)	簡易揚水試験 (略)			7	2140	1		簡易揚水試験 (略)
					(2)	(略)					2		(略)
				7	(1)	揚水試験 (略)			7	2141	1		揚水試験 (略)
					(2)	(略)					2		(略)
					(3)	(略)					3		(略)
					(4)	(略)					4		(略)
					(5)	(略)					5		(略)
				8	(1)	水質分析 水質分析には現地測定と室内試験があり、……			7	2142	1		水質調査 水質調査には現地測定と室内試験があり、……
					(2)	(略)					2		(略)
					(3)	測定の結果は、次の各号の項目を明記して、図表に整理するものとする。 ア 採水箇所・採水方法 イ 採水日時・天候 ウ 水質の測定・分析方法					3		測定の結果は、次の項目を明記して、図表に整理するものとする。 (1) 採水箇所・採水方法 (2) 採水日時・天候 (3) 水質の測定・分析方法
				9	(1)	地下水流出量調査 地下水流出量調査の測定には次の各号の方法があり、現地の状況に適合した方法を設計図書又は監督職員の指示により選択するものとする。 ア 量水榭又は量水箱を用いて、時間当たりの水量を直接測定する方法。 イ 量水堰(ノッチ堰)を取り付け、越流する水位高さを直接又は自記水位計などで測定し、流量公式(JIS B8302など)により流出量に換算する方法。 ウ 流量計を設置して測定する方法。			7	2143	1		地下水流出量調査 地下水流出量調査の測定には次の方法があり、現地の状況に適合した方法を設計図書又は監督職員の指示により選択するものとする。 (1) 量水榭又は量水箱を用いて、時間当たりの水量を直接測定する方法。 (2) 量水堰(ノッチ堰)を取り付け、越流する水位高さを直接又は自記水位計などで測定し、流量公式(JIS B 8302など)により流出量に換算する方法。 (3) 流量計を設置して測定する方法。
					(2)	(略)					2		(略)
			1604			移動変形調査							
				1		変位杭による調査 基準杭、変位杭を設置し測量を実施して、地すべり活動による地表面の移動量を把握する。							
				2		伸縮計による調査				2120			地表伸縮計による観測 全面改定
				(1)		地すべり地頭部、末端部等に伸縮計を設置し、地表面の経時的変化量を測定して、地すべりの変動状況を確認するものとする。							



業務委託共通仕様書新旧対照表(第1編 地質・土質調査)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月								
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	現行条文
					(2)		調査方法については、JGS 1725(伸縮計を用いた地表面移動量測定方法)によるものとする。								
				3		傾斜計による調査					2121			地盤傾斜計による観測	全面改定
					(1)		地すべりによる地表面の傾斜変動を測定し、地すべりの変動状況を確認するものとする。								
					(2)		水管式地盤傾斜計を用いて調査する場合は、JGS 1721(水管式地盤傾斜計を用いた地表面の傾斜変動量測定方法)によるものとする。								
				4		パイプ式歪計による調査	パイプ式歪計は、外径48～60mmの塩ビ管外周軸方向で、直交する2方向、又は、1方向にペーパーストレインゲージを1.0m間隔に装置したものをボーリング孔に設置し、ゲージの歪量を測定し、すべり面の位置、すべり方向を確認するものとする。				2132			パイプひずみ計による観測	全面改定
				5		挿入式孔内傾斜計による調査	挿入式孔内傾斜計は、削孔したボーリング孔に溝付の塩ビ管、あるいはアルミケーシングパイプを地表面から不動層まで埋設した後、プローブに取付けられた車輪をパイプの溝に合わせて降下して0.5mあるいは1.0m毎にパイプの傾きを検出し、指示計に表示される傾き量を読みとるもので、地すべりの滑動によるすべり面位置の確認やすべり方向、変位量を算出するものとする。				2133			孔内傾斜計による観測	全面改定
			1605			降水量観測	地すべりの変動と降水量との相関関係を把握するために、降水量を計測する。計測には、自記雨量計(7日間)の使用を標準とする。				2117			気象調査	全面改定
		2				解析									
			1606			地盤特性検討	基礎地盤調査資料並びに移動変形調査から、「地すべり規模」、「地形特性」、「地質特性」、「地下構造特性」、「地下水特性」等、総合的に対象地域の地盤特性を明らかにし、「安定解析」、「機構解析」、「対策工法の選定」に関わる基本的な地盤の定数、条件を検討するものとする。								
			1607	1		すべり面の判定	すべり面の判定は、各調査孔ごとにボーリングコア判定、各種検層結果、試錐日報解析、パイプひずみ計等の地中移動観測結果等を総合してボーリング孔別総括対比表を作成し、総括的に判定する。								
				2			判定したすべり面は、地下水層準区分及び地すべり層準区分を記入した地質断面図(縦横断)、並びにすべり面等高線図にまとめるものとする。								
				3			適切な地すべり面が得られない場合は、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。								
			1608	1		地すべりブロック区分の確定	地すべり地内の亀裂や地形(頭部滑落崖・末端部地形)を境に明らかに移動特性や安定性が異なる場合には、地すべりをブロック区分し、隣接するブロック相互の関係を明らかにする。								
				2			区分した地すべりブロックごとに、区分の根拠・理由、移動状況、拡大の可能性、隣接ブロックとの関係、保全対象への影響等をまとめ、必要に応じて図表等に整理する。								
			1609			地すべり発生機構の判定	地形、地質、地盤構造から推定される素因、更に移動変形、地下水、人為的な誘因等と、安定計算結果から総合的に判断して地すべり運動機構と地すべり発生原因を解明するものとする。								
				1		地すべり素因の把握	地すべり地及びその周辺の地形・地質、地質構造、水文地質条件と地すべり発生の関連性、地すべりの拡大性を明らかにする。								
				2		地すべり発生の誘因	自然的誘因又は人為的誘因を判定し、誘因に対する適切な防止工の組み合わせや施工順序を検討する。								
				3		地すべりの移動特性	誘因の変動と移動との応答関係、地すべりが活発化する可能性を明らかにする。また、地すべりの臨界状態に対応する地下水圧分布を把握する。								
			1610			安定解析	地すべり運動方向に設けた測線の地すべり断面について、安定計算を行い、地すべり斜面の安定度を計算するものとする。								
				1		安定解析測線の設定									
				(1)			安定解析は、ブロックを代表し、断面規模が最大級で、滑動力が最大かつ安全率が最小となる縦断で行う。								

業務委託共通仕様書新旧対照表(第1編 地質・土質調査)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月								
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	現行条文
					(2)		機構調査測線が(1)の条件を満たさない場合には、監督職員と協議し、必要に応じて縦断測量によって新たに測線を設定する。								
					(3)		三次元安定解析を行う場合、各測線の選定は地すべり滑動力及び安定度、防止工効果を適切に評価できるように選定する。								
				2		土質パラメータの設定									
					(1)		地すべり安定解析に用いる土質パラメータは、地すべり移動の実態又はすべり面粘土の土質試験結果等を評価した上で設定する。								
					(2)		土質パラメータは、原則として、先に地すべり移動の実態に応じた安全率を決定し、パラメータを逆算的に求める方法(逆算解析)により決定する。								
					(3)		単位体積重量( $\gamma$ )は、現場試料を用いた土質試験や文献情報を参照し、適切な値を設定する。								
				3		間隙水圧の設定									
					(1)		安定解析に用いる間隙水圧は、原則としてすべり面に作用する水圧とする。								
					(2)		土質パラメータの設定においては、原則として臨界時の間隙水圧を用いるものとする。ただし、臨界状態が確認されない場合には、監督職員と協議し、観測最高水位を用いる。								
			1611			対策工法選定	機構解析、安定解析及びその他の調査結果を基に、各種対策工法より、最も効果的かつ経済的な対策工法を選定するものとする(詳細設計は含まない)。								
			1612	1		地すべり防止工事計画の策定	地すべり防止工事計画は、地すべり防止に必要な工事の工種・工法、配置、数量及び施工順序等について、目標安全率を達成するよう計画するものとする。								
				2			応急対策工は、機構調査・機構解析後に再評価し、原則として地すべり防止工事計画に組み入れるものとする。								
			1613			目標安全率	地すべり防止工事の計画規模を決定する目標安全率は、対象地すべりの特性流域の重要度及び保全対象との関連等を考慮し、監督職員と協議のうえ適正に設定するものとする。								
		3				成果品等									
			1614			照査	照査は、次の各号により調査業務の各段階で行うものとする。								
				1		基本条件の照査	現地の状況及びそれを取り巻く情報等の基本条件を、適切に把握あるいは収集可能であるか、設計図書の内容を理解しているか等の確認を行う。特に、計画立案に重要な項目の調査が、適切に実施可能であるかの照査を行う。								
				2		細部条件の照査	発注者との協議内容が適切に調査に反映されているか、調査目的に合致した調査が進められているか、計画立案に向けて適切な取りまとめが遂行中であるか等、調査中の各段階において照査を行う。 特に、計画内容が設計や工事等に十分に役立つものになるのか確認を行う。								
				3		成果品の照査	契約図書の内容が適切に実施されているか、協議事項が適切に反映されているか、取りまとめ内容が設計や工事等に十分に役立つものとして取りまとめられているか等の確認を行う。また、図表や説明文、数量及び概算工事費等に誤りが無いかの確認を行う。								
			1615			報告書作成	業務の目的を踏まえ、業務の各段階で作成された成果を基に、業務の方法、検討過程、結論について記した報告書を作成するものとする。 成果品一覧 ○調査目的 ○調査項目 ○調査方法 ○調査収集資料分析検討書 ○現地写真○ 林況(森林面積、主要樹種、保安林種、面積等) ○自然環境影響等現況概要書 ○地表移動量等現況概要書 ○保全対象区域現況概要書 ○地すべり防止施設等整備検討書 ○地すべり防止施設等施工計画書 ○工種別数量等概算書 ○施工予定期間検討書 ○全体計画図(縮尺=設計図書による) ○その他必要事項に関するもの								
		4				施工計画調査									

業務委託共通仕様書新旧対照表(第1編 地質・土質調査)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月						
編	章	節	条	項	項以下	新条文	編	章	節	条	項	項以下	現行条文
			1616			施工計画調査 施工計画調査は、地すべり防止工事計画の結果に基づき、地すべり防止工事の実施設計に必要な次の各号の調査を設計図書又は監督職員の指示により行うものとする。							
				1		現地照査 地すべり防止計画で計画された防止施設について、次の項目を現地で確認し、計画内容を照査する。							
					(1)	立木、亀裂分布、崩壊地形などの自然条件の確認							
					(2)	既設構造物、電柱等の施工支障物件の有無							
					(3)	調査機器の現地での適合性、搬入の可能性							
					(4)	周囲の自然・社会環境、景観及び地域住民への影響							
				2		チェックボーリング調査 第1203条の調査結果に基づき、杭工の長さ、集水井及び排水トンネルの線形等を決定するために、機構調査で調査されていない箇所を補足的、細部的に調査し、すべり面及び地下水の状況等が確認できるように、図表に取りまとめる。							
				3		地下水検層 ボーリング暗きょ工、集水井工の位置、規模等を決定するために必要な調査を第1603条第2項に準じて行う。調査結果は、図表に取りまとめる。							
				4		簡易揚水試験・揚水試験 ボーリング暗きょ工、集水井工の位置、規模等を決定するために必要な調査を第1603条第6項及び同条第7項に準じて行う。調査結果は、図表に取りまとめる。							
				5		地盤反力試験 構造物を支持する地盤の変形特性を把握するために行うもので、鉛直載荷試験と水平載荷試験があり、試験方法は設計図書又は監督職員の指示による。	2	1	2	2107		(3)	載荷試験 載荷試験は、平板載荷試験と一点載荷試験があり、方法の選択は、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。 ①、② (略)
				6		アンカー試験 アンカー試験の種類と方法は次の各号に掲げるとおりで、試験の種類を選択は、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。	2	1	2	2107			アンカー試験
					(1)	アンカー引抜試験 (略)						(1)	アンカー引抜試験 (略)
					(2)	長期試験 (略)						(2)	長期試験 (略)
				7		貫入試験 地すべり地の土層の相対的な強さ及び密度等を把握するために第1210条に準じて試験を行い、試験結果は、試験の種類に応じて解析し、図表に取りまとめる。							
				8		岩石試験							
					(1)	岩石試験は、原則として日本工業規格、地盤工学会基準等に準じて行うものとし、試験の方法は、設計図書又は監督職員と協議し、現場状況に適合した適切な方法を選択するものとする。							
					(2)	試験の結果は、図表を用いて岩石の性質が判断できるよう取りまとめるものとする。							
				9		自然環境調査	2	1	8	2116			自然環境影響調査
					(1)	自然環境に関する現地調査は、既存の資料による調査を補完するもので、植物調査、動物調査、水質環境調査とするが、調査の種類、調査項目、調査方法は設計図書又は監督職員の指示によるものとする。					1		自然環境影響調査は、植物調査、動物調査、水質環境調査とするが、調査の種類、調査項目、調査方法は設計図書又は監督職員の指示によるものとする。
					(2)	植物調査の対象は、陸上植物と水生植物とし、植物相、植生分布、貴重群落等を把握するものとする。 主な調査手法は、コドラート法、接線法、ポイント法、間隔法等がある。					2		植物調査の対象は、陸上植物と水生植物とし、植物相、植生分布、貴重種、貴重群落等を把握するものとする。 主な調査手法は、コドラート法、接線法、ポイント法、間隔法等がある。

業務委託共通仕様書新旧対照表(第1編 地質・土質調査)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月								
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	現行条文
					(3)		動物調査の対象は、哺乳類、鳥類、は虫類、両生類、魚類、昆虫類等とし、動物の生息種、その分布状況、貴重種の生息状況等を把握するものとし、次の方法により調査を行うものとする。 なお、調査方法については、監督職員の承諾を受けなければならない。 ア ほ乳類 痕跡法、捕獲法 イ 鳥類 ラインセンサス法、定点法、採集法 ウ 両生類・は虫類 直接観察法 エ 魚類・貝類 採集法 オ 昆虫類 任意採集法、わな(トラップ)による採取法					3			動物調査の対象は、哺乳類、鳥類、は虫類、両生類、魚類、昆虫類等とし、動物の生息種、その分布状況、貴重種の生育状況等を把握するものとする。 主な調査手法は、次のものがある。 (1) ほ乳類 痕跡法、捕獲法 (2) 鳥類 ラインセンサス法、定点法 (3) 昆虫類 任意採集法、ベイトトラップ法、ライトトラップ法 (4) 魚類・貝類 採集法 (5) 両生類・は虫類 直接観察法
					(4)		水質環境調査は、地すべり防止工事の施行によって変化する可能性のある水質の調査を行うものとする。					4			水質環境調査は、治山事業の施行によって変化する可能性のある水質の調査を行うものとする。
					(5)		自然景観調査は、主要眺望点等からの眺望写真を原則とするが、必要に応じて地すべり防止対策をグラフィックデータとして眺望写真に合成するものとする。					5			自然景観調査は、主要眺望点等からの眺望写真を原則とするが、必要に応じて治山対策をグラフィックデータとして眺望写真に合成するものとする。
					(6)		(略)					6			(略)
		5					地すべり防止効果の検証								
			1617			地すべり防止効果の検証	地すべり防止効果の検証は、地すべり防止工事の施工効果を判定し、適切な維持管理を実施するために行うものとし、調査種は設計図書又は監督職員の指示によるものとする。								
				1		現地点検	地すべり地を目視で調査し、地すべり移動による地形・構造物の変状、地下水状況、周辺の自然環境の変化等を把握するもので、調査方法は第1602条に準ずる。								
				2		地表移動量調査	地表における移動量を把握するもので、調査方法は第1604条に準ずる。								
				3		地中変動量調査	地中における変動量を把握するもので、調査方法は第1604条に準ずる。								
				4		地下水調査	地下水調査は、原則として機構調査で実施した調査孔等を用いて地下水の状況を把握するもので、調査方法は第1603条に準ずる。								
				5		気象調査	地すべり地及びその周辺における降水量、積雪量及び降雪量等を調査し、他の調査種とあわせて施工効果を把握するもので、第1605条に準じて調査を行い、その結果を解析して、地すべり移動と気象要素の関連を図表に整理しとりまとめる。								
				6	(1)	構造物挙動調査	センサー等により集水井・杭工・アンカー工等の構造物の変位や荷重を調査し、安定性及び安全性を検証するもので、センサー等の設置及び解析等は設計図書による。								
					(2)		調査に利用する計測機器等は、機構調査で設置したものを継続して使用することを標準とするが、精度、耐久性等に疑問がある場合には、監督職員と協議するものとする。								
			1618			検証結果の取りまとめ	それぞれの調査結果を対比し、時系列的に図表等にまとめ、地すべりの現況について考察するものとする。								
		7					地形・地表地質調査								
			1701			目的	地形・地表地質調査は、地表で見られる自然地形・改変地形、岩石や地層の性状を観察し、調査地域の地層分布や地質構造、更に地山の安定性、地表水・地下水の状況などの広範囲な地質に関する諸情報を把握することを目的とする。								
			1702			業務内容									
				1		計画準備	業務の目的を把握したうえで、特記仕様書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成するとともに、調査用基図の調整、空中写真等入手手続きを行う。								
				2		既存資料調査	対象地域の地形・地質・地表水・地下水・災害・工事履歴等に関する既存資料を収集・整理する。								





業務委託共通仕様書新旧対照表(第2編 測量)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月								
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	現行条文
2						測量業務共通仕様書		1						共通編	
	1					総則			1					総則	
			2101	1		適用	測量業務共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、栃木県環境森林部の発注する測量業務に係る栃木県業務委託契約書(以下「契約書」という。)及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。				1101	1		適用	この業務委託共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、栃木県環境森林部が発注する工事に係る調査、測量、設計及び計画業務(以下「設計業務等」という。)における栃木県業務委託契約書(以下、「契約書」という。)を補完するとともに、業務の内容について統一的な解釈を詳述することにより、契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
				2			(略)					2			(略)
				3			(略)					3			(略)
				4			地質・土質調査業務及び設計業務等に関する業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。					4			本業務において使用する計量単位は国際単位系(SI単位)によるものとする。なお、受注者は、SI単位の適用に伴い、数値の丸め方が示されたものと異なる場合は、監督職員と協議しなければならない。
			2102	1		用語の定義	「発注者」とは、測量業務の実施に関し、受注者と委託契約を締結した者をいう。				1102	1		用語の定義	「発注者」とは、設計業務等の実施に関し、受注者と委託契約を締結した者をいう。
				2			「受注者」とは、測量業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。					2			「受注者」とは、設計業務等の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
							3～6 (略)								3～6 (略)
				7			「検査職員」とは、測量業務の完了の検査に当たって、契約書第33条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。					7			「検査職員」とは、設計業務等の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第32条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。
							(削除)					9			「照査技術者」とは、成果品の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第12条1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
				9			「担当技術者」とは、……					10			「担当技術者」とは、……
				10			第2108条第3項に規定する「高度な技術と十分な経験を有する者」とは、測量業務に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。					11			「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該設計業務等に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。
				11			(略)					12			(略)
				12			(略)					13			(略)
				13			(略)					14			(略)
				14			(略)					15			(略)
				15			「共通仕様書」とは、測量業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。					16			「共通仕様書」とは、設計業務等に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
				16			「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該測量業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。					17			「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該設計業務等の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
				17			「数量総括表」とは、測量業務に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。					18			「数量総括表」とは、設計業務等に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
				18			「現場説明書」とは、測量業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該測量業務の契約条件を説明するための書類をいう。					19			「現場説明書」とは、設計業務等の入札等に参加する者に対して、発注者が当該設計業務等の契約条件を説明するための書類をいう。
				19			「質問回答書」とは、……					20			「質問回答書」とは、……
				20			「図面」とは、……					21			「図面」とは、……
				21			「指示」とは、監督職員が受注者に対し、測量業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。					22			「指示」とは、監督職員が受注者に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
				22			(略)					23			(略)
				23			「通知」とは、発注者又は監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者又は監督職員に対し、測量業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。					24			「通知」とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
				24			「報告」とは、受注者が監督職員に対し、測量業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。					25			「報告」とは、受注者が監督職員に対し、設計業務等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
				25			(略)					26			(略)

業務委託共通仕様書新旧対照表(第2編 測量)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月									
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	現行条文	
				26			「承諾」とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た <b>測量業務</b> の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。					27			「承諾」とは、受注者が発注者若しくは監督職員に対し、書面で申し出た <b>設計業務等</b> の遂行上必要な事項について、発注者若しくは監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。	
				27			(略)					28			(略)	
				28			(略)					29			(略)	
				29			(略)					30			(略)	
				30			「提出」とは、受注者が監督職員に対し、 <b>測量業務</b> に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。					31			「提出」とは、受注者が監督職員に対し、 <b>設計業務等</b> に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。	
				31			(略)					32			(略)	
				32			「書面」とは、 <b>打合せ簿等の帳票</b> をいい、発行年月日を記録し、 <b>記名(署名または押印を含む)</b> したものを有効とする。					33			「書面」とは、 <b>手書き、印刷等の伝達物</b> をいい、発行年月日を記録し、 <b>署名又は押印</b> したものを有効とする。	
							(削除)					(1)			緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとする。なお、電子メールにより「通知」「提出」「報告」「届出」の内容で提出された場合は、発議者の押印は不要とする。	
							(削除)					(2)			電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。	
				33			「成果品」とは、受注者が契約図書に基づき履行した <b>測量業務</b> の成果を記録した図書、図面及び関連する資料をいう。					34			「成果品」とは、受注者が契約図書に基づき履行した <b>設計業務等</b> の成果を記録した図書、図面及び関連する資料をいう。	
							(削除)					35			「照査」とは、受注者が、発注条件、設計の考え方、構造細目等の確認及び計算書等の検算等の成果の確認をすることをいう。	
				34			「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が <b>測量業務</b> の完了を確認することをいう。					36			「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が <b>設計業務等</b> の完了を確認することをいう。	
				35			「打合せ」とは、 <b>測量業務</b> を適正かつ円滑に実施するために主任技術者等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。					37			「打合せ」とは、 <b>設計業務等</b> を適正かつ円滑に実施するために主任技術者等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。	
				36			(略)					38			(略)	
				37			「協力者」とは、受注者が <b>測量業務</b> の遂行にあたって、再委託する者をいう。					39			「協力者」とは、受注者が <b>設計業務等</b> の遂行に <b>当たって</b> 、再委託する者をいう。	
				38			(略)					40			(略)	
				39			「立会」とは、設計図書に示された項目において監督職員が <b>臨場し内容を確認</b> することをいう。									
				40			(略)					41			(略)	
				41			(略)					42			(略)	
							(削除)					1103			<b>設計業務等に関する一般事項</b>	
			2103			受発注者の <b>責務</b>	受注者は契約の履行に当たって <b>測量業務</b> の意図及び目的を十分に理解したうえで <b>測量業務</b> に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。					1104			受発注者の <b>義務</b>	受注者は、契約の履行に当たって <b>設計業務等</b> の意図及び目的を十分に理解したうえで、 <b>設計業務等</b> に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。
			2104			業務の着手	受注者は、……以内に <b>測量業務</b> に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が <b>測量業務</b> の実施のため監督職員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。					1105			業務の着手	受注者は、……以内に <b>設計業務等</b> に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が <b>設計業務等</b> の実施のため監督職員との打合せを行うことをいう。
			2105			業務の実施	林道路線測量、山地治山等測量及び自然公園等施設測量業務は、共通仕様書及び特記仕様書により実施するものとする。 基準点測量(基準点測量及び水準測量)、用地測量、空中写真測量及び航空レーザ測量は、共通仕様書、特記仕様書及び栃木県の定める「公共測量作業規程及び同規程に係る運用基準」(以下「公共測量作業規程」という。)第2条の規定により実施するものとする。									
			2106			設計図書の支給及び点検	(略)					1106			設計図書の支給及び点検	
			2107	1		監督職員	発注者は、 <b>測量業務</b> における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。					1107	1		監督職員	発注者は、 <b>設計業務等</b> における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。
															2, 3 (略)	

業務委託共通仕様書新旧対照表(第2編 測量)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月								
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	現行条文
				4			監督職員は、その権限を行使する場合には、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者は、その指示等に従わなければならない。監督職員は、その指示等を行った後、 <b>7日以内</b> に書面で受注者にその内容を通知するものとする。					4			監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお監督職員は、その口頭による指示等を行った後、 <b>後日</b> 書面で受注者に指示するものとする。
			2108	1		主任技術者	受注者は、 <b>測量業務</b> における主任技術者を定め、発注者に通知しなければならない。				1108	1		主任技術者	受注者は、 <b>設計業務等</b> における主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。
				2			(略)					2			(略)
							(削除)					3			調査、設計及び計画業務における主任技術者の資格は、特記仕様書において定めがある場合を除き、解析等調査及び設計業務については、「森林整備保全事業の調査・測量・設計等を外注する場合の取扱要領の制定について」(平成7年4月1日付 7林野治第1078号 林野庁長官通達)別表「技術者の資格区分」における設計業務等の技術者の名称の主任技師以上のもの又は「同等の能力と経験を有する技術者」であり、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。
				3			主任技術者は、 <b>測量業務の履行に当たり</b> 、測量法(令和元年6月14日改正法律第37号)に基づく測量士の資格を有し、かつ、高度な技術と十分な実務経験を有するもので、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。 なお、業務の範囲が、林道路線測量及び山地治山等測量であってポケットコンパス及びポール等による簡易測量(公共測量作業規程による作業を除く。)のみの場合は、測量士補の資格を有し、かつ、測量業務について専門的な技術と実務経験を有する者を主任技術者とすることができる。					4			測量業務における主任技術者の資格は、測量法(令和元年6月14日改正法律第37号)に基づく測量士の資格を有し、かつ、高度な技術と十分な実務経験を有するもので日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。 なお、業務の範囲が、林道路線測量及び山地治山等測量であってポケットコンパス及びポール等による簡易測量(公共測量作業規程による作業を除く。)のみの場合は、測量士補の資格を有し、かつ、測量業務について専門的な技術と実務経験を有する者を主任技術者とすることができる。
				4			(略)					5			(略)
				5			主任技術者は、監督職員が指示する関連のある <b>測量業務</b> の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。					6			主任技術者は、監督職員が指示する関連のある <b>設計業務等</b> の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
							(削除)					7			主任技術者は、 <b>照査結果の確認</b> を行わなければならない。
				6			(略)					8			(略)
							(削除)				1109	1		照査技術者及び照査の実施	受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。詳細設計においては、成果品をとりまとめるにあたって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互(設計図ー設計計算書間、設計図ー数量計算書間等)の整合を確認する上で、確認マークをするなどしてわかりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査(以下、「赤黄チェック」という)を原則として実施する。 なお、赤黄チェックの資料は、監督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
							(削除)					2			設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。
							(削除)					(1)			受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。
							(削除)					(2)			照査技術者の資格は、第1108条第3項に準ずるものとする。
							(削除)					(3)			照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
							(削除)					(4)			照査技術者は、設計図書に定める又は監督職員が指示する業務の節目毎にその成果の確認を行なうとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。
							(削除)					(5)			照査技術者は、成果品納入時の照査報告の際に、赤黄チェックの根拠となる資料を、発注者に提示するものとする(詳細設計に限る)。



業務委託共通仕様書新旧対照表(第2編 測量)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月								
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	現行条文
							(削除)						(6)		照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書をとりまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ主任技術者に提出するものとする。
							(削除)					3			照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。
			2109	1		担当技術者	受注者は業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする(主任技術者と兼務するものを除く)。				1110	1		担当技術者	受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。(主任技術者と兼務するものを除く。)なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。ただし、受注者が設計共同体である場合には、構成員毎に3名までとする。
				2			(略)					2			(略)
							(削除)					3			担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。
			2110	1		提出書類	(略)				1111	1		提出書類	(略)
				2			(略)					2			(略)
				3			受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、一般財団法人日本建設情報総合センター(以下「JACIC」という。)が実施している業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を書面又はテクリスから監督職員に送信される電子メールにより監督職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、原則15日(休日等を除く。)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、原則15日(休日等を除く。)以内に、完了時は業務完了後、原則15日(休日等を除く。)以内に、訂正時は適宜、JACICに登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。(担当技術者の登録は、8名までとする)。 また、書面による確認を受けた場合は、登録時にJACICが発行する「登録内容確認書」の写しを登録後速やかに監督職員に提出しなければならない。なお、テクリスから監督職員に送信される電子メールによる確認を受けた場合は、登録時にテクリスから電子メールにより「登録内容確認書」が監督職員に送信されるため、登録が完了したことを監督職員に報告することをもって提出とする。なお、変更時と完了時の間が15日間(休日等を除く)に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。 また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、速やかに発注者の確認を受けた上で登録しなければならない。				3		受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、一般財団法人日本建設情報総合センター(以下「JACIC」という。)が実施している業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を書面又はテクリスから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けた上で、受注時は契約後、原則15日(休日等を除く)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、原則15日(休日等を除く)以内に、完了時は業務完了後、原則15日(休日等を除く)以内に、訂正時は適宜、JACICに登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする(担当技術者の登録は8名までとする)。 また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督職員に送信される。 なお、変更時と完了時の間が、15日間(休日等を除く)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。 また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。		
			2111	1		打合せ等	測量業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面(打合せ簿)に記録し、相互に確認しなければならない。 なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面(打合せ簿)を作成するものとする。				1112	1		打合せ等	設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者等と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面(打合せ記録簿等)に記録し相互に確認しなければならない。 なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。
				2			測量業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、主任技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。					2			設計業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、主任技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
				3			(略)					3			(略)
				4			(略)					4			(略)
				5			(略)					5			(略)
			2112	1		業務計画書	(略)				1113	1		業務計画書	(略)

業務委託共通仕様書新旧対照表(第2編 測量)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月								
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	現行条文
			2112	2			<p>.....</p> <p>(2)実施方針又は(10)その他には、第2132条個人情報の取扱い、第2133条安全等の確保及び第2137条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。</p> <p>また、土地への立ち入り等を実施する場合には、地元関係者等から業務に関する質疑等の応答を求められた時の対応及び連絡体制を記載するものとする。</p>				1113	2			<p>.....</p> <p>(2)実施方針又は(10)その他には、第1133条個人情報の取扱い、第1134条安全等の確保及び第1141条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。</p> <p>また、土地への立ち入り等を実施する場合には、地元関係者等から業務に関する質疑等の応答を求められた時の対応及び連絡体制を記載するものとする。</p> <p>なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。</p>
				3			(略)					3			(略)
				4			(略)					4			(略)
			2113	1		資料等の貸与及び返却	(略)			1	1114			資料等の貸与及び返却	(略)
				2			受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合には、ただちに監督職員に返却しなければならない。					2			受注者は、貸与資料の必要がなくなった場合には、直ちに監督職員に返却するものとする。
				3			受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い紛失又は損傷してはならない。万一、紛失又は損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復しなければならない。					3			受注者は、貸与資料を丁寧に扱い、紛失又は損傷してはならない。万一、紛失又は損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
			2114	1		関係官公庁への手続き等	受注者は、測量業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、測量業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合には、速やかに行わなければならない。				1115	1		関係官公庁への手続き等	受注者は、設計業務等の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、設計業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが含まれる場合は、速やかに行うものとする。
				2			(略)					2			(略)
							(削除)				1116			現場管理	(略)
			2115	1		地元関係者との交渉等	(略)				1117	1		地元関係者との交渉等	(略)
				2			受注者は、屋外で行う測量業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督職員の承諾を得てから行うものとし地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。					2			受注者は、設計業務等の実施に当たって、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合には、監督職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
				3			(略)					3			(略)
				4			受注者は、測量業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を作業条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録を作成しなければならない。					4			受注者は、設計業務等の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を設計条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
			2116	1		土地への立ち入り等	受注者は、屋外で行う測量業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合には、契約書第14条の定めに従って、監督職員及び関係者と十分な調整を保ち測量業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、ただちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。				1118	1		土地への立ち入り等	受注者は、屋外で行う設計業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、契約書第14条の定めに従って、監督職員及び関係者と十分な調整を保ち設計業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、ただちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。
				2			受注者は、測量業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する場合には、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。なお、.....協力しなければならない。					2			受注者は、設計業務等実施のため立木等の伐採、垣、柵等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する場合は、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。なお、.....協力しなければならない。
				3			(略)					3			(略)
				4			(略)					4			(略)
			2117			成果等の点検	受注者は、観測、計算簿等の点検した箇所には、赤色の検付を付し、点検者の氏名及び点検年月日を記入するものとする。								
			2118	1		成果品の提出	受注者は、測量業務が完了した場合には、設計図書に示す成果品を完了通知書とともに提出し、検査を受けなければならない。				1119	1		成果品の提出	受注者は、設計業務等が完了したときは、設計図書に示す成果品(設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書を含む。)を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。
				2			(略)					2			(略)
				3			(略)					3			(略)

業務委託共通仕様書新旧対照表(第2編 測量)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月								
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	現行条文
				4			(略)					4			(略)
				5			図面サイズ及び提出部数は特記仕様書又は監督職員と協議して決定するものとする。								
			2119			関連法令及び条例の遵守	受注者は、 <b>測量業務</b> の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。				1120			関連法令及び条例の遵守	受注者は、 <b>設計業務等</b> の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。
			2120	1		検査	(略)				1121	1		検査	(略)
				2			発注者は、 <b>測量業務</b> の検査に先立って受注者に対して書面をもって、検査日を通知するものとする。この場合、受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に直接要する費用は受注者の負担とする。					2			発注者は、 <b>設計業務等</b> の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。
				3	(1)		<b>測量業務</b> 成果品の検査					3	(1)		<b>設計業務等</b> 成果品の検査
					(2)		<b>測量業務</b> 管理状況の検査 <b>測量業務</b> の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。 なお、電子納品の検査時の対応については、「ガイドライン」を参考にするものとする。						(2)		<b>設計業務等</b> 管理状況の検査 <b>設計業務等</b> の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。 なお、電子納品の検査時の対応については、「ガイドライン」を参考にするものとする。
			2121	1		修補	(略)				1122	1		修補	(略)
				2			検査職員は、修補の必要があると認められた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。 <b>ただし、その指示が受注者の責に帰すべきものでない場合は異議申し立てができるものとする。</b>					2			検査職員は、修補の必要があると認められた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
				3			(略)					3			(略)
				4			(略)					4			(略)
			2122	1		条件変更等	監督職員が、受注者に対して契約書第19条、第20条及び第22条の規定に基づく業務内容の変更又は設計図書の訂正の指示を行う場合は、打合せ簿によるものとする。				1123	1		条件変更等	契約書第19条第1項第5号に規定する「予期することができない特別な状態」とは、契約書第31条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し、当該規定に適合すると判断した場合とする。
				2			受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちにその旨を監督職員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。					2			監督職員が受注者に対して契約書第19条、第20条及び第22条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、打合せ簿(様式2)によるものとする。
					(1)		第2116条第1項に定める現地への立ち入りが不可能となった場合								
					(2)		天災その他の不可抗力による損害								
					(3)		その他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合								
			2123	1		契約変更	発注者は、次の各号に掲げる場合において、 <b>業務委託契約</b> の変更を行うものとする。				1124	1		契約変更	発注者は、次の各号に掲げる場合において、 <b>設計業務等委託契約</b> の変更を行うものとする。
				(1)			業務内容の変更により <b>契約金額</b> に変更を生じる場合					(1)			業務内容の変更により <b>委託料</b> に変更を生じる場合
				(2)			(略)					(2)			(略)
				(3)			監督職員と受注者が協議し、 <b>測量業務</b> 施行上必要があると認められる場合					(3)			監督職員と受注者が協議し、 <b>設計業務等</b> 履行上必要があると認められる場合
				(4)			契約書第32条の規定に基づき <b>契約金額</b> の変更に代える設計図書の変更を行う場合					(4)			契約書第32条の規定に基づき <b>委託料</b> の変更に代える設計図書の変更を行った場合
				2			発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を、次の各号に <b>基づき</b> 作成するものとする。					2			発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に <b>より</b> 作成するものとする。
				(1)			第2122条第1項の規定に基づき、監督職員が受注者に指示した事項					(1)			前条第2項の規定により監督職員が受注者に指示した事項
				(2)			<b>測量業務</b> の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項					(2)			<b>設計業務等</b> の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
				(3)			(略)					(3)			(略)
			2124	1		履行期間の変更	発注者は、受注者に対して <b>測量業務</b> の変更の指示を行う場合には、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知するものとする。				1125	1		履行期間の変更	発注者は、受注者に対して <b>設計業務等</b> の変更の指示を行う場合、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
				2			発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び <b>測量業務</b> の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。					2			受注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び <b>設計業務等</b> の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合には、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。



業務委託共通仕様書新旧対照表(第2編 測量)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月								
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	現行条文
				3			(略)					3			(略)
				4			契約書第25条に基づき発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。					4			受注者は、契約書第25条により、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。
			2125	1		一時中止	発注者は、契約書第21条第1項の規定により、次の各号に該当する場合には、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、 <b>測量業務</b> の全部又は一部を一時中止させるものとする。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。))による <b>測量業務</b> の中断については、 <b>第2134条</b> 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。				1126	1		一時中止	契約書第21条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において発注者は受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、 <b>設計業務等</b> の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。 なお、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。))による <b>設計業務等</b> の中断については、 <b>契約書第28条</b> 臨機の措置により受注者は、適切に対応しなければならない。
					(1)		(略)						(1)		(略)
					(2)		関連する他の業務の進捗が遅れたため、 <b>測量業務</b> の続行を不適当と認めた場合						(2)		関連する他の業務の進捗が遅れたため、 <b>設計業務等</b> の続行を不適当と認めた場合
					(3)		環境問題等の発生により <b>測量業務</b> の続行が不適当又は不可能となった場合						(3)		環境問題等の発生により <b>設計業務等</b> の続行が不適当又は不可能となった場合
					(4)		天災等により <b>測量業務</b> の対象箇所の状態が変動した場合						(4)		天災等により <b>設計業務等</b> の対象箇所の状態が変動した場合
				2			発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、 <b>測量業務</b> の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。					2			発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、 <b>設計業務等</b> の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。
				3			前2項の場合において、受注者は屋外で行う <b>測量業務</b> の現場の保全については、監督職員の指示に従わなければならない。					3			前2項の場合において、受注者は屋外で行う <b>設計業務等</b> の現場の保全については、監督職員の指示に従わなければならない。
			2126			発注者の賠償責任	(略)					1127		発注者の賠償責任	(略)
			2127			受注者の賠償責任等	受注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。					1128		受注者の賠償責任	受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。
					(1)		(略)						(1)		(略)
					(2)		契約書第44条に規定する契約不適合責任として請求された場合						(2)		契約書第44条に規定する契約不適合責任に係る損害が生じた場合
					(3)		(略)						(3)		(略)
			2128	1		部分使用	(略)					1129	1	成果品の部分使用	(略)
					(1)		別途 <b>測量業務</b> の使用に供する必要がある場合						(1)		別途 <b>設計業務等</b> の使用に供する必要がある場合
					(2)		(略)						(2)		(略)
				2			(略)					2			(略)
			2129	1		再委託	(略)					1130	1	再委託	(略)
					(1)		<b>測量業務</b> における総合的企画						(1)		<b>設計業務等</b> における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定および技術的判断等
							(削除)						(2)		<b>解析業務</b> における手法の決定及び技術的判断
					(2)		<b>業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等</b>						(3)		<b>測量業務</b> における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断等
				2			受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理(単純な電算処理に限る)、データ入力、トレース、資料整理、 <b>速記録の作成、アンケート票の配布</b> 、電子納品の作成 <b>補助</b> などの簡易な業務、 <b>測量機器等の貸借</b> 、その他特記仕様書に定める事項の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。					2			受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理(単純な電算処理に限る)、データ入力、トレース、資料整理、電子納品の作成などの簡易な業務、その他 <b>特別仕様書</b> に定める事項の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
				3			(略)					3			(略)
				4			(略)					4			(略)
				5			受注者は、 <b>測量業務</b> を再委託に付する場合には、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し <b>測量業務</b> の実施について適切な指導、管理のもとに測量業務を実施しなければならない。 なお、協力者は、栃木県の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者である場合は、栃木県の指名停止期間中ではないこと。					5			受注者は、 <b>設計業務等</b> を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに <b>設計業務等</b> を実施しなければならない。 なお、協力者は、栃木県の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者である場合は、栃木県の指名停止期間中であってはならない。



業務委託共通仕様書新旧対照表(第2編 測量)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月								
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	現行条文
			2130	1		成果品の使用等	(略)				1131	1		成果品の使用等	(略)
				2			受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を <b>契約書</b> 第9条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。					2			受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を <b>契約約款</b> 第9条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。
			2131	1		守秘義務	(略)				1132	1		守秘義務	(略)
				2			受注者は、当該業務の結果(業務処理の過程において得られた記録等を含む。)を <b>第三者</b> に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。					2			受注者は、当該業務の結果(業務処理の過程において得られた記録等を含む。)を <b>他人</b> に閲覧させ、複写させ、又は、譲渡してはならない。……
				3			受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第 <b>2112</b> 条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。					3			受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報、その他、知り得た情報を第 <b>1113</b> 条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
				4			受注者は、 <b>当該業務</b> に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても <b>第三者</b> に漏らしてはならない。					4			受注者は、 <b>本業務</b> に関して発注者から貸与された情報、その他、知り得た情報を当該業務の終了後においても <b>他社</b> に漏らしてはならない。
				5			(略)					5			(略)
				6			(略)					6			(略)
				7			(略)					7			(略)
			2132			個人情報の取扱い	(略)				1133			個人情報の取扱い	(略)
			2133	1		安全等の確保	受注者は、屋外で行う <b>測量業務</b> に際しては、 <b>測量業務</b> 関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。				1134	1		安全等の確保	受注者は、屋外で行う <b>設計業務等</b> の実施に際しては、 <b>設計業務等</b> 関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
				2			受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、 <b>測量業務</b> 実施中の安全を確保しなければならない。					2			受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、 <b>設計業務等</b> 実施中の安全を確保しなければならない。
				3			受注者は、屋外で行う <b>測量業務</b> の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。					3			受注者は、屋外で行う <b>設計業務等</b> の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
				4			受注者は、屋外で行う <b>測量業務</b> の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければならない。					4			受注者は、屋外で行う <b>設計業務等</b> の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
				5			受注者は、屋外で行う <b>測量業務</b> の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。					5			受注者は、屋外で行う <b>設計業務等</b> の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
				(1)			屋外で行う <b>測量業務</b> に伴い伐採した立木等を <b>野焼きしてはならない</b> 。なお、処分する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。					(1)			屋外で行う <b>設計業務等</b> に伴い伐採した立木等を処分する場合には、関係法令を遵守するとともに関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
				(2)			(略)					(2)			(略)
				(3)			(略)					(3)			(略)
				(4)			受注者は、 <b>測量業務現場</b> に関係者以外の立ち入りを禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに立ち入り禁止の標示をしなければならない。								
				7			受注者は、屋外で行う <b>測量業務</b> の実施に当たっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。また、災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。					7			受注者は、屋外で行う <b>設計業務等</b> の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立するとともに、災害発生時においては、第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
				8			受注者は、屋外で行う <b>測量業務</b> 実施中に事故等が発生した場合には、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。					8			受注者は、屋外で行う <b>設計業務等</b> 実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。
							(削除)				1135			コスト削減の推進	
							(削除)				1136			木材利用の推進	
							(削除)				1137			環境負荷の低減	

業務委託共通仕様書新旧対照表(第2編 測量)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月								
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	現行条文
			2134	1		臨機の措置	受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督職員に報告しなければならない。				1138	1		臨機の措置	受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督職員に報告しなければならない。
				2			監督職員は、天災等に伴い成果品の品質又は工程に関して、業務管理上重大な影響を及ぼし、又は多額な費用が必要と認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。					2			監督職員は、天災等に伴い成果品の品質および履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。
			2135			履行報告	(略)				1139			履行報告	(略)
			2136	1		屋外で作業を行う時期及び時間の変更	(略)				1140	1		屋外で作業を行う時期及び時間の変更	(略)
				2			受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面を監督職員に提出しなければならない。					2		屋外で作業を行う時期及び時間の変更	受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を監督職員に提出しなければならない。
			2137	1		行政情報流出防止対策の強化	受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第2112条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。				1141	1		行政情報流出防止対策の強化	受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第1113条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。
				2			(略)					2			(略)
							(1)～(4) (略)								(1)～(4) (略)
				(5)		電子情報の管理体制の確保	ア 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者(以下「情報管理責任者」という。)を選任及び配置し、第2112条で示す業務計画書に記載するものとする。 イ 受注者は、次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。 (7) 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策 (イ) 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策 (ウ) 電子情報を移送する際のセキュリティ対策					(5)		電子情報の管理体制の確保	ア 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者(以下「情報管理責任者」という。)を選任及び配置し、第1113条で示す業務計画書に記載するものとする。 イ 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。 ① 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策 ② 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策 ③ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策
							(6)、(7) (略)								(6)、(7) (略)
				3			(略)					3			(略)
			2138	1		暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	(略)				1142	1		暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	(略)
				2			1により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を発注者に報告すること。					2			1により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
				3			(略)					3			(略)
				4			暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。					4			設計業務等において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議しなければならない。
			2139			保険加入の義務	(略)				1143			保険加入の義務	(略)

業務委託共通仕様書新旧対照表(第2編 測量)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月																																																																								
編	章	節	条	項	項以下	新条文	編	章	節	条	項	項以下	現行条文																																																																		
			2140			<p>新技術の活用について</p> <p>受注者は、新技術情報提供システム(NETIS)を利用することにより、活用することが有用と思われる場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(削除)</p>				1144			<p>新技術の活用について</p> <p>受注者は、新技術情報提供システム(NETIS)等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。</p> <p>受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づきNETISに登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。</p> <p>受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」(平成26年3月28日、国官総第344号、国官技第319号)、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」(平成26年3月28日、国官総第345号、国官技第320号、国官施第17号、国総施第141号)による必要な措置をとるものとする。</p> <p>1. 受注者は、発注者指定型によりNETIS登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術(NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術)は活用効果調査表の提出を要しない。</p> <p>2. 受注者は、施工者希望型によりNETIS登録技術を活用した業務を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術(NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術)は活用効果調査表の提出を要しない。</p>																																																																		
						(削除)							<p>表1-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>文書名</th> <th>文書番号</th> <th>通知年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>治山技術基準(総則・山地治山編)</td> <td>20林整計第247号 林野庁長官通知</td> <td>H21.4.1</td> </tr> <tr> <td>治山技術基準(保安林整備編)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>治山技術基準(地すべり防止編)</td> <td>24林整計第308号 林野庁長官通知</td> <td>H25.4.1</td> </tr> <tr> <td>治山技術基準(防災林造成編)</td> <td>26林整計第894号 林野庁長官通知</td> <td>H27.4.1</td> </tr> <tr> <td>林道技術基準</td> <td>22林整計第366号 林野庁長官通知</td> <td>H23.4.1</td> </tr> <tr> <td>林道技術基準の解説</td> <td>22林整計第367号 林野庁森林整備部長通知</td> <td>H23.4.1</td> </tr> <tr> <td>土石流・流木対策指針</td> <td>30林整計第1109号 林野庁森林整備部長通知</td> <td>H31.3.29</td> </tr> <tr> <td>土石流・流木対策指針解説等</td> <td>30林整計第1110号 林野庁森林整備部長通知</td> <td>H31.3.29</td> </tr> <tr> <td>森林整備保全事業設計積算要領</td> <td>12 林野計第138号長官通達</td> <td>H12.3.31</td> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>編集又は発行所名</th> <th>発行年月日</th> </tr> <tr> <td>治山技術基準解説(総則・山地治山編)</td> <td>日本治山治水協会</td> <td>H21.10</td> </tr> <tr> <td>治山技術基準解説(保安林整備編)</td> <td>日本治山治水協会</td> <td>H12.7</td> </tr> <tr> <td>治山技術基準解説(地すべり防止編)</td> <td>日本治山治水協会</td> <td>H25.10</td> </tr> <tr> <td>治山技術基準解説(防災林造成編)</td> <td>日本治山治水協会</td> <td>H16.12</td> </tr> <tr> <td>治山ダム・土留工断面図</td> <td>林業土木コンサルタンツ</td> <td>H11.9</td> </tr> <tr> <td>治山林道必携 積算・施工編</td> <td>日本治山治水協会</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>治山林道必携 調査・測量・設計編</td> <td>日本治山治水協会</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>林道規程</td> <td></td> <td>H23.8</td> </tr> <tr> <td>林道必携(技術編)</td> <td>日本治山治水協会</td> <td>H23.8</td> </tr> <tr> <td>森林土木構造物標準設計</td> <td>日本治山治水協会</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>簡易舗装要綱</td> <td>日本道路協会</td> <td>S54.10</td> </tr> </tbody> </table>	文書名	文書番号	通知年月日	治山技術基準(総則・山地治山編)	20林整計第247号 林野庁長官通知	H21.4.1	治山技術基準(保安林整備編)			治山技術基準(地すべり防止編)	24林整計第308号 林野庁長官通知	H25.4.1	治山技術基準(防災林造成編)	26林整計第894号 林野庁長官通知	H27.4.1	林道技術基準	22林整計第366号 林野庁長官通知	H23.4.1	林道技術基準の解説	22林整計第367号 林野庁森林整備部長通知	H23.4.1	土石流・流木対策指針	30林整計第1109号 林野庁森林整備部長通知	H31.3.29	土石流・流木対策指針解説等	30林整計第1110号 林野庁森林整備部長通知	H31.3.29	森林整備保全事業設計積算要領	12 林野計第138号長官通達	H12.3.31	名称	編集又は発行所名	発行年月日	治山技術基準解説(総則・山地治山編)	日本治山治水協会	H21.10	治山技術基準解説(保安林整備編)	日本治山治水協会	H12.7	治山技術基準解説(地すべり防止編)	日本治山治水協会	H25.10	治山技術基準解説(防災林造成編)	日本治山治水協会	H16.12	治山ダム・土留工断面図	林業土木コンサルタンツ	H11.9	治山林道必携 積算・施工編	日本治山治水協会	—	治山林道必携 調査・測量・設計編	日本治山治水協会	—	林道規程		H23.8	林道必携(技術編)	日本治山治水協会	H23.8	森林土木構造物標準設計	日本治山治水協会	—	簡易舗装要綱	日本道路協会	S54.10
文書名	文書番号	通知年月日																																																																													
治山技術基準(総則・山地治山編)	20林整計第247号 林野庁長官通知	H21.4.1																																																																													
治山技術基準(保安林整備編)																																																																															
治山技術基準(地すべり防止編)	24林整計第308号 林野庁長官通知	H25.4.1																																																																													
治山技術基準(防災林造成編)	26林整計第894号 林野庁長官通知	H27.4.1																																																																													
林道技術基準	22林整計第366号 林野庁長官通知	H23.4.1																																																																													
林道技術基準の解説	22林整計第367号 林野庁森林整備部長通知	H23.4.1																																																																													
土石流・流木対策指針	30林整計第1109号 林野庁森林整備部長通知	H31.3.29																																																																													
土石流・流木対策指針解説等	30林整計第1110号 林野庁森林整備部長通知	H31.3.29																																																																													
森林整備保全事業設計積算要領	12 林野計第138号長官通達	H12.3.31																																																																													
名称	編集又は発行所名	発行年月日																																																																													
治山技術基準解説(総則・山地治山編)	日本治山治水協会	H21.10																																																																													
治山技術基準解説(保安林整備編)	日本治山治水協会	H12.7																																																																													
治山技術基準解説(地すべり防止編)	日本治山治水協会	H25.10																																																																													
治山技術基準解説(防災林造成編)	日本治山治水協会	H16.12																																																																													
治山ダム・土留工断面図	林業土木コンサルタンツ	H11.9																																																																													
治山林道必携 積算・施工編	日本治山治水協会	—																																																																													
治山林道必携 調査・測量・設計編	日本治山治水協会	—																																																																													
林道規程		H23.8																																																																													
林道必携(技術編)	日本治山治水協会	H23.8																																																																													
森林土木構造物標準設計	日本治山治水協会	—																																																																													
簡易舗装要綱	日本道路協会	S54.10																																																																													

業務委託共通仕様書新旧対照表(第2編 測量)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月							
編	章	節	条	項	項以下	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項(見出し)	現行条文
							3						林道編	
2						路線測量		4					測量	
		1				測量に関する一般事項			1				測量に関する一般事項	
			2201			測量業務の区分 (略)				3401			測量業務の区分 (略)	
			2202			使用器材 測量に用いる器材は、表2-2-1測量に用いる器材に掲げるものと同等以上の性能を有し、点検整備したものを使用しなければならない。				3402			使用器材 測量に用いる器材は、表3-21測量に用いる器材に掲げるものと同等以上の性能を有し、点検整備したものを使用しなければならない。	
						(1)～(4) (略) 表2-2-1 測量に用いる器材 (略)							(1)～(4) (略) 表3-21 測量に用いる器材 (略)	
			2203			測量の精度等 測量の精度及び単位は、表2-2-2及び表2-2-3に掲げるとおりとする。 表2-2-2 測量の精度 (略) 表2-2-3 測定単位 (略)				3403			測量の精度等 測量の精度及び単位は、表3-22及び表3-23に掲げるとおりとする。 表3-22 測量の精度 (略) 表3-23 測定単位 (略)	
			2204			基準点 (略)				3404			基準点 (略)	
			2205		(1)	測量杭 測量杭の材質は、表2-2-4を標準とする。				3405		(1)	測量杭 杭の材質は、表3-24を標準とする。	
						(2)～(6) (略) 表2-2-4 測量杭 (略)							(2)～(6) (略) 表3-24 測量杭 (略)	
			2206			測量野帳等 (略)				3406			測量野帳等 (略)	
			2207			図面 図面は、測量の成果に基づく平面図、縦断面図、横断面図等とし、作図の詳細は、森林整備保全事業設計積算要領によるものとする。				3407			図面 図面は、測量の成果に基づく平面図、縦断面図、横断面図等とし、作図の詳細は、第3513条によるものとする。	
						(削除)				3408			図面の縮尺 図面の縮尺は、第3503条によるものとする。	
		2				基準点測量			2				基準点測量	
			2208			作業実施 基準点測量は、栃木県の定める「公共測量作業規程及び同規程に係る運用基準」(以下「規程」という。)により実施するものとする。				3409			規程の準用 基準点測量については、本節に定めるもののほか、栃木県公共測量作業規程第2編 第2章 基準点測量及び第3章 水準測量に準じて行うものとする。	
						(削除)				3410			計画準備 (略)	
						(削除)				3411			踏査選点 (略)	
						(削除)				3412			測量標の設置 (略)	
						(削除)				3413			測量の方法 (略)	
						(削除)				3414			測量成果等 (略)	
		3				予備測量			3				予備測量	
			2209			予備測量 (略)				3415			予備測量 (略)	
				1		一般測量 (略)						(1)	一般測量 (略)	
				2		詳細測量 (略)						(2)	詳細測量 (略)	
		4				実測量			4				実測量	
			2210			一般事項 (略)				3416			一般事項 (略)	
			2211			I.Pの選定 (略)				3417			I.Pの選定 (略)	
				1		選点条件 (略)						(1)	選点条件 (略)	
				2		I.P間の距離 (略)						(2)	I.P間の距離 (略)	
				3		I.P杭の設置 (略)						(3)	I.P杭の設置 (略)	
			2212			中心線測量 (略)				3418			中心線測量 (略)	
				1		測点杭の設置 (略)						(1)	測点杭の設置 (略)	
				2		曲線杭の設置 (略)						(2)	曲線杭の設置 (略)	
				3		距離 (略)						(3)	距離 (略)	
				4		測角 (略)						(4)	測角 (略)	
				5		単曲線の選定条件 (略)						(5)	単曲線の選定条件 (略)	
				6		単曲線の設置 (略)						(6)	単曲線の設置 (略)	
				7		クロソイド曲線の設置 (略)						(7)	クロソイド曲線の設置 (略)	



業務委託共通仕様書新旧対照表(第2編 測量)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月						
編	章	節	条	項	項以下	新条文	編	章	節	条	項	項以下	現行条文
				8		緩和区間 (略)						(8)	緩和区間 (略)
			2213			縦断測量 (略)				3419			縦断測量 (略)
				1		地盤高の測定 (略)						(1)	地盤高の測定 (略)
				2		水準基標 (略)						(2)	水準基標 (略)
			2214			横断測量 (略)				3420			横断測量 (略)
				1		測定範囲 (略)						(1)	測定範囲 (略)
				2		地盤高等の測定 (略)						(2)	地盤高等の測定 (略)
			2215			平面測量 (略)				3421			平面測量 (略)
				1		測定範囲 (略)						(1)	測定範囲 (略)
				2		測量の対象 (略)						(2)	測量の対象 (略)
				3		位置の測定 (略)						(3)	位置の測定 (略)
			2216			伐開 (略)				3422			伐開 (略)
	5					用地測量 (略)		5					用地測量 (略)
			2217			一般事項 (略)				3423			一般事項 (略)
			2218			実測量 (略)				3424			実測量 (略)
				1		用地幅杭 (略)						(1)	用地幅杭 (略)
				2		測量 測量は原則としてトータルステーションを用いた電子平板方式による測量又は多角測量によるものとし、あらかじめ方位及び基準点の位置を明らかにし、これと関連させた測点、用地幅杭、筆界点等を基に、用地の分筆又は一筆ごとの所有者等を明らかにする。						(2)	測量 測量は原則として平板測量又は多角測量によるものとし、あらかじめ方位及び基準点の位置を明らかにし、これと関連させた測点、用地幅杭、筆界点等を基に、用地の分筆又は一筆ごとの所有者等を明らかにする。
				3		作業実施 用地測量は、規程により実施するものとする。						(3)	単位及び精度 用地測量に用いる単位及び精度は、栃木県公共測量作業規定及び同運用基準を準用する。
	6					構造物設置箇所の測量		6					構造物設置箇所の測量
			2219			構造物設置箇所の測量 (略)				3425			構造物設置箇所 (略)
				1		排水施設、擁壁工 (略)						(1)	排水施設、擁壁工 (略)
				2		橋梁工 橋梁工は橋台、橋脚、護岸等の設置位置について行うものとし、前号に準じるものとする。						(2)	橋梁工 橋梁工は橋台、橋脚、護岸等の設置位置について行うものとし、(1)に準じるものとする。
				3		トンネル工 (略)						(3)	トンネル工 (略)
				4		その他 第1号に準じるものとする。						(4)	その他 (1)に準じるものとする。
	7					残土処理箇所の測量		7					残土処理箇所の測量
			2220			残土処理場 (略)				3426			残土処理場 (略)
	8					その他箇所の測量		8					その他箇所の測量
			2221			林業作業用施設等 (略)				3427			林業作業用施設等 (略)
			2222			地区全体計画に係る施設等 (略)				3428			地区全体計画に係る施設等 (略)

業務委託共通仕様書新旧対照表(第2編 測量)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月						
編	章	節	条	項	項以下	新条文	編	章	節	条	項	項以下	現行条文
							2						治山編
	3					山地治山等測量		3					測量
		1				測量に関する一般事項							第1 測量に関する一般事項
			2301			山地治山等測量業務の種類 (略)				2301			測量業務の種類 (略)
				1		基準点測量等 (略)						(1)	基準点測量等 (略)
				2		山地治山等測量 (略)						(2)	山地治山等測量 (略)
				3		地すべり防止測量 (略)						(3)	地すべり防止測量 (略)
			2302			使用器材 測量に用いる器材は、表2-3-1に掲げるものと同等以上の性能を有し、点検整備したものとする。 表2-3-1 測量に用いる器材 (略)				2302			使用器材 測量に用いる器材は、表2-4に掲げるものと同等以上の性能を有し、点検整備したものとする。 表2-4 測量に用いる器材 (略)
			2303			公差及び測定方法 測量公差及び測定方法は、表2-3-2によるものとする。 表2-3-2 測量の公差及び測定方法 (略)				2303			公差及び測定方法 測量公差及び測定方法は、表2-5によるものとする。 表2-5 測量の公差及び測定方法 (略)
			2304			基準点 (略)				2304			基準点 (略)
			2305	1		測量杭 測量に使用する杭の材質、形状、寸法等は、表2-3-3を標準とし、設計図書に定めが無い場合、約3×3cm角長さ40cm以上2面削り仕上げの木杭とする。 表2-3-3 山地治山等測量杭 (略)				2305	1		測量杭 測量に使用する杭の規格は、表2-6を標準とし、設計図書に定めが無い場合、約3×3cm角長さ40cm以上2面削り仕上げの木杭とする。それ以外の杭(合成樹脂製品等)を使用する場合は監督職員の承諾を得る。 表2-6 山地治山等測量杭 (略)
			2306			測量野帳等 (略)				2306			測量野帳等 (略)
			2307			図面 (略)				2307			図面 (略)
			2308			図面の縮尺 図面の縮尺は、表2-3-4を標準とするものとする。 表2-3-4 図面の縮尺 (略)				2308			図面の縮尺 図面の縮尺は、表2-7を標準とするものとする。 表2-7 図面の縮尺 (略)
						(削除)							第2 基準点測量等
		2				基準点測量等				1			基準点測量
			2309			基準点測量 基準点測量は、規程により実施するものとする。				2309			基準点測量 基準点測量は、本節に定めるもののほか、栃木県公共測量作業規程第2編第2章「基準点測量」及び第3章「水準測量」に準じて行うものとする。
						(削除)				2310			計画準備 (略)
						(削除)				2311			踏査選点 (略)
						(削除)				2312			測量標の設置 (略)
						(削除)				2313			測量の方法 (略)
						(削除)				2314			測量成果等 (略)
						(削除)			2				用地測量
						(削除)				2315			現地踏査 (略)
						(削除)				2316			計画準備 (略)
						(削除)				2317			境界測量 (略)
						(削除)				2318			用地境界杭設置 (略)
						(削除)				2319			図面等の作成 (略)
						(削除)				3			地形測量
						(削除)				2320			測量の方法 (略)
			2310			用地測量 用地測量は、規程により実施するものとする。							
			2311			現地測量 現地において、トータルステーション等又はGNSS測量機を用いて又は併用して地形、地物等を測定し、数値地形図データを作成する。 トータルステーションを用いた電子平板方式による測量により、谷や尾根、その他急激な地形の変化のある地域を対象に地形測量を実施する。さらに、路線通過予定地の概略地形を把握するために、仮測点の横断測量を実施し、概略地形図を作成する。							

業務委託共通仕様書新旧対照表(第2編 測量)

令和3(2021)年10月						令和3(2021)年3月								
編	章	節	条	項	項以下	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項(見出し)	現行条文
						(削除)							第3 山地治山等測量	
		3				溪間工の測量			1				溪間工の測量	
			2312	1		踏査選点	(略)			2321	1		踏査選点	(略)
				2			(略)				2			(略)
							(1)～(7) (略)							(1)～(7) (略)
			2313	1		中心線測量	中心線測量は、片側50m程度の範囲を対象に、既知点又は任意の不動点を出発点とし、出発点から他の既知点まで測量し、 <b>溪床・溪岸の現況</b> 、土地利用区分、各種構造物等の位置が明らかにするものとする。測定方法は次の各号による方法を標準とし、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。			2322	1		中心線測量	中心線測量は、片側50m程度の範囲を対象に、既知点又は任意の不動点を出発点とし、出発点から他の既知点まで測量し、 <b>溪岸の崩壊地及び露出岩盤の状況や溪床砂礫の堆積状況</b> 、土地利用区分、各種構造物等の位置を明らかにするものとする。また、選点した箇所には杭を設置する。測量方法は次の方法を標準とし、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。
					(1)	中心線測量	中心線測量は、トータルステーション(光波測距儀)を使用し、溪床の主要点及び中心部の位置を多角方式により測量する。					(1)	中心線測量	中心線測量は、トータルステーション(光波測距儀)を使用し、溪床の主要点及び中心部の位置を <b>任意</b> 多角方式により測量する。
					(2)	簡易中心線測量	簡易中心線測量は、ポケットコンパス等を使用し、溪床の主要点及び中心部の位置を測量する。					(2)		簡易中心線測量は、ポケットコンパス等を使用し、溪床の主要点及び中心部の位置を <b>片道</b> 測量する。
					(3)	中心線縦断測量	中心線縦断測量は、ポケットコンパス等を使用し、溪床の主要点及び中心部の位置、地盤高を測量する。					(3)		中心線縦断測量は、ポケットコンパス等を使用し、溪床の主要点及び中心部の位置、地盤高を <b>片道</b> 測量する。
				2			(略)				2			(略)
			2314			平面測量	(略)			2323			平面測量	(略)
			2315	1		縦断測量	縦断測量は、中心線測量で設置した測点、溪床勾配の変化点等の地盤高及び既設構造物の高さ等を測量するものとする。測量方法は次の <b>各号による</b> 方法を標準とし、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。			2324	1		縦断測量	縦断測量は、中心線測量で設置した測点、溪床勾配の変化点等の地盤高及び既設構造物の高さ等を測量するものとする。 <b>基準点は原則として、国土地理院の5万分の1地形図の標高を基準として決定する。</b> 測定方法は次の方法を標準とし、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。
					(1)		(略)					(1)		(略)
					(2)		(略)					(2)		(略)
			2316	1		横断測量	(略)			2325	1		横断測量	(略)
					(1)	横断測量	横断測量は、 <b>トータルステーション(光波測距儀)又はレベルとポケットコンパス</b> を使用し、縦断測量の測点を基点として、中心線に対して直角方向の地形の変化点及び設計上必要な地点の地盤高を測量する。					(1)	横断測量	横断測量は、 <b>レベル又はトータルステーション(光波測距儀)</b> を使用し、縦断測量の測点を基点として、中心線に対して直角方向の地形の変化点及び設計上必要な地点の地盤高、位置を測量する。
					(2)	簡易横断測量	(略)					(2)	簡易横断測量	(略)
				2			(略)				2			(略)
			2317	1		構造物計画位置横断測量	構造物計画位置横断測量は、トータルステーション(光波測距儀)又はレベルとポケットコンパスを使用し、構造物計画位置の地形の変化点の地盤高を詳細に測量するとともに、 <b>土量計算の区分等に必要</b> な土質区分を行うものとする。			2326	1		構造物計画位置横断測量	構造物計画位置横断測量は、トータルステーション(光波測距儀)又はレベルとポケットコンパスを使用し、構造物計画位置の地形変化点の地盤高を詳細に測量するとともに土質区分を行うものとする。
				2			(略)				2			(略)
					(1)		BMの設置が困難な場合は、監督職員と協議する。							① BMの設置が困難な場合は、監督職員と協議する。
					(2)		BMは、……							② BMは、……
					(3)		BMは、……							③ BMは、……
				3			(略)				3			(略)
		4				山腹工の測量				2			山腹工の測量	
			2318			踏査選点	(略)			2327			踏査選点	(略)
			2319	1		平面測量	平面測量は、崩壊地の周囲を測量し、基礎工、緑化工等の数量、面積の算出及び工種配置を明らかにするものとする。測量方法は次の <b>各号による</b> 方法を標準とし、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。			2328	1		山腹平面測量	山腹平面測量は、崩壊地の周囲 <b>及び関連する構造物や地形等周囲の状況</b> を測量し、基礎工、緑化工等の数量、面積の算出及び工種配置を明らかにするものとする。測量方法は次の方法を標準とし、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。
					(1)	山腹平面測量	<b>山腹平面測量は、トータルステーション(光波測距儀)</b> を使用して測量する。					(1)	山腹平面測量	<b>踏査選点結果に基づき、トータルステーション(光波測距儀)</b> を使用して測量する。また、BMを必要箇所に設置する。 <b>(崩壊地周辺の既知点、不動点等)</b>
					(2)	簡易山腹平面測量	簡易 <b>山腹</b> 平面測量は、ポケットコンパス等を使用して測量する。					(2)	簡易平面測量	簡易平面測量は、ポケットコンパス等を使用して測量する。 <b>簡易工作物、緑化工中心の山腹工の場合に行う。</b>
				2			(略)				2			(略)

業務委託共通仕様書新旧対照表(第2編 測量)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月								
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	現行条文
			2320	1		縦断測量	縦断測量は、崩壊地の下部に基準点を設け、主要な縦断面の地形の変化点、構造物の計画位置及びのり切計画位置等測量するものとする。測量方法は次の各号による方法を標準とし、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。				2329	1		山腹縦断測量	縦断測量は、崩壊地の下部に基準点を設け、主要な縦断面の地形の変化点、構造物の計画位置及びのり切計画位置等測量するものとする。測量方法は次の方法を標準とし、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。
					(1)	山腹縦断測量	山腹縦断測量は、レベル又はトータルステーション(光波測距儀)を使用して測量する。						(1)	山腹縦断測量	縦断測量は、レベル又はトータルステーション(光波測距儀)を使用し、往復測量とする。
					(2)	簡易山腹縦断測量	簡易山腹縦断測量は、ポケットコンパス等を使用して測量する。						(2)	簡易山腹縦断測量	簡易山腹縦断測量は、ポケットコンパス等を使用し、片道測量とする。
				2			測量成果に基づき、縦断面図を作成するものとする。					2			測量成果に基づき縦断面図を作成するものとする。
			2321	1		横断測量	横断測量は、縦断測量の測点を基点として、構造物の計画位置及びのり切計画位置等を測量するものとする。測量方法は次の各号による方法を標準とし、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。				2330	1		山腹横断測量	山腹横断測量は、山腹縦断測量の測点を基点として、構造物の計画位置及び法切計画位置等を測量するものとする。測量方法は次の方法を標準とし、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。
					(1)	山腹横断測量	(略)						(1)	山腹横断測量	(略)
					(2)	簡易山腹横断測量	簡易山腹横断測量は、ポケットコンパス等を使用し、簡易な構造物等について測量する。						(2)	簡易山腹横断測量	簡易山腹横断測量は、ポケットコンパス等を使用して測量する。
				2			(略)					2			(略)
		5				防風林造成の測量									
			2322			踏査選点	防風林の設置予定箇所を風上側、風下側一帯の区域を踏査し、計画地の概況を把握の上、測量点を選定するものとする。								
			2323	1		平面測量	平面測量は、風害の区域、地形、地物、土地の利用状況、保全対象の位置等を測量するものとする。測量方法は次の各号による方法を標準とし、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。								
					(1)	平面測量	平面測量は、トータルステーション(光波測距儀)を使用して測量する。								
					(2)	簡易平面測量	簡易平面測量は、ポケットコンパス等を使用して測量する。								
				2			測量成果に基づき、平面図を作成するものとする。								
			2324	1		縦断測量	縦断測量は、造成する林帯のおおむね中心点を縦方向に結び等間隔及び地形の変化点に測点を設けて測量するものとする。測量方法は次の各号による方法を標準とし、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。								
					(1)	縦断測量	縦断測量は、レベル又はトータルステーション(光波測距儀)を使用して測量する。								
					(2)	簡易縦断測量	簡易縦断測量は、ポケットコンパス等を使用して測量する。								
				2			測量成果に基づき、縦断面図を作成するものとする。								
			2325	1		横断測量	横断測量は、縦断測量の測点を基点として、必要な範囲について測量するものとする。測量方法は次の各号による方法を標準とし、選択は設計図書又は監督職員の指示によるものとする。								
					(1)	横断測量	横断測量は、レベル又はトータルステーション(光波測距儀)を使用して測量する。								
					(2)	簡易横断測量	簡易横断測量は、ポケットコンパス等を使用して測量する。								
				2			測量成果に基づき、横断面図を作成するものとする。								
		6				なだれ防止林造成の測量					3			なだれ防止林造成の測量	
			2326			踏査選点	(略)				2331			踏査選点	(略)
			2327	1		平面測量	平面測量は、……を明らかにするものとする。測量方法は次の各号による方法を標準とし、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。				2332	1		平面測量	平面測量は、……を明らかにするものとする。測量方法は次の方法を標準とし、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。
					(1)	平面測量	(略)						(1)	平面測量	(略)
					(2)	簡易平面測量	(略)						(2)	簡易平面測量	(略)
				2			(略)					2			(略)
			2328	1		縦断測量	縦断測量は、……を測量するものとする。測量方法は次の各号による方法を標準とし、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。				2333	1		縦断測量	縦断測量は、……を測量するものとする。測量方法は次の方法を標準とし、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。
					(1)	縦断測量	(略)						(1)	縦断測量	(略)
					(2)	簡易縦断測量	(略)						(2)	簡易縦断測量	(略)
				2			(略)					2			(略)
			2329			横断測量	横断測量は、第2321条に準ずるものとする。				2334			横断測量	横断測量は、第2330条に準ずるものとする。



業務委託共通仕様書新旧対照表(第2編 測量)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月							
編	章	節	条	項	項以下	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項(見出し)	現行条文
			7			土砂流出防止林造成の測量				4			土砂流出防止林造成の測量	
			2330			踏査選点 踏査選点は、森林造成計画地の付近一帯を踏査し、計画地の概況を把握の上、測量点を選点するものとする。				2335			踏査選点 踏査選点は、森林造成計画地の付近一帯の区域を踏査し、計画地の概況を把握の上、測量点を選点するものとする。	
			2331	1		平面測量 平面測量は、……明らかにするものとする。測量方法は次の各号による方法を標準とし、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。				2336	1		平面測量 平面測量は、……明らかにするものとする。測量方法は次の方法を標準とし、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。	
					(1)	平面測量 (略)						(1)	平面測量 (略)	
					(2)	簡易平面測量 (略)						(2)	簡易平面測量 (略)	
				2		(略)					2		(略)	
			2332	1		縦断測量 縦断測量は、……測量するものとする。測量方法は次の各号による方法を標準とし、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。				2337	1		縦断測量 縦断測量は、……測量するものとする。測量方法は次の方法を標準とし、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。	
					(1)	縦断測量 (略)						(1)	縦断測量 (略)	
					(2)	簡易縦断測量 (略)						(2)	簡易縦断測量 (略)	
				2		(略)					2		(略)	
			2333			横断測量 横断測量は、第2325条に準ずるものとする。				2338			横断測量 横断測量は、第2330条に準ずるものとする。	
			8			保安林整備の測量				5			保安林整備の測量	
						(削除)				2339			計画準備	
			2334			踏査選点 (略)				2340			踏査選点 (略)	
			2335	1		平面測量 平面測量は、……するものとする。測量方法は、次の各号による方法を標準とし、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。				2341	1		平面測量 平面測量は、……するものとする。測量方法は、次の方法を標準とし、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。	
						(1)～(6) (略)							(1)～(6) (略)	
				2		(略)					2		(略)	
				3		(略)					3		(略)	
					(1)	(略)						①	(略)	
					(2)	(略)						②	(略)	
					(3)	(略)						③	(略)	
					(4)	(略)						④	(略)	
			2336			縦断測量 縦断測量は、第2332条に準ずるものとする。				2342			縦断測量 縦断測量は、第2336条に準ずるものとする。	
			2337			横断測量 横断測量は、第2325条に準ずるものとする。				2343			横断測量 横断測量は、第2333条に準ずるものとする。	
			9			保安林管理道の測量				6			保安林管理道の測量	
			2338			保安林管理道の測量 第2章 路線測量に準ずるものとする。				2344			通則 (略)	
			10			水土保持治山等の測量				7			水土保持治山等の測量	
			2339	1		水土保持治山等の測量 水土保持治山等の測量範囲は、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。				2345	1		水土保持治山等の測量 水土保持治山等の測量範囲は、特記仕様書又は監督職員の指示によるものとする。	
				2		水土保持治山等の各施設の測量は、第3節「溪間工の測量」及び第4節「山腹工の測量」に準ずるものとする。					2		水土保持治山等の各施設の測量は、「第1節 溪間工の測量」及び「第2節 山腹工の測量」に準じて行うものとする。	
				3		(略)					3		(略)	
			11			地すべり防止の測量							第4 地すべり防止の測量	
						第1 調査に関わる測量				1			調査に関わる測量	
			2340			踏査選点 (略)				2346			踏査選点 (略)	
			2341	1		地形測量 (略)				2347	1		地形測量 (略)	
				2		(略)					2		(略)	
				3		(略)					3		(略)	
				4		(略)					4		(略)	
						(削除)					5		空中写真及びレーザープロファイラーによる測量図化は、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。	
						(削除)				2			機構調査測量	
			2342	1		測線測量 (略)				2348	1		測線測量 (略)	
				2		測線の測点は、平均的な地形の変換点に設ける測量杭に加え、微地形を正確に表すことができるよう亀裂、隆起の地点、滑落崖等においてもプラス杭を設けなければならない。					2		測線の測点は、地形の変換点、亀裂、隆起の地点、滑落崖等には微地形を正確に表すことができるようプラス杭を設けなければならない。	
				3		(略)					3		(略)	

業務委託共通仕様書新旧対照表(第2編 測量)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月								
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	現行条文
							(削除)					4			測量の成果に基づき平面図、縦断面図、横断面図を作成するものとする。平面図には、主測線並びに副測線の位置を記入するものとする。
							(削除)					5			図面の縮尺は1/500を標準とし、縦断面図及び横断面図における水平、垂直とも平面図と同一とするものとする。
						第2 設計に関わる測量				3				設計に関わる測量	
			2343			地すべり防止工の測量	地すべり防止工の測量は、地すべり防止工の位置及び規模の決定に必要で、十分な範囲を測量する。								
			2344			設計に関わる測量の種類	測量の種類は、測線測量、平面測量、縦断測量及び横断測量とする。								
			2345	1		測線測量	測線測量は、第2341条に準ずるものとする。								
				2			測量の成果に基づき縦断面図、横断面図を作成するものとする。なお、主測線並びに副測線の位置は平面図等に記入するものとする。								
				3			縦断面図及び横断面図は、地形、防止施設の断面のほかに、ボーリング柱状図の要点、地層区分、地下水文状況、すべり面、基盤面等の調査成果を記入するものとする。								
				4			図面の縮尺は1/500を標準とし、地すべりブロックの面積、重要度、保全対象の位置などから1/1,000又は1/2,000等とすることができるものとする。また、縦断面図及び横断面図における縮尺は、水平、垂直とも平面図と同一とするものとする。								
			2346	1		平面測量	平面測量は、第2340条に準ずるものとする。				2349	1		平面測量	平面測量は、主測線、副測線を基準として、トータルステーション(光波測距儀)を使用し、地すべり防止工の工種、施設の配置及び数量の決定等に必要な滑落崖、亀裂、陥没、隆起、段差、崩壊および調査ボーリング点、湧水点等を測量するものとする。
				2			主測線、副測線、横断線と関連させるとともに、調査ボーリング等の位置を測量杭にて明確に表す。					2			測量の成果に基づき平面図を作成するものとする。
				3			測量の成果に基づき平面図(地形図)を作成する。図面の縮尺は1/500を標準とするが、地すべりブロックの面積、重要度、保全対象の位置などから1/1,000又は1/2,000等とすることができるものとする。					3			平面図には、測点及び番号、基準点位置、主測線、副測線、調査ボーリング等の位置及び地すべりブロック区分、方位、縮尺、標高、湧水点、亀裂、地形、地物等設計に必要な諸元を記入するものとする。
							(削除)					4			図面の縮尺は1/500を標準とし、地すべりブロックの面積、重要度、保全対象の位置などから1/1000又は1/2000とすることができるものとする。
			2347	1		縦断測量	(略)				2350	1		縦断測量	(略)
							(削除)					2			測量の成果に基づいて、縦断面図を作成するものとする。
				2			(略)					3			(略)
				3			測量の成果に基づき縦断面図を作成する。図面の縮尺は1/500を標準とするが、地すべりブロックの面積、重要度、保全対象の位置などから1/1,000又は1/2,000等とすることができるものとする。縦断面図の縮尺は、水平、垂直とも平面図と同一とするものとする。					4			図面の縮尺は1/500を標準に、平面図と同一とし、縦横は同一縮尺とする。
			2348	1		横断測量	(略)				2351	1		横断測量	(略)
				2			(略)					2			(略)
				3			(略)					3			(略)
				4			測量の成果に基づき横断面図を作成する。図面の縮尺は1/500を標準とするが、地すべりブロックの面積、重要度、保全対象の位置などから1/1,000又は1/2,000等とすることができるものとする。横断面図の縮尺は、水平、垂直とも平面図と同一とするものとする。					4			図面の縮尺は1/500を標準とし、平面図と同一とするものとする。
							(削除)				4				地すべり防止工事の測量
							(削除)				2352				地すべり防止工事の測量
							(削除)				2353				測量の種類
							(削除)				2354				平面測量
							(削除)				2355				縦断測量
							(削除)				2356				横断測量

業務委託共通仕様書新旧対照表(第2編 測量)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月						
編	章	節	条	項	項以下	新条文	編	章	節	条	項	項以下	現行条文
						(削除)	4						自然公園施設編
4						自然公園等施設測量		1					測量
		1				測量に関する一般事項			1				測量に関する一般事項
			2401			測量業務の区分 (略)				4101			測量業務の区分 (略)
						損失の補償 (削除) 第2116条 土地への立入り等第2項と重複				4102			損失の補償 受注者は、業務実施にあたり、植物伐採、垣根、柵等の除去又は、土地若しくは工作物を一時使用する場合には、あらかじめ監督職員に報告して該当土地所有者及び占有者の承諾を得るものとする。 なお、この場合に生じた損失により生じた必要経費は、設計書に定める場合を除き、監督職員と協議して定めるものとする。
			2402			園地、駐車場の測量				4103			園地、駐車場の測量
				1		(略)					1		(略)
				2		中心線測量は、トータルステーションを使用して方位角、鉛直角を測定する。 なお、……					2		中心線測量は、トランシット(又はトータルステーション)を使用して方位角、鉛直角を測定する。なお、……
				3		(略)					3		(略)
				4		(略)					4		(略)
			2403			歩道の測量				4104			歩道の測量
				1		IP設置測量はポケットコンパスにより実施するものとし、曲線表による曲線設定は原則として行わないものとする。					1		IP設置測量はコンパスにより実施するものとし、曲線表による曲線設定は原則として行わないものとする。
				2		簡易横断測量は、原則としてポケットコンパスで行うものとする。ただし、監督職員の承諾を得ることでポールによる測量ができる。また、測量幅は測点毎に左右3.5mを標準とする。					2		簡易横断測量は、原則として簡易トランシットで行うものとする。ただし、監督職員の承諾を得ることでポールによる測量ができる。また、測量幅は測点毎に左右3.5mを標準とする。
				3		(略)					3		(略)
			2404			土質区分 (略)				4105			土質区分 (略)
			2405			測量精度等 測量に用いる器材、精度、単位は第2202条 表2-2-1、第2203条 表2-2-2、表2-2-3のとおりとする。 (削除) (削除)				4106			測量精度等 測量に用いる器材、精度、単位は表4-1、4-2、4-3のとおりとする。  表4-1 測量に用いる器材

区分	器材の名称	測定区分	性能
一般測量 詳細測量	トランシット	水平角 鉛直角	水平目盛の最小読定値が1分以内であること。
詳細測量	トータルステーション	水平角 鉛直角 距離	1. 最小読定値がmmまで可能なもの。 2. 精度(検定書による) (1) 測定距離が2km以上可能なものは±(10mm + D ÷ 10万) (2) 測定距離が2 km未満のものは±30mm以内注)Dは測定距離で、km単位
一般測量 詳細測量	レベル	水準	1. 水準器感度40秒/2mm以内のものであること。 2. 望遠鏡の倍率は20倍以上であること。
詳細測量	スチールテープ	距離	1. 目盛のある部分の長さが50m以内であること。 2. 目盛は1mmであること。
一般測量 詳細測量	ガラス繊維製テープ	距離	1. 目盛のある部分の長さが50m以内であること。 2. 目盛は1cm以内であること。
一般測量 詳細測量	標尺	距離	長さが5m以内で、目盛は0.5cmであること。
一般測量 詳細測量	ポケットコンパス (簡易トランシット)	方位角 鉛直角	1. 磁針の長さは7cmを標準とし、望遠鏡つきであること。 2. 水平目盛及び鉛直目盛の最小読定値が30分以内であること。  (簡易トランシットの水平目盛及び鉛直目盛の最小読定値がそれぞれ10分、30分以内であること。)
一般測量	ポール	距離	長さは2m、目盛20cmを標準とする。

業務委託共通仕様書新旧対照表(第2編 測量)

令和3(2021)年10月						令和3(2021)年3月																																																																								
編	章	節	条	項	項以下	新条文	編	章	節	条	項	項以下	現行条文																																																																	
						(削除) (削除)							表4-2 測量の精度																																																																	
													<table border="1"> <thead> <tr> <th>測量器材</th> <th>ポケットコンパス</th> <th>簡易トランシット</th> <th>トランシット</th> <th>トータルステーション</th> <th>レベル</th> <th>ボール</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">中心線測量</td> <td>距離(一般)</td> <td>(I.P間:40m以内) 20cm以内 (I.P間:40mを 越える場合) 当該距離の1/200 以内 (測点間) 10cm以内</td> <td>(I.P間) 1/100以内 最大15cm</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>距離(詳細)</td> <td>(I.P間) 10cm以内</td> <td>(I.P間) 1/100以内 最大10cm</td> <td>(I.P間) 当該距離の 1/1000以内 (測点間) 当該距離の 1/100以内</td> <td>同左</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>角度</td> <td>-</td> <td>30分<math>\sqrt{n}</math> (n=測点数)</td> <td>1.5分<math>\sqrt{n}</math> (n=測点数)</td> <td>同左</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>閉合</td> <td>距離総和の 1/100以内</td> <td>距離総和の 1/200以内</td> <td>距離総和の 1/1000以内</td> <td>同左</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>縦断測量</td> <td>地盤高</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>500m往復で10cm以内</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>B M</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>500m以上設置し誤差5cm以内</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">横断測量</td> <td>距離</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>5%以内</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>5%以内</td> </tr> <tr> <td>勾配</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0.1割</td> </tr> </tbody> </table>	測量器材	ポケットコンパス	簡易トランシット	トランシット	トータルステーション	レベル	ボール	中心線測量	距離(一般)	(I.P間:40m以内) 20cm以内 (I.P間:40mを 越える場合) 当該距離の1/200 以内 (測点間) 10cm以内	(I.P間) 1/100以内 最大15cm	同左	同左	-	-	距離(詳細)	(I.P間) 10cm以内	(I.P間) 1/100以内 最大10cm	(I.P間) 当該距離の 1/1000以内 (測点間) 当該距離の 1/100以内	同左	-	-	角度	-	30分 $\sqrt{n}$ (n=測点数)	1.5分 $\sqrt{n}$ (n=測点数)	同左	-	-	閉合	距離総和の 1/100以内	距離総和の 1/200以内	距離総和の 1/1000以内	同左	-	-	縦断測量	地盤高	-	-	-	500m往復で10cm以内	-	B M	-	-	-	-	500m以上設置し誤差5cm以内	-	横断測量	距離	-	-	5%以内	-	-	5%以内	勾配	-	-	-	-	-	0.1割
測量器材	ポケットコンパス	簡易トランシット	トランシット	トータルステーション	レベル	ボール																																																																								
中心線測量	距離(一般)	(I.P間:40m以内) 20cm以内 (I.P間:40mを 越える場合) 当該距離の1/200 以内 (測点間) 10cm以内	(I.P間) 1/100以内 最大15cm	同左	同左	-	-																																																																							
	距離(詳細)	(I.P間) 10cm以内	(I.P間) 1/100以内 最大10cm	(I.P間) 当該距離の 1/1000以内 (測点間) 当該距離の 1/100以内	同左	-	-																																																																							
	角度	-	30分 $\sqrt{n}$ (n=測点数)	1.5分 $\sqrt{n}$ (n=測点数)	同左	-	-																																																																							
	閉合	距離総和の 1/100以内	距離総和の 1/200以内	距離総和の 1/1000以内	同左	-	-																																																																							
縦断測量	地盤高	-	-	-	500m往復で10cm以内	-																																																																								
B M	-	-	-	-	500m以上設置し誤差5cm以内	-																																																																								
横断測量	距離	-	-	5%以内	-	-	5%以内																																																																							
	勾配	-	-	-	-	-	0.1割																																																																							



業務委託共通仕様書新旧対照表(第2編 測量)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月																																		
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	現行条文																										
							(削除) (削除)								表4-3 測定単位																										
							<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">測量の種類</th> <th>記号</th> <th>測定単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中心線</td> <td>距離(水平距離)</td> <td>m</td> <td>小数第1位(一般) 小数第2位(詳細)</td> </tr> <tr> <td>角度(水平)</td> <td>秒</td> <td>最小読定値内</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">縦断測量</td> <td>地盤高</td> <td>m</td> <td>小数第2位</td> </tr> <tr> <td>水準基標(B.M)</td> <td rowspan="2">m</td> <td rowspan="2">小数第3位</td> </tr> <tr> <td>移器点(T.P)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">横断測量</td> <td>距離 (水平、斜長、地盤高)</td> <td>m</td> <td>小数第1位(一般) 小数第2位(詳細)</td> </tr> <tr> <td>勾配</td> <td>割</td> <td>1:0.05</td> </tr> </tbody> </table>									測量の種類		記号	測定単位	中心線	距離(水平距離)	m	小数第1位(一般) 小数第2位(詳細)	角度(水平)	秒	最小読定値内	縦断測量	地盤高	m	小数第2位	水準基標(B.M)	m	小数第3位	移器点(T.P)	横断測量	距離 (水平、斜長、地盤高)	m	小数第1位(一般) 小数第2位(詳細)	勾配	割	1:0.05
測量の種類		記号	測定単位																																						
中心線	距離(水平距離)	m	小数第1位(一般) 小数第2位(詳細)																																						
	角度(水平)	秒	最小読定値内																																						
縦断測量	地盤高	m	小数第2位																																						
	水準基標(B.M)	m	小数第3位																																						
	移器点(T.P)																																								
横断測量	距離 (水平、斜長、地盤高)	m	小数第1位(一般) 小数第2位(詳細)																																						
	勾配	割	1:0.05																																						

業務委託共通仕様書新旧対照表(第3編 設計)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月								
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	現行条文
3						設計業務等共通仕様書		1						共通編	
	1					総則			1					総則	
			3101	1		適用	設計業務等共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、栃木県環境森林部の発注する治山工事、林道工事、自然公園等施設整備工事に係る設計及び計画業務(当該設計及び計画業務と一体として契約される場合の工事予定地等において行われる調査業務を含む。以下「設計業務等」という。)に係る栃木県業務委託契約書(以下、「契約書」という。)及び設計図書の内容について、 <b>統一した解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</b>				1101	1		適用	この業務委託共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、栃木県環境森林部が発注する工事に係る調査、測量、設計及び計画業務(以下「設計業務等」という。)における <b>栃木県業務委託契約書(以下、「契約書」という。)を補完するとともに、業務の内容について統一した解釈を詳述することにより、契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</b>
				2			(略)					2			(略)
				3			(略)					3			(略)
				4			地質・土質調査業務及び測量業務に関する業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。					4			本業務において使用する計量単位は国際単位系(SI単位)によるものとする。なお、受注者は、SI単位の適用に伴い、数値の丸め方が示されたものと異なる場合は、監督職員と協議しなければならない。
			3102			用語の定義	1～32 (略)				1102			用語の定義	1～32 (略)
				33			「書面」とは、 <b>打合せ簿等の帳票をいい、発行年月日を記録し、記名(署名または押印を含む)したものを有効とする。</b>					33			「書面」とは、 <b>手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものを有効とする。</b>
							(削除)						(1)		緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとする。なお、電子メールにより「通知」「提出」「報告」「届出」の内容で提出された場合は、発議者の押印は不要とする。
							(削除)						(2)		電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。
							34～42 (略)								34～42 (略)
							(削除)				1103				設計業務等に関する一般事項
			3103			受発注者の義務	(略)				1104			受発注者の義務	(略)
			3104			業務の着手	(略)				1105			業務の着手	(略)
			3105			設計図書の支給及び点検	(略)				1106			設計図書の支給及び点検	(略)
			3106			監督職員	1～3 (略)				1107			監督職員	1～3 (略)
				4			監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお監督職員は、その口頭による指示等を行った後 <b>7日以内</b> に書面で受注者に指示するものとする。					4			監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお監督職員は、その口頭による指示等を行った後、 <b>後日</b> 書面で受注者に指示するものとする。
			3107	1		主任技術者	(略)				1108	1		主任技術者	(略)
				2			(略)					2			(略)
				3			主任技術者は、技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は業務に該当する部門)、博士(業務に該当する部門)、シビルコンサルティングマネージャー(業務に該当する部門)、林業技士(業務に該当する部門)のいずれかの資格を有する者又は、これと同等の能力と経験を有する技術者(大学卒18年(短大・高専卒23年、高校卒28年)以上相当の能力と経験を有する者をいう。)であり、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。					3			調査、設計及び計画業務における主任技術者の資格は、特記仕様書において定めがある場合を除き、解析等調査及び設計業務については、「森林整備保全事業の調査・測量・設計等を外注する場合の取扱要領の制定について」(平成7年4月1日付 7林野治第1078号 林野庁長官通達)別表「技術者の資格区分」における設計業務等の技術者の名称の主任技師以上のもの又は「同等の能力と経験を有する技術者」であり、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。
							(削除)					4			測量業務における主任技術者の資格は、測量法(令和元年6月14日改正法律第37号)に基づく測量士の資格を有し、かつ、高度な技術と十分な実務経験を有するもので日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。 なお、業務の範囲が、林道路線測量及び山地治山等測量であってポケットコンパス及びポール等による簡易測量(公共測量作業規程による作業を除く。)のみの場合は、測量士補の資格を有し、かつ、測量業務について専門的な技術と実務経験を有する者を主任技術者とすることができる。
				4			(略)					5			(略)

業務委託共通仕様書新旧対照表(第3編 設計)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月								
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	現行条文
				5			(略)					6			(略)
				6			(略)					7			(略)
				7			(略)					8			(略)
			3108	1		照査技術者及び照査の実施	(略)				1109	1		照査技術者及び照査の実施	(略)
				2			(略)					2			(略)
					(1)		(略)						(1)		(略)
					(2)		照査技術者の技術経歴については、第3107条の3項に準ずるものとする。						(2)		照査技術者の資格は、第1108条第3項に準ずるものとする。
							(3)～(6) (略)								(3)～(4) (略)
					(5)		照査技術者は、成果品納入時の照査報告の際に、赤黄チェックの根拠となる資料を、発注者に提示するものとする(実施設計(山腹工設計及び一車線林道設計を除く。))に限る。)						(5)		照査技術者は、成果品納入時の照査報告の際に、赤黄チェックの根拠となる資料を、発注者に提示するものとする(詳細設計に限る。))
					(6)		照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において記名(署名または押印を含む)のうえ主任技術者に提出するものとする。						(6)		照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ主任技術者に提出するものとする。
				3			(略)					3			(略)
			3109	1		担当技術者	受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする(主任技術者と兼務するものを除く。)。なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8名までとする。ただし、受注者が設計共同体である場合には、構成員毎に8名までとする。				1110	1		担当技術者	受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。(主任技術者と兼務するものを除く。)なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。ただし、受注者が設計共同体である場合には、構成員毎に3名までとする。
				2			(略)					2			(略)
				3			(略)					3			(略)
			3110	1		提出書類	(略)				1111	1		提出書類	(略)
				2			(略)					2			(略)
				3			受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、一般財団法人日本建設情報総合センター(以下「JACIC」という。)が実施している業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を書面又はテクリスから監督職員に送信される電子メールにより監督職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、原則15日(休日等を除く。)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、原則15日(休日等を除く。)以内に、完了時は業務完了後、原則15日(休日等を除く。)以内に、訂正時は適宜、JACICに登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。(担当技術者の登録は、8名までとする。) また、書面による確認を受けた場合は、登録時にJACICが発行する「登録内容確認書」の写しを登録後速やかに監督職員に提出しなければならない。なお、テクリスから監督職員に送信される電子メールによる確認を受けた場合は、登録時にテクリスから電子メールにより「登録内容確認書」が監督職員に送信されるため、登録が完了したことを監督職員に報告することをもって提出とする。なお、変更時と完了時の間が15日間(休日等を除く)に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。 また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、速やかに発注者の確認を受けた上で登録しなければならない。				3		受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、一般財団法人日本建設情報総合センター(以下「JACIC」という。)が実施している業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を書面又はテクリスから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けた上で、受注時は契約後、原則15日(休日等を除く)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、原則15日(休日等を除く)以内に、完了時は業務完了後、原則15日(休日等を除く)以内に、訂正時は適宜、JACICに登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする(担当技術者の登録は8名までとする)。 また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督職員に送信される。 なお、変更時と完了時の間が、15日間(休日等を除く)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。 また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。		

業務委託共通仕様書新旧対照表(第3編 設計)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月								
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	現行条文
			3111	1		打合せ等	設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面(打合せ簿)に記録し、相互に確認しなければならない。 なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面(打合せ簿)を作成するものとする。				1112	1		打合せ等	設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者等と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面(打合せ記録簿等)に記録し相互に確認しなければならない。 なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。
				2			(略)					2			(略)
				3			(略)					3			(略)
				4			(略)					4			(略)
				5			(略)					5			(略)
			3112	1		業務計画書	(略)				1113	1		業務計画書	(略)
				2			(略)					2			(略)
							(1)～(5) (略)								(1)～(5) (略)
					(6)		成果品の品質を確保するための計画								
					(7)		成果品の内容、部数						(6)		成果品の内容、部数
					(8)		使用する主な図書及び基準						(7)		使用する主な基準及び図書
					(9)		連絡体制(緊急時含む)						(8)		連絡体制(緊急時含む)
					(10)		使用する主な機器						(9)		使用する主な機器
					(11)		その他						(10)		その他
							(2)実施方針又は(11)その他には、第3130条個人情報の取扱い、第3131条安全等の確保及び第3135条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。 また、土地への立ち入り等を実施する場合には、……記載するものとする。 なお、……記載するものとする。								(2)実施方針又は(10)その他には、第1133条個人情報の取扱い、第1134条安全等の確保及び第1141条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。 また、土地への立ち入り等を実施する場合には、……記載するものとする。 なお、……記載するものとする。
				3			(略)					3			(略)
				4			(略)					4			(略)
			3113	1		資料等の貸与及び返却	(略)				1114	1		資料等の貸与及び返却	(略)
				2			受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合には、ただちに監督職員に返却しなければならない。					2			受注者は、貸与資料の必要がなくなった場合には、直ちに監督職員に返却するものとする。
				3			受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い紛失又は損傷してはならない。万一、紛失又は損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復しなければならない。					3			受注者は、貸与資料を丁寧に扱い、紛失又は損傷してはならない。万一、紛失又は損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
			3114			関係官公庁への手続き等	(略)				1115			関係官公庁への手続き等	(略)
							(削除)				1116			現場管理	(略)
			3115	1		地元関係者との交渉等	(略)				1117	1		地元関係者との交渉等	(略)
				2			受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。					2			受注者は、設計業務等の実施に当たって、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合には、監督職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
				3			(略)					3			(略)
				4			(略)					4			(略)
				5			(略)					5			(略)
			3116	1		土地への立ち入り等	(略)				1118	1		土地への立ち入り等	(略)
				2			受注者は、設計業務等実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。 なお、……協力しなければならない。					2			受注者は、設計業務等実施のため立木等の伐採、垣、柵等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する場合は、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。 なお、……協力しなければならない。
				3			(略)					3			(略)



業務委託共通仕様書新旧対照表(第3編 設計)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月							
編	章	節	条	項	項以下	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項(見出し)	現行条文
				4		(略)					4		(略)	
			3117	1		成果品の提出	(略)				1119	1	成果品の提出	(略)
				2		(略)					2		(略)	
				3		(略)					3		(略)	
				4		(略)					4		(略)	
				5		図面サイズ及び提出部数は特記仕様書又は監督職員と協議して決定するものとする。								
			3118			関連法令及び条例の遵守	(略)				1120		関連法令及び条例の遵守	(略)
			3119			検査	(略)				1121		検査	(略)
			3120	1		修補	(略)				1122	1	修補	(略)
				2		検査職員は、修補の必要があると認められた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。ただし、その指示が受注者の責に帰すべきものでない場合は異議申し立てができるものとする。					2		検査職員は、修補の必要があると認められた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。	
				3		(略)					3		(略)	
				4		(略)					4		(略)	
			3121	1		条件変更等	監督職員が、受注者に対して契約書第19条、第20条及び第22条の規定に基づく業務内容の変更又は設計図書の訂正の指示を行う場合は、打合せ簿によるものとする。				1123	1	条件変更等	契約書第19条第1項第5号に規定する「予期することができない特別な状態」とは、契約書第31条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し、当該規定に適合すると判断した場合とする。
				2		受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちにその旨を監督職員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。					2		監督職員が受注者に対して契約書第19条、第20条及び第22条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、打合せ簿(様式2)によるものとする。	
				(1)		第3116条第1項に定める現地への立ち入りが不可能となった場合								
				(2)		天災その他の不可抗力による損害								
				(3)		その他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合								
			3122	1		契約変更	発注者は、次の各号に掲げる場合において、業務委託契約の変更を行うものとする。				1124	1	契約変更	発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。
				(1)		業務内容の変更により契約金額に変更を生じる場合					(1)		業務内容の変更により委託料に変更を生じる場合	
				(2)		(略)					(2)		(略)	
				(3)		(略)					(3)		(略)	
				(4)		契約書第32条の規定に基づき契約金額の変更に対応する設計図書の変更を行った場合					(4)		契約書第32条の規定に基づき委託料の変更に対応する設計図書の変更を行った場合	
				2		発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。					2		発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号により作成するものとする。	
				(1)		第3121条第1項の規定に基づき監督職員が受注者に指示した事項					(1)		前条第2項の規定により監督職員が受注者に指示した事項	
				(2)		(略)					(2)		(略)	
				(3)		(略)					(3)		(略)	
			3123	1		履行期間の変更	(略)				1125	1	履行期間の変更	(略)
				2		(略)					2		(略)	
				3		(略)					3		(略)	
				4		契約書第25条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。					4		受注者は、契約書第25条により、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。	
			3124	1		一時中止	契約書第21条第1項の規定により、……一時中止させるものとする。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)による設計業務等の中断については、第3132条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。				1126	1	一時中止	契約書第21条第1項の規定により、……一時中止させることができるものとする。 なお、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)による設計業務等の中断については、契約書第28条臨機の措置により受注者は、適切に対応しなければならない。
						(1)～(6) (略)							(1)～(6) (略)	
				2		(略)					2		(略)	

業務委託共通仕様書新旧対照表(第3編 設計)

令和3(2021)年10月						令和3(2021)年3月								
編	章	節	条	項	項以下	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項(見出し)	現行条文
				3		(略)					3		(略)	(略)
			3125			発注者の賠償責任	(略)				1127		発注者の賠償責任	(略)
			3126			受注者の賠償責任等	受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。				1128		受注者の賠償責任	受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。
				(1)		(略)					(1)		(略)	(略)
				(2)		契約書第44条に規定する契約不適合責任として請求された場合					(2)		契約書第44条に規定する契約不適合責任に係る損害が生じた場合	
				(3)		(略)					(3)		(略)	(略)
			3127			部分使用	(略)				1129		成果品の部分使用	(略)
			3128	1		再委託	(略)				1130	1	再委託	(略)
				(1)		(略)					(1)		(略)	(略)
				(2)		(略)					(2)		(略)	(略)
						(削除)					(3)		測量業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断等	
				2		受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理(単純な電算処理に限る)、データ入力、トレース、資料整理、翻訳、模型製作、速記録の作成、アンケート票の配布、電子納品の作成作業などの簡易な業務、その他特記仕様書に定める事項の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。					2		受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理(単純な電算処理に限る)、データ入力、トレース、資料整理、電子納品の作成などの簡易な業務、その他特別仕様書に定める事項の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。	
				3		(略)					3		(略)	(略)
				4		(略)					4		(略)	(略)
				5		受注者は、設計業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。 なお、協力者は、栃木県の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者である場合は、栃木県の指名停止期間中ではないこと。					5		受注者は、設計業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。 なお、協力者は、栃木県の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者である場合は、栃木県の指名停止期間中であってはならない。	
			3129	1		成果品の使用等	(略)				1131	1	成果品の使用等	(略)
				2		受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第9条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。					2		受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約約款第9条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。	
			3130	1		守秘義務	(略)				1132	1	守秘義務	(略)
				2		受注者は、当該業務の結果(業務処理の過程において得られた記録等を含む)を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。……					2		受注者は、当該業務の結果(業務処理の過程において得られた記録等を含む)を他人に閲覧させ、複写させ、又は、譲渡してはならない。……	
				3		受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第3111条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。					3		受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報、その他、知り得た情報を第1113条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。	
				4		受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。					4		受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報、その他、知り得た情報を当該業務の終了後においても他社に漏らしてはならない。	
				5		(略)					5		(略)	(略)
				6		(略)					6		(略)	(略)
				7		(略)					7		(略)	(略)
			3131			個人情報の取扱い	(略)				1133		個人情報の取扱い	(略)
			3132	1		安全等の確保	(略)				1134	1	安全等の確保	(略)
				2		(略)					2		(略)	(略)
				3		(略)					3		(略)	(略)
				4		(略)					4		(略)	(略)
				5		(略)					5		(略)	(略)
				(1)		(略)					(1)		(略)	(略)
				(2)		(略)					(2)		(略)	(略)
				(3)		(略)					(3)		(略)	(略)
				(4)		受注者は、設計業務等現場に関係者以外の立ち入りを禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに立ち入り禁止の標示をしなければならない。								
				6		(略)					6		(略)	(略)

業務委託共通仕様書新旧対照表(第3編 設計)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月									
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	現行条文	
				7			(略)					7			(略)	
				8			(略)					8			(略)	
							(削除)				1135			コスト削減の推進		
							(削除)				1136			木材利用の推進		
							(削除)				1137			環境負荷の低減		
			3133	1		臨機の措置	受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督職員に報告しなければならない。				1138	1		臨機の措置	受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督職員に報告しなければならない。	
				2			監督職員は、天災等に伴い成果品の品質又は工程に関して、業務管理上重大な影響を及ぼし、又は多額な費用が必要と認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。					2			監督職員は、天災等に伴い成果品の品質および履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。	
			3134			履行報告	(略)				1139			履行報告	(略)	
			3135	1		屋外で作業を行う 時期及び時間の変更	(略)				1140	1		屋外で作業を行う 時期及び時間の変更	(略)	
				2			受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面を監督職員に提出しなければならない。					2			受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を監督職員に提出しなければならない。	
			3136	1		行政情報流出防止 対策の強化	受注者は、設計業務等の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第3112条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。				1141	1		行政情報流出防止 対策の強化	受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第1113条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。	
				2			(略)					2			(略)	
							(1)～(4) (略)								(1)～(4) (略)	
					(5)	電子情報の管理体制の確保	ア 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者(以下「情報管理責任者」という。)を選任及び配置し、第3112条で示す業務計画書に記載するものとする。 イ 受注者は、次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。 (ア) 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策 (イ) 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策 (ウ) 電子情報を移送する際のセキュリティ対策					(5)			電子情報の管理体制の確保	ア 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者(以下「情報管理責任者」という。)を選任及び配置し、第1113条で示す業務計画書に記載するものとする。 イ 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。 ① 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策 ② 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策 ③ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策
							(6)、(7) (略)								(6)、(7) (略)	
				3			(略)					3			(略)	
			3137	1		暴力団員等による 不当介入を受けた 場合の措置	(略)				1142	1		暴力団員等による 不当介入を受けた 場合の措置	(略)	

業務委託共通仕様書新旧対照表(第3編 設計)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月																																																																										
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	現行条文																																																																		
				2			1により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を発注者に報告すること。					2			1により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。																																																																		
				3			(略)					3			(略)																																																																		
				4			暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害生じた場合は、発注者と協議しなければならない。					4			設計業務等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。																																																																		
			3138			保険加入の義務	(略)					1143		保険加入の義務	(略)																																																																		
			3139			新技術の活用について	<p>受注者は、新技術情報提供システム(NETIS)を利用することにより、活用することが有用と思われる場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(削除)</p>					1144		<p>新技術の活用について</p> <p>受注者は、新技術情報提供システム(NETIS)等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。</p> <p>受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づきNETISに登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。</p> <p>受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」(平成26年3月28日、国官総第344号、国官技第319号)、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について(平成26年3月28日、国官総第345号、国官技第320号、国営施第17号、国総施第141号)による必要な措置をとるものとする。</p> <p>1. 受注者は、発注者指定型によりNETIS登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術(NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術)は活用効果調査表の提出を要しない。</p> <p>2. 受注者は、施工者希望型によりNETIS登録技術を活用した業務を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術(NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術)は活用効果調査表の提出を要しない。</p>																																																																			
						(削除)									<p>表1-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>文書名</th> <th>文書番号</th> <th>通知年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>治山技術基準(総則・山地治山編)</td> <td>20林整計第247号 林野庁長官通知</td> <td>H21.4.1</td> </tr> <tr> <td>治山技術基準(保安林整備編)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>治山技術基準(地すべり防止編)</td> <td>24林整計第308号 林野庁長官通知</td> <td>H25.4.1</td> </tr> <tr> <td>治山技術基準(防災林造成編)</td> <td>26林整計第894号 林野庁長官通知</td> <td>H27.4.1</td> </tr> <tr> <td>林道技術基準</td> <td>22林整計第366号 林野庁長官通知</td> <td>H23.4.1</td> </tr> <tr> <td>林道技術基準の解説</td> <td>22林整計第367号 林野庁森林整備部長通知</td> <td>H23.4.1</td> </tr> <tr> <td>土石流・流木対策指針</td> <td>30林整計第1109号 林野庁森林整備部長通知</td> <td>H31.3.29</td> </tr> <tr> <td>土石流・流木対策指針解説等</td> <td>30林整計第1110号 林野庁森林整備部長通知</td> <td>H31.3.29</td> </tr> <tr> <td>森林整備保全事業設計積算要領</td> <td>12 林野計第138号長官通達</td> <td>H12.3.31</td> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>編集又は発行所名</th> <th>発行年月日</th> </tr> <tr> <td>治山技術基準解説(総則・山地治山編)</td> <td>日本治山治水協会</td> <td>H21.10</td> </tr> <tr> <td>治山技術基準解説(保安林整備編)</td> <td>日本治山治水協会</td> <td>H12.7</td> </tr> <tr> <td>治山技術基準解説(地すべり防止編)</td> <td>日本治山治水協会</td> <td>H25.10</td> </tr> <tr> <td>治山技術基準解説(防災林造成編)</td> <td>日本治山治水協会</td> <td>H16.12</td> </tr> <tr> <td>治山ダム・土留工断面図</td> <td>林業土木コンサルタンツ</td> <td>H11.9</td> </tr> <tr> <td>治山林道必携 積算・施工編</td> <td>日本治山治水協会</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>治山林道必携 調査・測量・設計編</td> <td>日本治山治水協会</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>林道規程</td> <td></td> <td>H23.8</td> </tr> <tr> <td>林道必携(技術編)</td> <td>日本治山治水協会</td> <td>H23.8</td> </tr> <tr> <td>森林土木構造物標準設計</td> <td>日本治山治水協会</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>簡易舗装要綱</td> <td>日本道路協会</td> <td>S54.10</td> </tr> </tbody> </table>	文書名	文書番号	通知年月日	治山技術基準(総則・山地治山編)	20林整計第247号 林野庁長官通知	H21.4.1	治山技術基準(保安林整備編)			治山技術基準(地すべり防止編)	24林整計第308号 林野庁長官通知	H25.4.1	治山技術基準(防災林造成編)	26林整計第894号 林野庁長官通知	H27.4.1	林道技術基準	22林整計第366号 林野庁長官通知	H23.4.1	林道技術基準の解説	22林整計第367号 林野庁森林整備部長通知	H23.4.1	土石流・流木対策指針	30林整計第1109号 林野庁森林整備部長通知	H31.3.29	土石流・流木対策指針解説等	30林整計第1110号 林野庁森林整備部長通知	H31.3.29	森林整備保全事業設計積算要領	12 林野計第138号長官通達	H12.3.31	名称	編集又は発行所名	発行年月日	治山技術基準解説(総則・山地治山編)	日本治山治水協会	H21.10	治山技術基準解説(保安林整備編)	日本治山治水協会	H12.7	治山技術基準解説(地すべり防止編)	日本治山治水協会	H25.10	治山技術基準解説(防災林造成編)	日本治山治水協会	H16.12	治山ダム・土留工断面図	林業土木コンサルタンツ	H11.9	治山林道必携 積算・施工編	日本治山治水協会	-	治山林道必携 調査・測量・設計編	日本治山治水協会	-	林道規程		H23.8	林道必携(技術編)	日本治山治水協会	H23.8	森林土木構造物標準設計	日本治山治水協会	-	簡易舗装要綱	日本道路協会	S54.10
文書名	文書番号	通知年月日																																																																															
治山技術基準(総則・山地治山編)	20林整計第247号 林野庁長官通知	H21.4.1																																																																															
治山技術基準(保安林整備編)																																																																																	
治山技術基準(地すべり防止編)	24林整計第308号 林野庁長官通知	H25.4.1																																																																															
治山技術基準(防災林造成編)	26林整計第894号 林野庁長官通知	H27.4.1																																																																															
林道技術基準	22林整計第366号 林野庁長官通知	H23.4.1																																																																															
林道技術基準の解説	22林整計第367号 林野庁森林整備部長通知	H23.4.1																																																																															
土石流・流木対策指針	30林整計第1109号 林野庁森林整備部長通知	H31.3.29																																																																															
土石流・流木対策指針解説等	30林整計第1110号 林野庁森林整備部長通知	H31.3.29																																																																															
森林整備保全事業設計積算要領	12 林野計第138号長官通達	H12.3.31																																																																															
名称	編集又は発行所名	発行年月日																																																																															
治山技術基準解説(総則・山地治山編)	日本治山治水協会	H21.10																																																																															
治山技術基準解説(保安林整備編)	日本治山治水協会	H12.7																																																																															
治山技術基準解説(地すべり防止編)	日本治山治水協会	H25.10																																																																															
治山技術基準解説(防災林造成編)	日本治山治水協会	H16.12																																																																															
治山ダム・土留工断面図	林業土木コンサルタンツ	H11.9																																																																															
治山林道必携 積算・施工編	日本治山治水協会	-																																																																															
治山林道必携 調査・測量・設計編	日本治山治水協会	-																																																																															
林道規程		H23.8																																																																															
林道必携(技術編)	日本治山治水協会	H23.8																																																																															
森林土木構造物標準設計	日本治山治水協会	-																																																																															
簡易舗装要綱	日本道路協会	S54.10																																																																															
	2					設計業務等一般		4	2					設計																																																																			
						(削除)				1				設計に関する一般的事項																																																																			



業務委託共通仕様書新旧対照表(第3編 設計)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月								
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	現行条文
			3201			使用する技術基準等	受注者は、設計業務等の実施にあたって、 <b>共通仕様書によるもののほか「治山技術基準」、「林道規程」、「林道技術基準」、「民有林補助治山事業全体計画作成等要領」、「治山流域別調査要領」、「森林整備保全事業設計積算要領」、「森林土木木製構造物設計等指針」、「自然公園等施設技術指針」及びこれらに関連する諸基準等によるものとし、最新の技術基準及び参考図書並びに特記仕様書に基づいて行うものとする。</b> なお、使用にあたっては、事前に監督職員の承諾を得なければならない。				4201			使用する技術基準等	受注者は、業務の実施にあたって、最新の技術基準及び参考図書並びに特記仕様書に基づいて行うものとする。 なお、使用にあたっては、事前に監督職員の承諾を得なければならない。
			3202			現地踏査	(略)				4202			現地踏査	(略)
			3203			設計業務等の種類	(略)				4203			設計業務等の種類	(略)
			3204			調査業務の内容	調査業務とは、第3202条の現地踏査、文献等の資料収集、現地における観測・測定等の中で、特記仕様書に示された項目を調査し、その結果の取りまとめを行うことをいう。 なお、同一の業務として、この調査結果を基にして解析及び検討を行うことについても、これを調査業務とする。				4204			調査業務の内容	調査業務とは、第4203条の現地踏査、文献等の資料収集、現地における観測・測定等の中で、特記仕様書に示された項目を調査し、その結果の取りまとめを行うことをいう。 なお、同一の業務として、この調査結果を基にして解析及び検討を行うことについても、これを調査業務とする。
			3205			計画業務の内容	計画業務とは、第3113条に定める貸与資料及び第3201条に定める技術基準等及び設計図書等を用いて解析、検討を行い、各種計画の立案を行うことをいう。 なお、同一の業務として解析、検討を行うための資料収集等を行うことについても、これを計画業務とする。				4205			計画業務の内容	計画業務とは、第1114条に定める貸与資料及び第4201条に定める適用基準等及び設計図書等を用いて解析、検討を行い、各種計画の立案を行うことをいう。 なお、同一の業務として解析、検討を行うための資料収集等を行うことについても、これを計画業務とする。
			3206	1		設計業務の内容	設計業務とは、第3113条に定める貸与資料及び第3201条に定める技術基準等及び設計図書等を用いて、予備設計又は実施設計を行うことをいう。				4206	1		設計業務の内容	設計業務とは、第1114条に定める貸与資料及び第4201条に定める適用基準等及び設計図書等を用いて、基本設計、実施設計を行うことをいう。
				2			予備設計とは、空中写真図又は実測図、地質資料、現地踏査結果、文献、概略設計等の成果品及び設計条件に基づき、目的構造物の比較案について技術的、社会的、経済的な側面からの評価、検討を加え、最適案を選定した上で、平面図、縦横断面図、構造物等の一般図、計画概要書、概略数量計算書、概算工事費等を作成するものをいう。 なお、同一の業務として目的構造物の比較案を提案することについてもこれを、予備設計とする。					2			基本設計とは、空中写真図又は実測図、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件に基づき、基本設計図、基本設計説明書、鳥瞰図及び透視図の作成、概算数量、概算工事費の算定など、予備的な設計を行うもので、あわせて実施設計の設計方針を確立するための設計をいう。
				3			実施設計とは、実測平面図(空中写真図を含む)、縦横断面図、予備設計等の成果品、地質資料、現地踏査結果及び設計条件等に基づき工事発注に必要な平面図、縦横断面図、構造物等の実施設計図、設計計算書、工種別数量計算書、施工計画書等を作成するものをいう。					3			実施設計とは、空中写真図又は実測図、基本設計等の成果物、地質資料、現地踏査結果及び設計条件に基づき、工事発注に必要な詳細設計図、実施設計説明書、数量計算書、工事費積算書等を作成するものをいう。
			3207	1		調査業務の条件	受注者は、業務の着手にあたり、第3113条に定める貸与資料、第3201条に定める技術基準等及び設計図書を基に調査条件を確認する。受注者は、これらの図書等に示されていない調査条件を設定する必要がある場合は、事前に監督職員の指示または承諾を受けなければならない。				4207	1		調査業務の条件	受注者は、業務の着手にあたり、第1114条に定める貸与資料、第4201条に定める適用基準等及び設計図書を基に調査条件を確認する。 なお、受注者は、これらの図書等に示されていない調査条件を設定する必要がある場合は、事前に監督職員の指示または承諾を受けなければならない。
				2			受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第3113条に定める貸与資料等及び設計図書に示す調査事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督職員の承諾を得るものとする。					2			受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1114条に定める貸与資料等及び設計図書に示す調査事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督職員の承諾を得るものとする。
				3			受注者は、本条2項に基づき作業した結果と、第3113条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督職員と協議するものとする。					3			受注者は、本条2項に基づき作業した結果と、第1114条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督職員と協議するものとする。
				4			受注者は、設計図書及び第3201条に定める技術基準等に表示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督職員の承諾を得るものとする。					4			受注者は、設計図書及び第4201条に定める諸基準等に表示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督職員の承諾を得るものとする。
			3208	1		計画業務の条件	受注者は、業務の着手にあたり、第3113条に定める貸与資料、第3201条に定める技術基準等及び設計図書を基に計画条件を確認する。受注者は、これらの図書等に示されていない計画条件を設定する必要がある場合は、事前に監督職員の指示または承諾を受けなければならない。				4208	1		計画業務の条件	受注者は、業務の着手にあたり、第1114条に定める貸与資料、第4201条に定める適用基準等及び設計図書を基に計画条件を確認する。 なお、受注者は、これらの図書等に示されていない計画条件を設定する必要がある場合は、事前に監督職員の指示または承諾を受けなければならない。

業務委託共通仕様書新旧対照表(第3編 設計)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月									
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	現行条文	
				2			受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第3113条に定める貸与資料等及び設計図書に示す計画事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督職員の承諾を得るものとする。					2			受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1114条に定める貸与資料等及び設計図書に示す計画事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督職員の承諾を得るものとする。	
				3			受注者は、本条2項に基づき作業を行った結果と、第3113条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督職員と協議するものとする。					3			受注者は、本条2項に基づき作業を行った結果と、第1114条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督職員と協議するものとする。	
				4			受注者は、設計図書及び第3201条に定める技術基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督職員の承諾を得るものとする。					4			受注者は、設計図書及び第4201条に定める諸基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督職員の承諾を得るものとする。	
			3209	1		設計業務の条件	受注者は、業務の着手にあたり、第3113条に定める貸与資料、第3201条に定める技術基準等及び設計図書を基に <b>設計条件を設定し、監督職員の承諾を得るものとする。</b> また、受注者は、これらの図書等に示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、事前に監督職員の指示または承諾を受けなければならない。				4209	1		設計業務の条件	受注者は、業務の着手にあたり、第1114条に定める貸与資料、第4201条に定める適用基準等及び設計図書を基に <b>計画条件を確認する。</b> なお、受注者は、これらの図書等に示されていない計画条件を設定する必要がある場合は、事前に監督職員の指示または承諾を受けなければならない。	
				2			受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第3112条に定める貸与資料等及び設計図書に示す設計事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督職員の承諾を得るものとする。					2			受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1114条に定める貸与資料等及び設計図書に示す計画事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督職員の承諾を得るものとする。	
				3			受注者は、本条2項において、第3113条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督職員と協議するものとする。					3			受注者は、本条2項に基づき作業を行った結果と、第1114条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督職員と協議するものとする。	
				4			受注者は、設計図書及び第3201条に定める技術基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督職員の承諾を得るものとする。					4			受注者は、設計図書及び第4201条に定める諸基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督職員の承諾を得るものとする。	
				5			(略)					5			(略)	
				6			(略)					6			(略)	
				7			(略)					7			(略)	
				8			受注者は、設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとする。 また、建設副産物の検討成果として、栃木県環境森林部リサイクル製品利用指針に基づきリサイクル計画書を作成するものとする。					8			受注者は、設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとする。	
				9			(略)					9			(略)	
				10			受注者は、予備設計を行った結果、後段階の設計において一層のコスト削減の検討の余地が残されている場合は、最適案として選定された1ケースについてコスト削減の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、後設計時に検討すべきコスト削減提案を行うものとする。 この提案は予備設計を実施した受注者がその設計を通じて得た目点・留意事項等(コスト削減の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項)について、後設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。					10			受注者は、概略設計又は予備設計を行った結果、後段階の設計において一層のコスト削減の検討の余地が残されている場合は、最適案として選定された1ケースについてコスト削減の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、後設計時に検討すべきコスト削減提案を行うものとする。 この提案は概略設計又は予備設計を実施した受注者がその設計を通じて得た着目点・留意事項等(コスト削減の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項)について、後設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。	
				11			受注者は、予備設計における比較案の提案、評価、検討する場合には、従来技術に加えて、新技術情報提供システム(NETIS)等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。 また、受注者は、実施設計における工法等の選定においては、必要に応じて新技術情報提供システム(NETIS)等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、監督職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。									
			3210	1		調査業務及び計画業務の成果	調査業務及び計画業務の成果は、特記仕様書に定めのない限り各調査業務及び計画業務の内容を定めた各章の該当条文中に定めたものとする。									

業務委託共通仕様書新旧対照表(第3編 設計)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月						
編	章	節	条	項	項以下	新条文	編	章	節	条	項	項以下	現行条文
				2		受注者は、業務報告書の作成にあたって、その検討・解析結果等を特記仕様書に定められた調査・計画項目に対応させて、その検討・解析等の過程と共にとりまとめるものとする。							
				3		受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。							
				4		受注者は、検討、解析に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。							
				5		受注者は、成果品の作成にあたって、成果品一覧表又は特記仕様書によるものとする。							
			3211	1		設計業務の成果 成果の内容については、次の各号についてとりまとめるものとする。 なお、治山ダム設計Bの場合は、2の内容によりとりまとめるものとする。							
				(1)	設計業務成果概要書	設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、維持管理に関すること、美観、環境等の要件を的確に解説し取りまとめるものとする。							
				(2)	設計計算書等	計算項目は、この共通仕様書及び特記仕様書によるものとする。							
				(3)	設計図面	設計図面は、森林整備保全事業設計積算要領(林野庁・最新版)に示す方法により作成するものとする。							
				(4)	数量計算書	数量計算書は、森林整備保全事業設計積算要領別表「主要項目の数値基準等」及び「森林整備保全事業数量算出要領」(林野庁・最新版)により行うものとし、算出した結果は、工種別、区間別に取りまとめるものとする。 ただし、予備設計については、特記仕様書に定めのある場合を除き、一般図等に基づいて概略数量を算出するものとする。							
				(5)	概算工事費	概算工事費は、監督職員と協議した単価と、前号ただし書きに従って算出した概略数量をもとに算定するものとする。							
				(6)	施工計画書	ア 施工計画書は、工事施工に当たって必要な次の事項の基本的内容を記載するものとする。 (ア)計画工程表(イ)使用機械(ウ)施工方法 (エ)施工管理(オ)仮設備計画(カ)特記事項その他 イ 特殊な構造あるいは特殊な工法を採用したときは、施工上留意すべき点を特記事項として記載するものとする。							
				(7)	現地踏査結果	受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。							
				2		治山ダム設計Bの成果品							
				(1)	設計説明書	現地踏査等により把握した現地状況を示す写真とともにその結果をとりまとめるものとする。 設計条件、基本事項、治山ダム工等の位置、高さ及び構造の決定に至る経緯、検討内容、施工上留意すべき事項等を的確かつ詳細に解説しとりまとめるものとする。							
				(2)	設計図面	設計図面は、森林整備保全事業設計積算要領(林野庁・最新版)により作成するものとする。							
				(3)	数量計算書	数量計算書は、森林整備保全事業設計積算要領別表「主要項目の数値基準等」及び「森林整備保全事業数量算出要領」(林野庁・最新版)により行うものとし、算出した結果は、工種別、区間別にとりまとめるものとする。 ただし、概略設計及び予備設計については、特記仕様書に定めのある場合を除き、一般図等に基づいて概略数量を算出するものとする。							



業務委託共通仕様書新旧対照表(第3編 設計)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月						
編	章	節	条	項	項以下	新条文	編	章	節	条	項	項以下	現行条文
					(4)	その他(使用した理論、計算式、文献等) 設計説明書、設計図面及び数量計算書に用いた理論、計算式の根拠資料として計算過程及び文献等を明記する。 現地踏査等により把握した現地状況、設計条件、基本事項、治山ダム工等の位置、高さ及び構造の規模の決定に至る経緯、検討内容、施工上留意すべき事項等を理論、計算式、計算過程及び文献等の根拠資料を付して作成するものとする。							
			3212	1		環境配慮の条件 受注者は、「循環型社会形成推進基本法」(平成12年6月法律第110号)に基づき、エコマテリアル(自然素材、リサイクル資材等)の使用をはじめ、現場発生材の積極的な利活用を検討し、監督職員と協議のうえ設計に反映させるものとする。							
				2		受注者は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年5月法律第100号、以下「グリーン購入法」という。)に基づき、物品使用の検討にあたっては、環境への負荷が少ない環境物品等(小径丸太材(間伐材)、製材等(製材、集成材、合板、単板積層材等)及び伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法)の採用に努めるものとし、間伐材等の木材又は合法性が証明された木材の利用、伐採材の当該施工現場における有効利用に努めるものとする。 また、グリーン購入法第6条の規定による「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、特定調達品目の調達に係る設計を行う場合には、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、原則として、判断の基準を満たすものが調達されるように設計するものとする。							
				3		受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年月法律第104号)に基づき、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を図るなど適切な設計を行うものとする。							
				4		受注者は、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」(平成18年6月)の趣旨に配慮した設計を行うものとする。							
				5		受注者は、工事に伴って発生する根株、伐採木及び末木枝条については、「森林内における建設工事等に伴い生ずる根株、伐採木及び末木枝条の取扱いについて」(平成11年11月16日11-16林野庁林政部森林組合課長他6課長連名通知)に基づき、建設資材としての利用及び工事現場内における林地還元等に配慮しなければならない。							
			3213			維持管理への配慮 受注者は、各技術基準に基づき、維持管理の方法、容易さ等を考慮し設計を行うものとする。							
	3					治山設計業務							
		1				治山ダム工設計							
			3301			治山ダム工予備設計							
				1		業務目的 治山ダム及び副ダム等の予備設計は、設計図書に基づく設計条件、測量調査資料、地質調査資料、現地調査結果及び技術文献等を確認し、計画地点の立地条件、施工性、経済性及び環境について技術的な検討を加え、最適な治山ダム工等の基本諸元を決定することを目的とする。							
				2		業務内容							
				(1)		設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第3112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。							
				(2)		現地踏査 受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し予備設計に必要な現地状況を把握するものとする。なお、現地調査(測量、地質調査等)を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について監督職員に報告し、指示を受けるものとする。							
				(3)		基本事項検討 受注者は、治山ダム工等の計画条件を確認し、以下の検討を行い予備設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。							

**第2節 溪間工の設計**  
**第2404条 溪間工の設計内容**  
**第2405条 現地調査**  
**第2406条 基本事項の決定**  
**第2407条 治山ダム工の設計**

**全面改訂**



業務委託共通仕様書新旧対照表(第3編 設計)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月						
編	章	節	条	項	項以下	新条文	編	章	節	条	項	項以下	現行条文
						ア 地質条件検討 地質調査資料を基に、地形、地盤強度、断層等の地質条件の検討整理を行う。							
						イ 設計条件検討 計画流量、計画土砂量、設計定数等の検討を行い、設計条件を整理する。							
						ウ 環境条件検討 環境の資料の検討、整理を行い予備設計の基礎資料とする。							
					(4)	配置設計 受注者は、検討した基本事項に基づき、計画地点の地形、地質、施工性・経済性、維持管理の難易、環境を考慮して構造、材料、高さ等を変えた配置案を基本として3案立案するものとする。							
						ア 治山ダム工等の形式の選定 治山計画、治山ダム工等の計画地点の形式条件、施工条件に基づき、諸基準との適合性を考慮して選定する。							
						イ 比較案作成 選定された治山ダム工等の形式を適用して、3案の位置・規模・効果量について、ペーパーロケーションにより基本形形式、構造の比較案を作成する。							
					(5)	施設設計検討							
						ア 本体内設計 配置設計の検討結果に基づき、本体、袖部及び水通し部、前庭保護工等の設計計算を行い、一般構造図面を作成し、主要工種の概算数量を算出する。							
						イ 基礎工検討 治山ダム計画地点の地質に基づき、支持力不足、及びパイピングの危険性について検討し、その対策について工法を選定する。堤高が高く、長期的な湛水が考えられるような場合には、コンソリデーショングラウチング及びカーテングラウチングについて検討を行う。							
						ウ 景観検討 受注者は、自然と地域に馴染んだ施設の検討を行うものとする。							
					(6)	概算工事費 受注者は、比較案それぞれに対し、第3211条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。							
					(7)	最適案の選定 受注者は、比較3案に関する検討結果をまとめ、構造特性、施工性、経済性、環境等について得失及び問題点を記述し各比較案の評価を行い、監督職員と協議のうえ最適案を選定するものとする。							
					(8)	施工計画検討 受注者は、配置設計で決定された最適案について、施工方法、施工順序を考慮し、概略の施工計画を作成するとともに、施工上必要な転流の方法について、概略検討を行うものとする。							
					(9)	照査 ア 配置設計諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。 イ 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する ウ 全ての成果品について正確性、適切性、整合性の確認をする。							
					(10)	総合検討 受注者は、設計計画及び配置設計等を踏まえ、施設設計について総合的な検討を行い、実施設計において解決すべき課題、留意事項を整理するものとする。							
					(11)	報告書作成 受注者は、業務の成果として、第3211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。							
			3302			治山ダム工実施設計							
				1		業務目的 治山ダム工等の実施設計業務は、予備設計で検討された治山ダム工等の基本諸元※により、設計図書に基づく設計条件及び実施設計に必要な測量調査資料、地質調査資料等を確認するとともに、工事に必要な詳細構造を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。 ※ 予備設計業務に係る委託調査等を実施しない場合において、発注者が示す設計図書等により治山ダム工等の実施設計を行う場合を含む。							
				2		業務内容							
				(1)		設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第3112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。							
				(2)		現地踏査 受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し、併せて工事用道路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。							

業務委託共通仕様書新旧対照表(第3編 設計)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月						
編	章	節	条	項	項以下	新条文	編	章	節	条	項	項以下	現行条文
					(3)	基本事項決定 受注者は、治山ダム工等の計画条件を確認し、以下の検討を行い、実施設計に必要な基本事項の決定を行うものとする。 ア 地質条件検討 地質調査資料を基に、地形、地盤強度、断層等の地質条件の確認整理を行う。 イ 設計条件検討 計画流量、計画土砂量、設計定数等の検討を行い、設計条件を決定する。 ウ 環境条件検討 環境の資料の検討、整理を行い実施設計の基礎資料とする。							
					(4)	施設設計							
						ア 本體工設計 受注者は、予定された計画地点の設計条件により、治山ダムの位置、高さ及び構造等を決定し、設計計算及び計算結果に基づく施設設計図面の作成を行うものとする。 なお、施設設計の範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。 (ア) 治山ダム本體工 (イ) 副ダム (ウ) 水叩き (エ) 側壁護岸 (オ) 床固工							
						イ 基礎工設計 受注者は、基礎の支持力及び長期的な湛水の可能性を検討し、パイピング対策が必要な場合は、その対策工について設計を行う。ダム高が高く、長期的に湛水することが考えられる場合にはコンソリデーショングラウチング及びカーテングラウチング及び置換工等の設計を行い、施設設計図面を作成するものとする。							
						ウ 景観設計 受注者は、自然と地域に馴染んだ施設の設計を行うものとする。							
					(5)	施工計画及び仮設構造物設計							
						ア 施工計画 受注者は、設計図書に基づき、施工方法、施工順序を考慮し、掘削計画、現場内道路、コンクリート打設計画の概略施工計画及び資材運搬方法を立案するものとする。なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。							
						イ 仮設構造物設計 受注者は、設計図書に基づき、工事施工に必要な転流方法について、概略設計を行うものとする。							
					(6)	数量計算 数量計算書は、第3211条設計業務の成果第1項の(4)に従い数量計算を実施し、工種別、区間別に数量計算書を作成するものとする。							
					(7)	照査 受注者は、第3108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。 ア 基本事項の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。 イ 設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。 ウ 実施設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手段及び全体一般図についてその妥当性を確認する。 エ 全ての成果品について正確性、適切性、及び整合性の確認をする。							
					(8)	総合検討 受注者は、施設設計について、総合的な検討を行うものとする。							
					(9)	報告書作成 受注者は、業務の成果として、第3211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。							
			3303			治山ダム(透水型・遮水型)実施設計							
				1		業務目的 治山ダム工及び治山ダム工設置に必要な構造物等(以下「治山ダム等」という。)の実実施設計業務は、設計図書に基づく設計条件及び実施設計に必要な測量調査資料、地質調査資料等を確認するとともに、工事に必要な詳細構造及び仮設計画を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。							

業務委託共通仕様書新旧対照表(第3編 設計)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月						
編	章	節	条	項	項以下	新条文	編	章	節	条	項	項以下	現行条文
				2		設計計画 受注者は、業務の目的・趣旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第3112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。							
				3		現地踏査 受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、地形、地質、林況、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し、併せて工事の施工に必要な仮設等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。							
				4		基本事項検討 受注者は、現地踏査の結果及び設計条件等に基づき、実施設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。なお、検討結果を監督職員に報告しなければならない。							
				5		施設設計 受注者は、予定された計画地点の設計条件により、治山ダム等の位置、高さ及び構造等を決定し、設計計算及び計算結果に基づく施設設計図面及びその施設を施工するために必要な仮設計画図面の作成を行うものとする。 なお、施設設計の範囲は特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は業務の着手時に施設設計の範囲を監督職員と協議しなければならない。							
				6		数量計算 受注者は、工事の費用を算定するために必要な数量を算出し、数量計算書を作成するものとする。 数量計算書の作成に当たっては、算出課程・根拠を明示するとともに、下記に示す事項によるものとする。 ア 工事目的物及び工事の施工に必要な仮設の延長、面積、体積、重量又は質量 イ 土量については、土質、土量変化率 ウ 材料については、規格、寸法、配合、標準・特注の別等 エ 上記事項に係る、運搬に関する事項、作業機械の種類、規格							
				7		照査 受注者は、第3108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。 ア 基本事項の検討に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、検討結果が適切であるか確認する。 イ 設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。 ウ 実施設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手段及び全体一般図についてその妥当性を確認する。 エ 全ての成果品について正確性、適切性、及び整合性の確認をする。							
				8		設計説明書 現地踏査等により把握した現地状況、設計条件、基本事項、治山ダム工等の位置、高さ及び構造の規模の決定に至る経緯、検討内容、施工上留意すべき事項等を理論、計算式、計算過程及び文献等の根拠資料を付して作成するものとする。							
			3304			治山ダム(透過型)実施設計							
				1		業務目的 治山ダム工及び治山ダム工設置に必要な構造物等(以下「治山ダム等」という。)の実施設業務は、設計図書に基づく設計条件及び実施設計に必要な測量調査資料、地質調査資料等を確認するとともに、工事に必要な詳細構造及び仮設計画を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。							
				2		設計計画 受注者は、業務の目的・趣旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第3112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。							
				3		現地踏査 受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、土石流・流木対策に関する調査(第3303条に基づく調査後の変化に関する調査)、計画予定地周辺の溪流の状況、地形、地質、林況、周辺構造物、及び周辺の土地利用状況等を確認し、併せて工事の施工に必要な仮設等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。							

業務委託共通仕様書新旧対照表(第3編 設計)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月							
編	章	節	条	項	項以下	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項(見出し)	現行条文
				4		基本事項検討 受注者は、現地踏査の結果及び設計条件等に基づき、実施設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。なお、検討結果を監督職員に報告しなければならない。								
				5		施設設計 受注者は、予定された計画地点の設計条件により、治山ダム等の位置、高さ及び構造等を決定し、設計計算及び計算結果に基づく施設設計図面及びその施設を施工するために必要な仮設計画図面の作成を行うものとする。なお、施設設計の範囲は特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は業務の着手時に施設設計の範囲を監督職員と協議しなければならない。								
				6		数量計算 受注者は、工事の費用を算定するために必要な数量を算出し、数量計算書を作成するものとする。 数量計算書の作成に当たっては、算出課程・根拠を明示するとともに、下記に示す事項によるものとする。 ア 工事目的物及び工事の施工に必要な仮設の延長、面積、体積、重量又は質量 イ 土量については、土質、土量変化率 ウ 材料については、規格、寸法、配合、標準・特注の別等 エ 上記事項に係る、運搬に関する事項、作業機械の種類、規格								
				7		照査 受注者は、第3108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。 ア 基本事項の検討に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、検討結果が適切であるか確認する。 イ 設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。 ウ 実施設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手段及び全体一般図についてその妥当性を確認する。 エ 全ての成果品について正確性、適切性、及び整合性の確認をする。								
				8		設計説明書 現地踏査等により把握した現地状況、設計条件、基本事項、治山ダム工等の位置、高さ及び構造の規模の決定に至る経緯、検討内容、施工上留意すべき事項等を理論、計算式、計算過程及び文献等の根拠資料を付して作成するものとする。								
		2				流木対策	2	4	10				流木対策	
			3305			流木対策調査 (略)				2454			流木対策調査 (略)	
				1		業務目的 (略)					1		業務目的 (略)	
				2		業務内容					2		業務内容	
				(1)		計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第3112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。					(1)		計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1113条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。	
						(2)～(8) (略)							(2)～(8) (略)	
				(9)		照査 受注者は、第3108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。					(9)		照査 受注者は、第1109条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。	
				(10)		報告書作成 受注者は、業務の成果として、第3210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。					(10)		報告書作成 受注者は、業務の成果として、第2403条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。	
				3		貸与資料 (略)					3		貸与資料 (略)	
			3306			流木対策計画				2455			流木対策計画	
				1		業務目的 (略)					1		業務目的 (略)	
				2		業務内容					2		業務内容	
				(1)		計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第3112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。					(1)		計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1113条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。	
						(2)～(5) (略)							(2)～(5) (略)	



業務委託共通仕様書新旧対照表(第3編 設計)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月								
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	現行条文
					(6)	照査	受注者は、第3108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。 ア 計画流木量等検討に際し、…その内容が適切であるか確認する。 イ 配置計画諸元、…手順を確認する。 ウ 基本事項、…妥当性の確認をする。 エ 全ての成果品についての正確性、適切性、整合性の確認をする。						(6)	照査	受注者は、第1109条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。 ア 計画流木量等検討に際し、…その内容が適切であるか確認する。 イ 配置計画諸元、…手順を確認する。 ウ 基本事項、施…妥当性の確認をする。 エ 全ての成果品についての正確性、適切性、整合性の確認をする。
					(7)	総合検討	(略)						(7)	総合検討	(略)
					(8)	報告書作成	受注者は、業務の成果として、第3210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。						(8)	報告書作成	受注者は、業務の成果として、第2403条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。
				3		貸与資料	(略)					3		貸与資料	(略)
			3307			流木対策工予備設計								流木対策工予備設計	
				1		業務目的	(略)					1		業務目的	(略)
				2		業務内容						2		業務内容	
				(1)		設計計画	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第3112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。						(1)	設計計画	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1113条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。
							(2)～(5) (略)								(2)～(5) (略)
				(6)		概算工事費	受注者は、比較案それぞれに対し、第3211条設計業務の成果第1項の(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。						(6)	概算工事費	受注者は、比較案それぞれに対し、第2403条設計業務の成果に基づき概算工事費を算定するものとする。
							(7)、(8) (略)								(7)、(8) (略)
				(9)		照査	受注者は、第3108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。 ア 基本事項の決定に際し、…その内容が適切であるか確認する。 イ 配置計画条件、…手順を確認する。 ウ 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。 エ 全ての成果品について正確性、適切性、整合性の確認をする。						(9)	照査	受注者は、第1109条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。 ア 基本事項の決定に際し、…その内容が適切であるか確認する。 イ 配置計画条件、…手順を確認する。 ウ 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。 エ 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。
				(10)		総合検討	(略)						(10)	総合検討	(略)
				(11)		報告書作成	受注者は、業務の成果として、第3211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。						(11)	報告書作成	受注者は、業務の成果として、第2403条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。
				3		貸与資料	(略)					3		貸与資料	(略)
			3308			流木対策工実施設計								流木対策工実施設計	
				1		業務目的	(略)					1		業務目的	(略)
				2		業務内容						2		業務内容	
				(1)		設計計画	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第3112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。						(1)	設計計画	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1113条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。
							(2)～(5) (略)								(2)～(5) (略)
				(6)		数量計算	受注者は、第3211条設計業務の成果第1項の(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。						(6)	数量計算	受注者は、第2403条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。
				(7)		照査	受注者は、第3108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。 ア 基本事項決定時の実施方針、…その内容が適切であるか確認する。 イ 設計条件、…手順を確認する。 ウ 実施設計に必要な設計細部条件の…妥当性を確認する。 エ 全ての成果品について正確性、適切性、整合性の確認をする。						(7)	照査	受注者は、第1109条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。 ア 基本事項決定時の実施方針、…その内容が適切であるか確認する。 イ 設計条件、…手順を確認する。 ウ 実施設計に必要な設計細部条件の…妥当性を確認する。 エ 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。
				(8)		総合検討	(略)						(8)	総合検討	(略)
				(9)		報告書作成	受注者は、業務の成果として、第3211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。						(9)	報告書作成	受注者は、業務の成果として、第2403条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

業務委託共通仕様書新旧対照表(第3編 設計)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月						
編	章	節	条	項	項以下	新条文	編	章	節	条	項	項以下	現行条文
				3		貸与資料 (略)					3		貸与資料 (略)
		3				流路工							
			3309			流路工実施設計							
				1		業務目的 流路工の実実施設計業務は、予備設計で検討された流路工の基本諸元により、設計図書に基づく設計条件を確認するとともに、工事に必要な詳細構造を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。							
				2		業務内容							
				(1)		設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第3112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。							
				(2)		現地踏査 受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し、実施設計に必要な現地状況を把握するものとする。							
				(3)		基本事項決定 受注者は、予備設計等の貸与資料と設計図書に指示された事項に基づき、計画対象流量、計画縦断勾配、配置設計等設計諸元、流下断面、床固工・帯工の基本構造、地形地質条件及び環境条件に関する基本事項を決定するものとする。							
				(4)		施設設計 受注者は、設計図書に示す設計条件及び決定した基本事項に基づき実施設計を行うものとする							
						ア 施設設計の範囲 流路工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。 (ア) 床固工 (イ) 帯工 (ウ) 護岸工 (エ) 護床工							
						イ 設計図の作成 施設設計の範囲において、実施設計に必要な設計計算を行い、設計図を作成する。							
						ウ 付属施設設計排水工、取水工及び支川の取付工の設計を行う。							
						エ 景観設計 自然と地域に馴染んだ施設の設計を行う。							
				(5)		施工計画及び仮設構造物設計							
						ア 施工計画 受注者は、設計図書に基づき、施工方法、施工順序を考慮し、掘削計画、現場内道路、コンクリート打設計画の概略施工計画及び資材運搬方法を立案するものとする。 なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。							
						イ 仮設構造物設計 受注者は、設計図書に基づき、工事施工に必要な仮排水路等の転流工、資材運搬施設、安全施設等の概略設計を行うものとする。							
				(6)		数量計算 受注者は、第3211条設計業務の成果第1項の(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。							
				(7)		照査 受注者は、第3108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 なお、照査事項は第3302条溪間工実施設計第2項の(7)に準ずるものとする。							
				(8)		総合検討 受注者は、施設設計について、総合的な検討を行うものとする。							
				(9)		報告書作成 受注者は、業務の成果として、第3211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。							
				3		貸与資料							
				(1)		ア 当該流域に関する治山調査資料 イ 治山施設配置計画検討資料 ウ 既往施設の計画諸元等							

第2408条 護岸工の設計  
第2409条 水制工等の設計  
第2410条 流路工の設計

全面改訂

業務委託共通仕様書新旧対照表(第3編 設計)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月								
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	現行条文
					(2)	測量調査資料	ア 地形図(縮尺1/200~1/1,000) イ 河川縦断面図(縮尺縦1/200~横1/1,000) ウ 横断面図(縮尺1/100~1/200)								
					(3)	地質調査資料	施設計画地点付近の地質調査資料								
					(4)	その他資料	ア 自然環境調査資料 イ 社会環境調査資料								

業務委託共通仕様書新旧対照表(第3編 設計)

令和3(2021)年10月						令和3(2021)年3月																																																																																																										
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下																																																																																																					
			3310		成果品																																																																																																											
				1	治山ダム設計A(治山ダム予備設計)の成果品	受注者は、以下に示す成果品を作成し、第3117条成果品の提出に従い納品するものとする。																																																																																																										
				2	治山ダム設計A(治山ダム詳細設計)の成果品																																																																																																											
						<p>表3-3-1 治山ダム設計A(治山ダム予備設計)の成果品一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計項目</th> <th>成果品</th> <th>縮尺</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現地踏査</td> <td>現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>基本事項検討</td> <td>(1)地質条件検討 (2)設計条件検討 (3)環境条件検討</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>配置設計</td> <td>(1)治山ダム等形式の選定 (2)比較案作成</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設設計検討</td> <td>(1)本体内設計、設計計算、 一般構造図面、概算数量 (2)基礎工検討 (3)景観検討</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>概算工事費</td> <td>概算工事費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>最適案の選定</td> <td>比較案評価、最適案選定</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工計画検討</td> <td>(1)施工計画検討 (2)転流方法等の概略検討</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>照査</td> <td>照査報告書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合検討</td> <td>(1)課題整理 (2)今後の調査事項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>報告書作成</td> <td>報告書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>予備設計図</td> <td>位置図 平面図 縦断面図 構造図</td> <td>1:2,500~1:50,000 1:500~1:1,000 H=1:200~1:1,000 V=1:100~1:200 1:100~1:500</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表3-3-2 治山ダム設計A(治山ダム詳細設計)の成果品一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計項目</th> <th>成果品</th> <th>縮尺</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現地踏査</td> <td>現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>基本事項決定</td> <td>(1)地質条件 (2)設計条件 (3)環境条件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設設計検討</td> <td>(1)設計計算書 (2)付属構造物の検討 (3)基礎工の検討 (1)本体内設計、設計計算、 設計図面作成 (2)基礎工設計 (3)景観設計</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工計画及び仮設 構造物設計</td> <td>(1)施工計画 (2)仮設構造物設計</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>数量計算</td> <td>数量計算書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>照査</td> <td>照査報告書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合検討</td> <td>(1)課題整理 (2)今後の解決事項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>報告書作成</td> <td>報告書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>実施設計図</td> <td>(1)全体図 ・位置図 ・平面図 ・縦断面図 ・堆砂地横断面図 (2)構造図 ・構造図 ・付属構造物詳細図 ・横断面図 ・掘削横断面図 ・基礎工一般図 (3)施工計画検討図 ・転流・水替え工法図 ・打設順序図 ・仮設工概略図</td> <td>1:2,500~1:50,000 1:500~1:1,000 H=1:200~1:1000 V=1:100~1:200 1:100~1:200 1:50~1:100 1:20~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200 1:100~1:1000 1:100~1:1,000 1:50~1:200</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設計項目	成果品	縮尺	摘要	現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ			基本事項検討	(1)地質条件検討 (2)設計条件検討 (3)環境条件検討			配置設計	(1)治山ダム等形式の選定 (2)比較案作成			施設設計検討	(1)本体内設計、設計計算、 一般構造図面、概算数量 (2)基礎工検討 (3)景観検討			概算工事費	概算工事費			最適案の選定	比較案評価、最適案選定			施工計画検討	(1)施工計画検討 (2)転流方法等の概略検討			照査	照査報告書			総合検討	(1)課題整理 (2)今後の調査事項			報告書作成	報告書			予備設計図	位置図 平面図 縦断面図 構造図	1:2,500~1:50,000 1:500~1:1,000 H=1:200~1:1,000 V=1:100~1:200 1:100~1:500		設計項目	成果品	縮尺	摘要	現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ			基本事項決定	(1)地質条件 (2)設計条件 (3)環境条件			施設設計検討	(1)設計計算書 (2)付属構造物の検討 (3)基礎工の検討 (1)本体内設計、設計計算、 設計図面作成 (2)基礎工設計 (3)景観設計			施工計画及び仮設 構造物設計	(1)施工計画 (2)仮設構造物設計			数量計算	数量計算書			照査	照査報告書			総合検討	(1)課題整理 (2)今後の解決事項			報告書作成	報告書			実施設計図	(1)全体図 ・位置図 ・平面図 ・縦断面図 ・堆砂地横断面図 (2)構造図 ・構造図 ・付属構造物詳細図 ・横断面図 ・掘削横断面図 ・基礎工一般図 (3)施工計画検討図 ・転流・水替え工法図 ・打設順序図 ・仮設工概略図	1:2,500~1:50,000 1:500~1:1,000 H=1:200~1:1000 V=1:100~1:200 1:100~1:200 1:50~1:100 1:20~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200 1:100~1:1000 1:100~1:1,000 1:50~1:200		<p>表2-8 成果品一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th colspan="2">成果品</th> <th rowspan="2">適用</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">間</td> <td rowspan="2">報告書</td> <td>設計計画 ・基本事項の検討 ・設計条件の検討 ・構造の検討 ・付属構造物の検討 ・基礎工の検討 ・流量計算書 ・計算図 ・安定計算書等 ・数量計算表 (施工計画) ・施工方法の検討 ・仮設計画の検討 (総合検討) ・事業の総合的な検討 ・将来的な課題等の検討 ・経済性、施工性、環境影響の検討 ・県産間伐材、地域材利用の検討 ・被害区域の決定理由(被害が想定される範囲決定) (その他) ・写真、調査野帳写し、補足説明資料等</td> <td>・電子データとする ・PDF、Word、Excel、JPEG 形式とする ・A4、A3判サイズとする</td> </tr> <tr> <td>図面</td> <td>(共通) 位置図：1/50,000、1/25,000 平面図：1/1,000 縦断面図：水平 1/1,000、垂直は以下を標準とする 溪床勾配1/10未満は水平の5倍 溪床勾配1/10以上は水平の2倍 横断面図：1/100 構造図：1/100又は1/200 詳細図：1/10~1/50 標準図：適宜 間詰図等：1/100又は1/200 掘削(床掘)図：1/100又は1/200 仮設工構造図：適宜</td> <td>SXF(stc)形式とする 地形図によるものとする 必要に応じ1/10~1/200 数量計算を兼ねる場合もある 数量計算を兼ねる場合もある</td> </tr> <tr> <td>工</td> <td>照査</td> <td>照査報告書</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	成果品		適用	項目	内容	間	報告書	設計計画 ・基本事項の検討 ・設計条件の検討 ・構造の検討 ・付属構造物の検討 ・基礎工の検討 ・流量計算書 ・計算図 ・安定計算書等 ・数量計算表 (施工計画) ・施工方法の検討 ・仮設計画の検討 (総合検討) ・事業の総合的な検討 ・将来的な課題等の検討 ・経済性、施工性、環境影響の検討 ・県産間伐材、地域材利用の検討 ・被害区域の決定理由(被害が想定される範囲決定) (その他) ・写真、調査野帳写し、補足説明資料等	・電子データとする ・PDF、Word、Excel、JPEG 形式とする ・A4、A3判サイズとする	図面	(共通) 位置図：1/50,000、1/25,000 平面図：1/1,000 縦断面図：水平 1/1,000、垂直は以下を標準とする 溪床勾配1/10未満は水平の5倍 溪床勾配1/10以上は水平の2倍 横断面図：1/100 構造図：1/100又は1/200 詳細図：1/10~1/50 標準図：適宜 間詰図等：1/100又は1/200 掘削(床掘)図：1/100又は1/200 仮設工構造図：適宜	SXF(stc)形式とする 地形図によるものとする 必要に応じ1/10~1/200 数量計算を兼ねる場合もある 数量計算を兼ねる場合もある	工	照査	照査報告書	
設計項目	成果品	縮尺	摘要																																																																																																													
現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ																																																																																																															
基本事項検討	(1)地質条件検討 (2)設計条件検討 (3)環境条件検討																																																																																																															
配置設計	(1)治山ダム等形式の選定 (2)比較案作成																																																																																																															
施設設計検討	(1)本体内設計、設計計算、 一般構造図面、概算数量 (2)基礎工検討 (3)景観検討																																																																																																															
概算工事費	概算工事費																																																																																																															
最適案の選定	比較案評価、最適案選定																																																																																																															
施工計画検討	(1)施工計画検討 (2)転流方法等の概略検討																																																																																																															
照査	照査報告書																																																																																																															
総合検討	(1)課題整理 (2)今後の調査事項																																																																																																															
報告書作成	報告書																																																																																																															
予備設計図	位置図 平面図 縦断面図 構造図	1:2,500~1:50,000 1:500~1:1,000 H=1:200~1:1,000 V=1:100~1:200 1:100~1:500																																																																																																														
設計項目	成果品	縮尺	摘要																																																																																																													
現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ																																																																																																															
基本事項決定	(1)地質条件 (2)設計条件 (3)環境条件																																																																																																															
施設設計検討	(1)設計計算書 (2)付属構造物の検討 (3)基礎工の検討 (1)本体内設計、設計計算、 設計図面作成 (2)基礎工設計 (3)景観設計																																																																																																															
施工計画及び仮設 構造物設計	(1)施工計画 (2)仮設構造物設計																																																																																																															
数量計算	数量計算書																																																																																																															
照査	照査報告書																																																																																																															
総合検討	(1)課題整理 (2)今後の解決事項																																																																																																															
報告書作成	報告書																																																																																																															
実施設計図	(1)全体図 ・位置図 ・平面図 ・縦断面図 ・堆砂地横断面図 (2)構造図 ・構造図 ・付属構造物詳細図 ・横断面図 ・掘削横断面図 ・基礎工一般図 (3)施工計画検討図 ・転流・水替え工法図 ・打設順序図 ・仮設工概略図	1:2,500~1:50,000 1:500~1:1,000 H=1:200~1:1000 V=1:100~1:200 1:100~1:200 1:50~1:100 1:20~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200 1:100~1:1000 1:100~1:1,000 1:50~1:200																																																																																																														
種類	成果品		適用																																																																																																													
	項目	内容																																																																																																														
間	報告書	設計計画 ・基本事項の検討 ・設計条件の検討 ・構造の検討 ・付属構造物の検討 ・基礎工の検討 ・流量計算書 ・計算図 ・安定計算書等 ・数量計算表 (施工計画) ・施工方法の検討 ・仮設計画の検討 (総合検討) ・事業の総合的な検討 ・将来的な課題等の検討 ・経済性、施工性、環境影響の検討 ・県産間伐材、地域材利用の検討 ・被害区域の決定理由(被害が想定される範囲決定) (その他) ・写真、調査野帳写し、補足説明資料等	・電子データとする ・PDF、Word、Excel、JPEG 形式とする ・A4、A3判サイズとする																																																																																																													
		図面	(共通) 位置図：1/50,000、1/25,000 平面図：1/1,000 縦断面図：水平 1/1,000、垂直は以下を標準とする 溪床勾配1/10未満は水平の5倍 溪床勾配1/10以上は水平の2倍 横断面図：1/100 構造図：1/100又は1/200 詳細図：1/10~1/50 標準図：適宜 間詰図等：1/100又は1/200 掘削(床掘)図：1/100又は1/200 仮設工構造図：適宜	SXF(stc)形式とする 地形図によるものとする 必要に応じ1/10~1/200 数量計算を兼ねる場合もある 数量計算を兼ねる場合もある																																																																																																												
工	照査	照査報告書																																																																																																														



業務委託共通仕様書新旧対照表(第3編 設計)

令和3(2021)年10月						令和3(2021)年3月																																																																										
編	章	節	条	項	項以下	新条文	編	章	節	条	項	項以下	現行条文																																																																			
				3	治山ダム設計B実施設計の成果品	<p>表3-3-3 治山ダム設計B実施設計の成果品一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計項目</th> <th>成果品</th> <th>縮尺</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計計画</td> <td>設計説明書</td> <td></td> <td>A4版</td> </tr> <tr> <td>現地踏査</td> <td>現地踏査とりまとめ結果</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>基本事項検討</td> <td>現地写真</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設設計</td> <td>位置図</td> <td>1/50,000</td> <td>原則として国土地理院作成の地形図</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平面図</td> <td>1/1,000以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>縦断面図</td> <td>1/1,000以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>横断面図</td> <td>1/1,000以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>構造図</td> <td>1/100以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>掘削(床掘)図</td> <td>構造図と同縮尺</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>間詰図及び埋戻し図</td> <td>構造図と同縮尺</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>仮設図</td> <td>監督職員と協議</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他図面</td> <td>監督職員と協議</td> <td></td> </tr> <tr> <td>数量計算</td> <td>数量計算書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>使用した理論、計算式、文献等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td></td> <td>特記仕様書による</td> </tr> <tr> <td>照査</td> <td>照査報告書</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設計項目	成果品	縮尺	摘要	設計計画	設計説明書		A4版	現地踏査	現地踏査とりまとめ結果			基本事項検討	現地写真			施設設計	位置図	1/50,000	原則として国土地理院作成の地形図		平面図	1/1,000以上			縦断面図	1/1,000以上			横断面図	1/1,000以上			構造図	1/100以上			掘削(床掘)図	構造図と同縮尺			間詰図及び埋戻し図	構造図と同縮尺			仮設図	監督職員と協議			その他図面	監督職員と協議		数量計算	数量計算書				使用した理論、計算式、文献等				その他		特記仕様書による	照査	照査報告書								
設計項目	成果品	縮尺	摘要																																																																													
設計計画	設計説明書		A4版																																																																													
現地踏査	現地踏査とりまとめ結果																																																																															
基本事項検討	現地写真																																																																															
施設設計	位置図	1/50,000	原則として国土地理院作成の地形図																																																																													
	平面図	1/1,000以上																																																																														
	縦断面図	1/1,000以上																																																																														
	横断面図	1/1,000以上																																																																														
	構造図	1/100以上																																																																														
	掘削(床掘)図	構造図と同縮尺																																																																														
	間詰図及び埋戻し図	構造図と同縮尺																																																																														
	仮設図	監督職員と協議																																																																														
	その他図面	監督職員と協議																																																																														
数量計算	数量計算書																																																																															
	使用した理論、計算式、文献等																																																																															
	その他		特記仕様書による																																																																													
照査	照査報告書																																																																															
				4	流木対策調査	<p>表3-3-4 流木対策調査成果品一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計項目</th> <th>成果品</th> <th>縮尺</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現地踏査</td> <td>現地写真、ルートマップ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>結果とりまとめ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>流域特性調査</td> <td>地形・地質状況図</td> <td>1:25,000~1:50,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>林相図</td> <td>1:5,000~1:25,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>荒廃状況図</td> <td>1:5,000~1:25,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>既往災害状況</td> <td>1:5,000~1:25,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>サンプリング調査結果</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>既存施設調査</td> <td>施設現況図</td> <td>1:5,000~1:25,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>報告書作成</td> <td>報告書</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設計項目	成果品	縮尺	摘要	現地踏査	現地写真、ルートマップ				結果とりまとめ			流域特性調査	地形・地質状況図	1:25,000~1:50,000			林相図	1:5,000~1:25,000			荒廃状況図	1:5,000~1:25,000			既往災害状況	1:5,000~1:25,000			サンプリング調査結果			既存施設調査	施設現況図	1:5,000~1:25,000		報告書作成	報告書																																				
設計項目	成果品	縮尺	摘要																																																																													
現地踏査	現地写真、ルートマップ																																																																															
	結果とりまとめ																																																																															
流域特性調査	地形・地質状況図	1:25,000~1:50,000																																																																														
	林相図	1:5,000~1:25,000																																																																														
	荒廃状況図	1:5,000~1:25,000																																																																														
	既往災害状況	1:5,000~1:25,000																																																																														
	サンプリング調査結果																																																																															
既存施設調査	施設現況図	1:5,000~1:25,000																																																																														
報告書作成	報告書																																																																															
				5	流木対策計画	<p>表3-3-5 流木対策計画成果品一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計項目</th> <th>成果品</th> <th>縮尺</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現地踏査</td> <td>現地写真、ルートマップ、</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>結果とりまとめ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>流木対策施設配置計画</td> <td>流木対策施設配置計画図</td> <td>1:5,000~1:25,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>報告書作成</td> <td>報告書</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設計項目	成果品	縮尺	摘要	現地踏査	現地写真、ルートマップ、				結果とりまとめ			流木対策施設配置計画	流木対策施設配置計画図	1:5,000~1:25,000		報告書作成	報告書																																																								
設計項目	成果品	縮尺	摘要																																																																													
現地踏査	現地写真、ルートマップ、																																																																															
	結果とりまとめ																																																																															
流木対策施設配置計画	流木対策施設配置計画図	1:5,000~1:25,000																																																																														
報告書作成	報告書																																																																															
				6	流木対策工予備設計の成果品	<p>表3-3-6 流木対策工予備設計の成果品一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計項目</th> <th>成果品</th> <th>縮尺</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現地踏査</td> <td>現地写真、ルートマップ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>結果とりまとめ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>基本事項検討</td> <td>(1) 地形・地質条件 (2) 設計条件 (3) 工種・工法の検討 (4) 構造物の位置の検討 (5) 環境検討</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>配置設計</td> <td>(1) 構造・材料・高さの検討 (2) 配置案の検討</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設設計検討</td> <td>(1) 設計計算 (2) 基本図作成 (3) 数量算出 (4) 景観検討</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>概算工事費</td> <td>概算工事費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>最適案の選定</td> <td>比較案評価、最適案選定</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工計画検討</td> <td>(1) 施工計画検討 (2) 転流方法等の概略検討</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>照査</td> <td>照査報告書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合検討</td> <td>(1) 課題整理 (2) 今後の調査事項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>報告書作成</td> <td>報告書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>予備設計図面</td> <td>(1) 全体平面図 (2) 全体縦断面図 (3) 標準構造図</td> <td>1:500~1:1,000 縦 1:100~1:200 横 1:500~1:1000 1:50~1:200</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設計項目	成果品	縮尺	摘要	現地踏査	現地写真、ルートマップ				結果とりまとめ			基本事項検討	(1) 地形・地質条件 (2) 設計条件 (3) 工種・工法の検討 (4) 構造物の位置の検討 (5) 環境検討			配置設計	(1) 構造・材料・高さの検討 (2) 配置案の検討			施設設計検討	(1) 設計計算 (2) 基本図作成 (3) 数量算出 (4) 景観検討			概算工事費	概算工事費			最適案の選定	比較案評価、最適案選定			施工計画検討	(1) 施工計画検討 (2) 転流方法等の概略検討			照査	照査報告書			総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査事項			報告書作成	報告書			予備設計図面	(1) 全体平面図 (2) 全体縦断面図 (3) 標準構造図	1:500~1:1,000 縦 1:100~1:200 横 1:500~1:1000 1:50~1:200																							
設計項目	成果品	縮尺	摘要																																																																													
現地踏査	現地写真、ルートマップ																																																																															
	結果とりまとめ																																																																															
基本事項検討	(1) 地形・地質条件 (2) 設計条件 (3) 工種・工法の検討 (4) 構造物の位置の検討 (5) 環境検討																																																																															
配置設計	(1) 構造・材料・高さの検討 (2) 配置案の検討																																																																															
施設設計検討	(1) 設計計算 (2) 基本図作成 (3) 数量算出 (4) 景観検討																																																																															
概算工事費	概算工事費																																																																															
最適案の選定	比較案評価、最適案選定																																																																															
施工計画検討	(1) 施工計画検討 (2) 転流方法等の概略検討																																																																															
照査	照査報告書																																																																															
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査事項																																																																															
報告書作成	報告書																																																																															
予備設計図面	(1) 全体平面図 (2) 全体縦断面図 (3) 標準構造図	1:500~1:1,000 縦 1:100~1:200 横 1:500~1:1000 1:50~1:200																																																																														

業務委託共通仕様書新旧対照表(第3編 設計)

令和3(2021)年10月						令和3(2021)年3月																																																														
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	現行条文																																																					
				7		流木対策工実施設計の成果品	<p>表3-3-7 流木対策工実施設計の成果品一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計項目</th> <th>成果品</th> <th>縮尺</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現地踏査</td> <td>現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>基本事項検討</td> <td>(1) 基本事項の検討 (2) 施設構造の検討</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設設計検討</td> <td>(1) 付属建造物の検討 (2) 基礎工の検討 (3) 施工の検討 (4) 各施設の安定検討</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工計画概要書</td> <td>(1) 施工法の検討 (2) 仮設計画の検討</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>数量計算 総合検討</td> <td>数量計算書 (1) 課題整理 (2) 今後の解決事項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">基本図面</td> <td>(1) 位置図</td> <td>1:2,500~1:50,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 平面図</td> <td>1:500~1:1,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 縦断面図</td> <td>H=1:200~1:1000 V=1:100~1:200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 横断面図</td> <td>1:100~1:200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 構造図</td> <td>1:50~1:100</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(5) 施工計画図</td> <td>1:100~1:1,000</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設計項目	成果品	縮尺	摘要	現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ			基本事項検討	(1) 基本事項の検討 (2) 施設構造の検討			施設設計検討	(1) 付属建造物の検討 (2) 基礎工の検討 (3) 施工の検討 (4) 各施設の安定検討			施工計画概要書	(1) 施工法の検討 (2) 仮設計画の検討			数量計算 総合検討	数量計算書 (1) 課題整理 (2) 今後の解決事項			基本図面	(1) 位置図	1:2,500~1:50,000		(1) 平面図	1:500~1:1,000		(2) 縦断面図	H=1:200~1:1000 V=1:100~1:200		(3) 横断面図	1:100~1:200		(4) 構造図	1:50~1:100					(5) 施工計画図	1:100~1:1,000																
設計項目	成果品	縮尺	摘要																																																																	
現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ																																																																			
基本事項検討	(1) 基本事項の検討 (2) 施設構造の検討																																																																			
施設設計検討	(1) 付属建造物の検討 (2) 基礎工の検討 (3) 施工の検討 (4) 各施設の安定検討																																																																			
施工計画概要書	(1) 施工法の検討 (2) 仮設計画の検討																																																																			
数量計算 総合検討	数量計算書 (1) 課題整理 (2) 今後の解決事項																																																																			
基本図面	(1) 位置図	1:2,500~1:50,000																																																																		
	(1) 平面図	1:500~1:1,000																																																																		
	(2) 縦断面図	H=1:200~1:1000 V=1:100~1:200																																																																		
	(3) 横断面図	1:100~1:200																																																																		
	(4) 構造図	1:50~1:100																																																																		
			(5) 施工計画図	1:100~1:1,000																																																																
				8		流路工実施設計	<p>表3-3-8 流路工実施設計の成果品一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計項目</th> <th>成果品</th> <th>縮尺</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報告書現地踏査</td> <td>現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>基本事項決定</td> <td>(1) 設計諸元 (2) 計画断面 (3) 床固工、帯工の基本構造 (4) 地形地質条件・環境条件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設設計検討</td> <td>(1) 設計計算 (2) 基本図作成 (3) 数量算出 (4) 景観設計</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工計画及び仮設 構造物設計</td> <td>(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>数量計算</td> <td>数量計算書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>照査</td> <td>照査報告書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合検討</td> <td>(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>報告書作成</td> <td>報告書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">実施設計図</td> <td>(1) 位置図</td> <td>1:2,500~1:50,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 平面図</td> <td>1:500~1:1,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 縦断面図</td> <td>H=1:200~1:1000 V=1:100~1:200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 横断面図</td> <td>1:100~1:200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5) 構造図</td> <td>1:50~1:100</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設計項目	成果品	縮尺	摘要	報告書現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ			基本事項決定	(1) 設計諸元 (2) 計画断面 (3) 床固工、帯工の基本構造 (4) 地形地質条件・環境条件			施設設計検討	(1) 設計計算 (2) 基本図作成 (3) 数量算出 (4) 景観設計			施工計画及び仮設 構造物設計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計			数量計算	数量計算書			照査	照査報告書			総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項			報告書作成	報告書			実施設計図	(1) 位置図	1:2,500~1:50,000		(2) 平面図	1:500~1:1,000		(3) 縦断面図	H=1:200~1:1000 V=1:100~1:200		(4) 横断面図	1:100~1:200		(5) 構造図	1:50~1:100										
設計項目	成果品	縮尺	摘要																																																																	
報告書現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ																																																																			
基本事項決定	(1) 設計諸元 (2) 計画断面 (3) 床固工、帯工の基本構造 (4) 地形地質条件・環境条件																																																																			
施設設計検討	(1) 設計計算 (2) 基本図作成 (3) 数量算出 (4) 景観設計																																																																			
施工計画及び仮設 構造物設計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計																																																																			
数量計算	数量計算書																																																																			
照査	照査報告書																																																																			
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項																																																																			
報告書作成	報告書																																																																			
実施設計図	(1) 位置図	1:2,500~1:50,000																																																																		
	(2) 平面図	1:500~1:1,000																																																																		
	(3) 縦断面図	H=1:200~1:1000 V=1:100~1:200																																																																		
	(4) 横断面図	1:100~1:200																																																																		
	(5) 構造図	1:50~1:100																																																																		
				9		流路工実施設計の 成果品(簡略版)	<p>表3-3-9 流路工実施設計の成果品(簡略版)一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計項目</th> <th>成果品</th> <th>縮尺</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流路工実施計画</td> <td>設計説明書</td> <td></td> <td>A4版</td> </tr> <tr> <td></td> <td>位置図(原則として国土地理院 発行の地形図とする。)</td> <td>1/50,000 1/25,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>平面図</td> <td>1/1,000 必要に応じ 1/200~1/2,000</td> <td>等高線の間隔は、 2~10m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>縦断面図</td> <td>水平 1/1,000 垂直 溪床勾配1/10未 満は水平の5倍、 溪床勾配1/10以 上は水平の2倍 を標準とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>横断面図</td> <td>1/100 必要に応じ 1/20~1/200</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>構造図</td> <td>1/100又は1/200</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>詳細図</td> <td>1/10~1/50</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>標準図</td> <td>適宜</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>間詰図等</td> <td>1/100又は1/200</td> <td>数量計算</td> </tr> <tr> <td></td> <td>掘削(床掘)図</td> <td>1/100又は1/200</td> <td>数量計算</td> </tr> <tr> <td></td> <td>数量計算書又は計算図</td> <td>適宜</td> <td>CD等による納品</td> </tr> <tr> <td></td> <td>数量計算書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他参考資料</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設計項目	成果品	縮尺	摘要	流路工実施計画	設計説明書		A4版		位置図(原則として国土地理院 発行の地形図とする。)	1/50,000 1/25,000			平面図	1/1,000 必要に応じ 1/200~1/2,000	等高線の間隔は、 2~10m		縦断面図	水平 1/1,000 垂直 溪床勾配1/10未 満は水平の5倍、 溪床勾配1/10以 上は水平の2倍 を標準とする。			横断面図	1/100 必要に応じ 1/20~1/200			構造図	1/100又は1/200			詳細図	1/10~1/50			標準図	適宜			間詰図等	1/100又は1/200	数量計算		掘削(床掘)図	1/100又は1/200	数量計算		数量計算書又は計算図	適宜	CD等による納品		数量計算書				その他参考資料							
設計項目	成果品	縮尺	摘要																																																																	
流路工実施計画	設計説明書		A4版																																																																	
	位置図(原則として国土地理院 発行の地形図とする。)	1/50,000 1/25,000																																																																		
	平面図	1/1,000 必要に応じ 1/200~1/2,000	等高線の間隔は、 2~10m																																																																	
	縦断面図	水平 1/1,000 垂直 溪床勾配1/10未 満は水平の5倍、 溪床勾配1/10以 上は水平の2倍 を標準とする。																																																																		
	横断面図	1/100 必要に応じ 1/20~1/200																																																																		
	構造図	1/100又は1/200																																																																		
	詳細図	1/10~1/50																																																																		
	標準図	適宜																																																																		
	間詰図等	1/100又は1/200	数量計算																																																																	
	掘削(床掘)図	1/100又は1/200	数量計算																																																																	
	数量計算書又は計算図	適宜	CD等による納品																																																																	
	数量計算書																																																																			
	その他参考資料																																																																			

業務委託共通仕様書新旧対照表(第3編 設計)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月								
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	現行条文
		4				山腹工等									
			3311			山腹工設計									
				1		設計内容	山腹工の設計は、次の各号によるものとする。	2	4	3	2411			山腹工の設計内容	山腹工の設計は、次の各号によるものとする。
					(1)		現地調査						(1)		現地調査
					(2)		基本事項の決定						(2)		基本事項の決定
					(3)		山腹工の設計						(3)		山腹工の設計
				2		設計計画	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第3112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。								
				3		現地調査	山腹工の工種、配置、構造、規格及び施工方法等の決定に必要な自然的特性、社会経済的條件の調査並びに資料収集を行うものとするが、治山全体計画がある場合は、現地確認を行うものとする。				2412			現地調査	受注者は、設計図書・その他資料(地形図、地質図、気象データ等)を基に現地調査を行い、計画予定地周辺の荒廃状況、林況、植生、気象、地形、地質、保全対象、周辺構造物及び既施工地状況等を調査し、設計に必要な現況を把握する。荒廃、崩壊の素因と誘因について考察を行い、対策工の決定根拠を明らかにする。なお地質調査を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について監督職員に報告し、指示を受ける。
				4		基本事項の決定	現地調査の結果及び設計条件等に基づき、工種工法等の基本的事項を定め、基礎工・緑化工等各工種及び構造物の配置を決定するものとする。				2413			基本事項の決定	受注者は、山腹工の計画条件を確認し、以下の検討を行い、設計に必要な基本事項の決定を行う。
							(削除)						(1)	山腹基礎工の配置	荒廃復旧に必要な山腹基礎工の工法、位置、内容等について検討し、設計定数の整理を行い、安定計算等に必要な設計条件を決定する。この段階で経済性、施工性について考慮する。
							(削除)						(2)	山腹緑化工の決定	周辺林況、植生、土壌、気象などの調査結果から、最終的な森林造成を目標とした緑化工の工法、位置、内容について検討する。この段階において、環境保全についても検討する。
							(削除)						(3)	落石防止工の決定	落石発生の未然防止、または発生した落石の抑止・軽減等を図るため、落石防止工の工法、位置、内容等について検討し、設計定数の整理を行い、安定計算等に必要な設計条件を決定する。この段階で経済性、施工性について考慮する。
				5		山腹工の設計	山腹工の設計は、次の各号によるものとする。				2414			山腹工の設計	山腹工の設計は、次の各号によるものとする。
					(1)	施設計画	基本事項の決定に基づき、土留工、水路工、法切工等の山腹工の工種、型式、規模、構造等を決定する。工事施工上必要な資材などの運搬方法等の仮設計画も含める。						(1)	施設計画	基本事項の決定に基づき、土留工、水路工、法切工等の山腹工の工種、型式、規模、構造等を決定する。
					(2)	安定計算	構造物の型式、規模等の決定に必要な安定計算を行う。						(2)	安定計算	第2407条(2)に準じる。
					(3)	設計図作成	平面図(工種配置図を兼ねる)、構造図(詳細図等を含む)、縦断面図、横断面図等を作成する。簡易な構造物は、標準図、模式図等を作成する。						(3)	設計図面	平面図、工種配置図、構造図(詳細図等を含む)、縦断面図、横断面図等を作成する。簡易な構造物は、標準図、模式図等を作成する。
					(4)	数量計算	工種別に構造物等の数量、建設に係る資材等を算出する。						(4)	数量計算	第2407条(4)に準じる。
					(5)	照査	受注者は、第3108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。						(5)	照査	第2407条(5)に準じる。
							(削除)						(6)	設計説明書の作成	第2407条(6)に準じる。
			3312			防風林造成の設計									
				1		設計内容	防風林造成の設計は、次の各号によるものとする。								
					(1)		現地調査								
					(2)		基本事項の決定								
					(3)		防風林造成の設計								
				2		設計計画	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第3112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。								
				3		現地調査	防風林造成の適用工種及び林帯の配置、間隔、幅、植栽樹種等及び施工方法等の決定に必要な自然的特性、社会経済的條件の調査並びに資料収集を行うものとするが、治山全体計画がある場合は、現地確認を行う。								

業務委託共通仕様書新旧対照表(第3編 設計)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月						
編	章	節	条	項	項以下	新条文	編	章	節	条	項	項以下	現行条文
				4		基本事項の決定 現地調査の結果及び設計条件等に基づき、防風林造成の適用工種及び造成する林帯の配置、間隔、幅、植栽樹種等及び施工方法を決定するものとする。							
				5		防風林造成の設計 防風林造成の設計は、次の各号により行うものとする。							
				(1)		施設計画 基本事項の決定に基づき、防風林造成の適用工種及び林帯の配置、間隔等を決定する。							
				(2)		安定計算 防風工の種類、型式等の決定に必要な安定計算を行う。							
				(3)		設計図作成 平面図、構造図、縦断面図、横断面図等を作成する。							
				(4)		数量計算 工種別に構造物等の数量、建設に係る資材等を算出する。							
				(5)		照査 受注者は、第3108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。							
						(削除)							
			3313			なだれ防止林造成の設計			4	4			なだれ防止林造成の設計
				1		設計内容 なだれ防止林造成の設計は、次の各号によるものとする。				2415			なだれ防止林造成の設計内容 なだれ防止林造成の設計は、次の各号によるものとする。
						(1)～(3) (略)							(1)～(3) (略)
				2		設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第3112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。							
				3		現地調査 (略)				2416			現地調査 (略)
				4		基本事項の決定 (略)				2417			基本事項の決定 (略)
				5		なだれ防止林造成の設計 なだれ防止林造成の設計は、次の各号によるものとする。				2418			なだれ防止林造成の設計 なだれ防止林造成の設計は、次の各号によるものとする。
				(1)		施設計画 基本事項の決定に基づき、なだれ防止林造成の適用工種及び構造物の配置、高さ、種別、構造、規模並びに林帯の配置等を決定する。工事施工上必要な資材などの運搬方法等の仮設計画も含める。							(1) 設計計画 基本事項の決定に基づき、なだれ防止林造成の適用工種及び構造物の配置、高さ、種別、型式、構造、規模並びに林帯の配置を決定する。
				(2)		安定計算 (略)							(2) 安定計算 (略)
				(3)		設計図作成 (略)							(3) 設計図面 (略)
				(4)		数量計算 工種別に構造物等の数量、建設に係る資材等を算出する。							(4) 数量計算 第2407条(4)に準じる。
				(5)		照査 受注者は、第3108条 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。							(5) 照査 第2407条(5)に準じる。
						(削除)							(6) 設計説明書の作成 第2407条(6)に準じる。
						(削除)			5				土砂流出防止林造成の設計
			3314			土砂流出防止林造成の設計				2419			土砂流出防止林造成の設計内容 土砂流出防止林造成の設計は、次の各号によるものとする。
				1		設計内容 土砂流出防止林造成の設計は、次の各号によるものとする。							(1)～(3) (略)
						(1)～(3) (略)							(1)～(3) (略)
				2		設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第3112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。							
				3		現地調査 (略)				2420			現地調査 (略)
				4		基本事項の決定 (略)				2421			基本事項の決定 (略)
				5		土砂流出防止林造成の設計 土砂流出防止林造成の設計は、次の各号により行うものとする。				2422			土砂流出防止林造成の設計 土砂流出防止林造成の設計は、次の各号によるものとする。
				(1)		施設計画 (略)							(1) 設計計画 (略)
						(削除)							(2) 安定計算 第2407条(2)に準じる。
				(2)		設計図作成 平面図(施業平面図)、縦断面図、横断面図、構造図等を作成し、簡易な構造物は、標準図、模式図等を作成する。							(3) 設計図面 平面図、縦断面図、横断面図、構造図等を作成し、簡易な構造物は、標準図、模式図等を作成する。
				(3)		数量計算 (略)							(4) 数量計算 (略)
				(4)		照査							(5) 照査 第2407条(5)に準じる。
						(削除)							(6) 設計説明書の作成 第2407条(6)に準じる。



業務委託共通仕様書新旧対照表(第3編 設計)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月						
編	章	節	条	項	項以下	新条文	編	章	節	条	項	項以下	現行条文
						(削除)			6				保安林整備の設計
			3315			保安林整備の設計				2423			保安林整備の設計内容 保安林整備の設計は、次の各号によるものとする。
				1		設計内容 保安林整備の設計は、次の各号によるものとする。							
						(1)～(3) (略)							(1)～(3) (略)
				2		設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第3112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。							
				3		現地調査 (略)				2424	1		現地調査 (略)
						(削除)					2		森林整備指針の作成に必要な現況を把握するため、次により標準地調査を行うものとする。
						(削除)						(1)	設計図書、その他資料(地形図、土壤図、森林簿、空中写真、地域森林計画書等)を基に現地にて標準地調査を行い、必要に応じて第47条2項に規定する方法により相対照度を測定する。
						(削除)						(2)	標準地の位置は、発注者からの指示が無い場合、調査結果が平均的なデータとなるような地点を選定する。(例 斜面下部、中部、上部で全体的に調査)
				4		基本事項の決定 現地調査の結果及び設定条件等に基づき、森林造成及び保育等の具体的な施業方法を決定するものとする。				2425			基本事項の決定 現地調査結果及び設計条件等に基づき、効果的な保安林整備のための適用工種や植栽樹種及び整備方法を決定し、森林整備指針を作成するものとする。ただし、地区指定を伴う全体計画調査業務については、本仕様書は適用しない。
						(削除)						(1)	森林整備指針作成 森林整備内容に沿って以下の検討を行い、森林整備指針を作成する。また、必要な因子(収量比数等)の決定が困難な場合は、監督職員と協議を行う。
						(削除)							ア 技術的検討 ① 現地調査結果及び設計条件、森林簿、空中写真及び技術文献等を確認し、計画地の林況、森林環境及び将来的に健全な森林への誘導について技術的な検討を行う。 ② 密度管理については、原則として、「治山技術基準解説保安林整備編」第5節植栽準備工5-1本数調整伐に基づき、標準値調査結果から、収量比数、気象害に対する配慮等を検討の上、伐採量を決定する。
						(削除)							イ その他工種の検討 設計図書で定めがある場合は、作業歩道、簡易工作物等の設置について検討を行う。
				5		保安林整備の設計 (略)				2426			保安林整備の設計 (略)
					(1)	施設計画 基本事項の決定に基づき、森林造成及び保育の工種、数量等を決定する。						(1)	設計計画 基本事項の決定に基づき、森林造成及び保育の工種、数量等を決定するとともに、経済的かつ合理的に施工費用を決定するための設計資料(各種図面・計算書・設計根拠資料・その他関連資料等)を作成するものとする。
					(2)	設計図作成 (略)						(2)	設計図面 (略)
					(3)	数量計算 (略)						(3)	数量計算 (略)
					(4)	照査 受注者は、第3108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。						(4)	照査 照査技術者は、設計図書で定めがある場合、第9条に基づき、以下に示す事項を標準として照査を行い、業務主任技術者に提出する。 ア 設計条件を決定する際の実施方法、現地の状況・既存資料等 イ 設計条件 ウ 全ての成果品についての正確性・適切性・整合性
						(削除)						(5)	報告書 受注者は、決定した設計条件により報告書を作成する。報告書に記載する事項は以下のとおりとする。(事業内容によって必要な項目を選択する) ア 標準地調査結果と現況の林相に関する情報(林床の状況、森林土壌の状況等) イ 森林整備指針(現況の分析、整備の必要性、整備内容、密度管理図等及び各設計条件決定根拠、目標林相、今後必要な整備内容、その他資料等) ウ その他発注者が指定した検討事項
						(削除)			7				保安林管理道の設計
			3316			保安林管理道の設計 第6章 林道設計に準ずる。				2427			通則 保安林管理道の設計については、林道技術基準・同運用および林道規程を準用するものとする。

業務委託共通仕様書新旧対照表(第3編 設計)

令和3(2021)年10月						令和3(2021)年3月																																																																																			
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	現行条文																																																																										
						(削除)					8			水土保持山等の設計																																																																											
											2428			水土保持山等の設計内容																																																																											
											2429			現地調査																																																																											
											2430			基本事項の決定																																																																											
			3317			水土保持山等の設計					2431			水土保持山等の設計	水土保持山等の設計は、次の各号によるものとする。																																																																										
				1		設計計画	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第3112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。																																																																																		
				2		水土保持山等の設計																																																																																			
					(1)	施設計画	基本事項の決定に基づき、溪間工の位置、型式、規模、構造及び山腹工の工種等並びに森林造成、保育の工種等を決定する。工事施工上必要な仮締切、廻排水、安全設備及び運搬方法等の仮設計画も含める。						(1)	設計計画	基本事項の決定に基づき、ダム等の位置、型式、規模、構造及び山腹工の工種等並びに森林造成、保育の工種等を決定する。工事施工上必要な仮締切、廻排水等の設計も含める。																																																																										
					(2)	安定計算	構造物の型式、規模等の決定に必要な安定計算を行う。						(2)	安定計算	第2407条(2)に準じる。																																																																										
					(3)	設計図作成	(略)						(3)	設計図面	(略)																																																																										
					(4)	数量計算	工種別に構造物等の数量、建設に係る資材等を算出する。						(4)	数量計算	第2407条(4)に準じる。																																																																										
					(5)	照査	受注者は、第3108条 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。						(5)	照査	第2407条(5)に準じる。																																																																										
													(6)	設計説明書の作成	第2407条(6)に準じる。																																																																										
			3318			成果品	受注者は、以下に示す成果品を作成し、第3117条成果品の提出に従い納品するものとする。																																																																																		
				1		山腹工等設計の成果品	表3-3-10 山腹工等設計の成果品一覧																																																																																		
						<table border="1"> <thead> <tr> <th>設計項目</th> <th>成果品</th> <th>縮尺</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山腹工</td> <td>設計説明書</td> <td></td> <td>A4版</td> </tr> <tr> <td>海岸防災林造成</td> <td>位置図(原則として国土地理院発行の地形図とする)</td> <td>1/50,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防風林造成</td> <td></td> <td>1/25000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>なだれ防止林造成</td> <td></td> <td>1/1000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土砂流出防止林造成</td> <td>平面図</td> <td>必要に応じ1/200 ～1/2000</td> <td>等高線の間隔は、2～10m</td> </tr> <tr> <td>保安林整備</td> <td>植栽計画図等</td> <td>適宜</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>縦断面図</td> <td>水平、垂直1/1000</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>横断面図</td> <td>1/100</td> <td>必要に応じて1/10～1/200</td> </tr> <tr> <td></td> <td>構造図</td> <td>1/100 又は 1/200</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>詳細図</td> <td>1/10～1/50</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>標準図</td> <td>適宜</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>定規図</td> <td>適宜</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>模式図等</td> <td>適宜</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>間詰図等</td> <td>1/100 又は 1/200</td> <td>数量計算</td> </tr> <tr> <td></td> <td>掘削(床掘)図</td> <td>1/100 又は 1/200</td> <td>数量計算</td> </tr> <tr> <td></td> <td>数量計算書又は計算図</td> <td>適宜</td> <td>CD等による納品</td> </tr> <tr> <td></td> <td>設計計算書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他参考資料</td> <td></td> <td>写真その他(設計説明書・設計計算書等の補足説明資料等)</td> </tr> </tbody> </table>	設計項目	成果品	縮尺	摘要	山腹工	設計説明書		A4版	海岸防災林造成	位置図(原則として国土地理院発行の地形図とする)	1/50,000		防風林造成		1/25000		なだれ防止林造成		1/1000		土砂流出防止林造成	平面図	必要に応じ1/200 ～1/2000	等高線の間隔は、2～10m	保安林整備	植栽計画図等	適宜			縦断面図	水平、垂直1/1000			横断面図	1/100	必要に応じて1/10～1/200		構造図	1/100 又は 1/200			詳細図	1/10～1/50			標準図	適宜			定規図	適宜			模式図等	適宜			間詰図等	1/100 又は 1/200	数量計算		掘削(床掘)図	1/100 又は 1/200	数量計算		数量計算書又は計算図	適宜	CD等による納品		設計計算書				その他参考資料		写真その他(設計説明書・設計計算書等の補足説明資料等)							
設計項目	成果品	縮尺	摘要																																																																																						
山腹工	設計説明書		A4版																																																																																						
海岸防災林造成	位置図(原則として国土地理院発行の地形図とする)	1/50,000																																																																																							
防風林造成		1/25000																																																																																							
なだれ防止林造成		1/1000																																																																																							
土砂流出防止林造成	平面図	必要に応じ1/200 ～1/2000	等高線の間隔は、2～10m																																																																																						
保安林整備	植栽計画図等	適宜																																																																																							
	縦断面図	水平、垂直1/1000																																																																																							
	横断面図	1/100	必要に応じて1/10～1/200																																																																																						
	構造図	1/100 又は 1/200																																																																																							
	詳細図	1/10～1/50																																																																																							
	標準図	適宜																																																																																							
	定規図	適宜																																																																																							
	模式図等	適宜																																																																																							
	間詰図等	1/100 又は 1/200	数量計算																																																																																						
	掘削(床掘)図	1/100 又は 1/200	数量計算																																																																																						
	数量計算書又は計算図	適宜	CD等による納品																																																																																						
	設計計算書																																																																																								
	その他参考資料		写真その他(設計説明書・設計計算書等の補足説明資料等)																																																																																						
				2		水土保持山等の成果品	溪間工設計(表3-3-3溪間工実施設計の成果品(簡略版)一覧)及び山腹工設計(表3-3-10山腹工等設計の成果品一覧)に準ずる。																																																																																		

山	報告書	(設計計画)	・基本事項の検討 ・土質定数の検討 ・設計条件の検討 ・山腹基礎工、山腹緑化工等各工種及び構造物の検討 ・施設配置(位置、種別、形状)の検討 ・計算図 ・安定計算書等 ・数量計算書 ・緑化工の内容検討(工種、種別、種子内容、樹種内容、肥料、養生等)	・溪間工に準ずる
		(施工計画)	・施工方法の検討 ・仮設計画の検討 (総合検討) ・事業の総合的な検討 ・将来的な森林造成についての検討 ・植生管理についての検討 ・経済性、施工性、環境影響の検討 ・県産間伐材、地域材利用の検討 ・被害区域の決定理由(被害が想定される範囲決定) (その他) ・写真、調査野帳等、補足説明資料等	・比較検討に用いた単備表等を添付すること ・検討に用いた参考文献を添付すること
腹	図面	(共通)	位置図：1/50,000、1/25,000 平面図：1/1,000 工種配置図：1/500 縦断面図：水平、垂直とも1/1,000 横断面図：1/100 構造図：1/100又は1/200 詳細図：1/10～1/50 定規図：適宜 標準図：適宜 模式図等：適宜	溪間工に準ずる 必要に応じ1/200～1/2,000 法切土量算定のための縮尺は横断面図と同じ 必要に応じ1/10～1/200
		間詰図等：1/100又は1/200 掘削(床掘)図：1/100又は1/200 仮設工構造図：適宜	数量計算を兼ねる場合もある 数量計算を兼ねる場合もある	
	照査	照査報告書		

業務委託共通仕様書新旧対照表(第3編 設計)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月																																									
編	章	節	条	項	項 以下	章節条項 (見出し)	新条文						編	章	節	条	項	項 以下	章節条項 (見出し)	現行条文																												

な だ れ 防 止 林 造 成	報告書	(共通) 位置図: 1/50,000、1/25,000 平面図: 1/1,000 縦断面図: 水平、垂直とも 1/1,000 横断面図: 1/100 構造図: 1/100又は1/200	溪間工に準ずる 溪間工に準ずる 溪間工に準ずる 必要に応じ1/200~1/2,000 工種配置図を兼ねる	
	図面	詳細図: 1/10~1/50		
		定規図: 適宜		
		標準図: 適宜		
		様式図等: 適宜		
		間詰図等: 1/100又は1/200	数量計算を兼ねる場合もある	
		掘削(床掘)図: 1/100又は1/200	数量計算を兼ねる場合もある	
	照査	照査報告書		
	土 砂 流 出 防 止 林 造 成	報告書	(共通) 位置図: 1/50,000、1/25,000 平面図: 1/1,000 植栽計画図等: 適宜 縦断面図: 水平、垂直とも 1/1,000 横断面図: 1/100 構造図: 1/100又は1/200	溪間工に準ずる 溪間工に準ずる 溪間工に準ずる
		図面	詳細図: 1/10~1/50	
			定規図: 適宜	
標準図: 適宜				
照査			照査報告書	

保 安 林 整 備	報告書	(施業指針関係) ・標準地調査結果 ・林分密度管理図等での検討 ・枝落し高さについての検討 ・設計条件の検討 ・将来的な森林造成や施業マニュアル等の検討 ・目標林型の様式図 ・仮設計画の検討 (その他) ・写真、調査野帳写し、補足説明資料等	溪間工に準ずる	
	図面	(共通) 位置図: 1/50,000、1/25,000 施業平面図: 1/5,000、1/20,000 植栽計画図等: 1/500~1/2,000適宜	溪間工に準ずる 溪間工に準ずる 森林基本図又は施業管理図等とする	
		縦断面図: 水平、垂直とも 1/1,000 横断面図: 1/100	必要に応じ作成する 必要に応じ作成する また、必要に応じ1/10~1/200	
		構造図: 1/100又は1/200		
		詳細図: 1/10~1/50		
		定規図: 適宜		
		標準図: 適宜		
		照査	照査報告書	

業務委託共通仕様書新旧対照表(第3編 設計)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月																																										
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	現行条文																																		
															<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">保 安</td> <td rowspan="2">報告書</td> <td>(設計計画) ・基本事項の検討 ・詳細設計の検討 ・構造物の検討 ・計算図 ・安定計算書等 ・数量計算表</td> <td>溪開工に準ずる</td> </tr> <tr> <td>(施工計画) ・施工方法の検討 ・仮設計画の検討 (総合検討) ・経済性、施工性、環境影響の検討 ・県産間伐材・地域材利用の検討 (その他) ・写真、調査野帳写し、補足説明資料等</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">林 管</td> <td rowspan="2">図面</td> <td>(共通) 位置図：1/50,000、1/25,000 平面図：1/1,000</td> <td>溪開工に準ずる 溪開工に準ずる 詳細平面図は1/200～1/500と することができる</td> </tr> <tr> <td>縦断面図：縦1/100、1/200 横1/1,000、1/2,000 横断面図：1/100、1/200</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">理 道</td> <td rowspan="2">図面</td> <td>構造物図 法面保護工図 排水施設図 擁壁図 橋梁図 トンネル図 その他</td> <td>各構造物ごとに、必要に応じて 一般図、構造図、詳細図及び展 開図に区分する 「その他調査」に示す諸施設等</td> </tr> <tr> <td>残土処理場図 標準図：1/10～1/100 用地図：所定縮尺 積地図：1/1,000 法令関係図：所定縮尺</td> <td>関係する各図面に準ずる 土工標準図及び構造標準図に区 分する 法令等に定める種類及び縮尺に よる 平面図を利用する</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>照査 照査報告書</td> </tr> </table>	保 安	報告書	(設計計画) ・基本事項の検討 ・詳細設計の検討 ・構造物の検討 ・計算図 ・安定計算書等 ・数量計算表	溪開工に準ずる	(施工計画) ・施工方法の検討 ・仮設計画の検討 (総合検討) ・経済性、施工性、環境影響の検討 ・県産間伐材・地域材利用の検討 (その他) ・写真、調査野帳写し、補足説明資料等		林 管	図面	(共通) 位置図：1/50,000、1/25,000 平面図：1/1,000	溪開工に準ずる 溪開工に準ずる 詳細平面図は1/200～1/500と することができる	縦断面図：縦1/100、1/200 横1/1,000、1/2,000 横断面図：1/100、1/200		理 道	図面	構造物図 法面保護工図 排水施設図 擁壁図 橋梁図 トンネル図 その他	各構造物ごとに、必要に応じて 一般図、構造図、詳細図及び展 開図に区分する 「その他調査」に示す諸施設等	残土処理場図 標準図：1/10～1/100 用地図：所定縮尺 積地図：1/1,000 法令関係図：所定縮尺	関係する各図面に準ずる 土工標準図及び構造標準図に区 分する 法令等に定める種類及び縮尺に よる 平面図を利用する																照査 照査報告書
保 安	報告書	(設計計画) ・基本事項の検討 ・詳細設計の検討 ・構造物の検討 ・計算図 ・安定計算書等 ・数量計算表	溪開工に準ずる																																														
		(施工計画) ・施工方法の検討 ・仮設計画の検討 (総合検討) ・経済性、施工性、環境影響の検討 ・県産間伐材・地域材利用の検討 (その他) ・写真、調査野帳写し、補足説明資料等																																															
林 管	図面	(共通) 位置図：1/50,000、1/25,000 平面図：1/1,000	溪開工に準ずる 溪開工に準ずる 詳細平面図は1/200～1/500と することができる																																														
		縦断面図：縦1/100、1/200 横1/1,000、1/2,000 横断面図：1/100、1/200																																															
理 道	図面	構造物図 法面保護工図 排水施設図 擁壁図 橋梁図 トンネル図 その他	各構造物ごとに、必要に応じて 一般図、構造図、詳細図及び展 開図に区分する 「その他調査」に示す諸施設等																																														
		残土処理場図 標準図：1/10～1/100 用地図：所定縮尺 積地図：1/1,000 法令関係図：所定縮尺	関係する各図面に準ずる 土工標準図及び構造標準図に区 分する 法令等に定める種類及び縮尺に よる 平面図を利用する																																														
															照査 照査報告書																																		



業務委託共通仕様書新旧対照表(第3編 設計)

令和3(2021)年10月						令和3(2021)年3月							
編	章	節	条	項	項以下	新条文	編	章	節	条	項	項以下	現行条文
		5				地すべり防止工			9				地すべり防止工
			3319			設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第3112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。							
						(削除)							第1 地すべり防止工の位置の決定
			3320			地すべり防止工の位置決定 (略)				2432			現地確認 (略)
						(1)～(4) (略)							(1)～(4) (略)
						(削除)							第2 抑制工の設計
			3321			抑制工の設計							
				1		浸透防止工の設計 (略)				2433			浸透防止工の設計 (略)
					(1)	設計計画 (略)						(1)	設計計画 (略)
					(2)	設計図作成 (略)						(2)	設計図面 (略)
					(3)	数量計算 (略)						(3)	数量計算 (略)
				2		水路工の設計 (略)				2434			水路工の設計 (略)
					(1)	設計計画 (略)						(1)	設計計画 (略)
					(2)	断面計算 (略)						(2)	断面計算 (略)
					(3)	設計図作成 (略)						(3)	設計図面 (略)
					(4)	数量計算 (略)						(4)	数量計算 (略)
				3		流路工の設計 (略)				2435			流路工の設計 (略)
					(1)	設計計画 地すべり防止工事計画に基づき、帯工、落差工及び流路の平面形、縦断形、材質及び断面等を決定する。						(1)	設計計画 地すべり防止工事計画に基づき、帯工、落差工及び流路の平面図、縦断形、材質及び断面等を決定する。
					(2)	断面計算 (略)						(2)	断面計算 (略)
					(3)	設計図作成 (略)						(3)	設計図面 (略)
					(4)	数量計算 (略)						(4)	数量計算 (略)
				4		暗渠工の設計 (略)				2436			暗渠工の設計 (略)
					(1)	設計計画 (略)						(1)	設計計画 (略)
					(2)	設計図作成 (略)						(2)	設計図面 (略)
					(3)	数量計算 (略)						(3)	数量計算 (略)
				5		ボーリング暗渠工の設計 (略)				2437			ボーリング暗渠工の設計 (略)
					(1)	設計計画 (略)						(1)	設計計画 (略)
					(2)	設計図作成 (略)						(2)	設計図面 (略)
					(3)	数量計算 (略)						(3)	数量計算 (略)
					(4)	仮設工 (略)						(4)	仮設工 (略)
				6		集水井工の設計 (略)				2438			集水井工の設計 (略)
					(1)	集水井工の設計は、次の各号によるものとする。 ア 集水井の構造・設計 イ 集水ボーリング工の設計 ウ 排水ボーリング工の設計						(1)	集水井の構造・設計
												(2)	集水ボーリング工の設計
												(3)	排水ボーリング工の設計
					(2)	集水井の構造・設計 ア 設計計画 イ 構造計算				2439			集水井の構造・設計 (略)
						(略)						(1)	設計計画 (略)
						(略)						(2)	構造計算 (略)
					(3)	設計図作成 (略)						(3)	設計図面 (略)
					(4)	数量計算 (略)						(4)	数量計算 (略)
					(5)	仮設工 (略)						(5)	仮設工 (略)
				7		集水ボーリング工の設計 (略)				2440			集水ボーリング工の設計 (略)
					(1)	設計計画 (略)						(1)	設計計画 (略)
					(2)	設計図作成 (略)						(2)	設計図面 (略)
					(3)	数量計算 (略)						(3)	数量計算 (略)
					(4)	仮設工 (略)						(4)	仮設工 (略)
				8		排水ボーリング工の設計 (略)				2441			排水ボーリング工の設計 (略)

業務委託共通仕様書新旧対照表(第3編 設計)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月								
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	現行条文
					(1)	設計計画	(略)						(1)	設計計画	(略)
					(2)	流量計算	(略)						(2)	流量計算	(略)
					(3)	設計図作成	(略)						(3)	設計図面	(略)
					(4)	数量計算	(略)						(4)	数量計算	(略)
					(5)	仮設工	(略)						(5)	仮設工	(略)
				9	(1)	排水トンネル工の設計	(略)				2442		排水トンネル工の設計	(略)	
					(2)		排水トンネルの構造・設計は、次の各号によるものとする。				2443		排水トンネルの構造・設計	排水トンネルの構造・設計は、次の各号によるものとする。	
						ア 設計計画	(略)						(1)	設計計画	(略)
						イ 構造計算	(略)						(2)	構造計算	(略)
					(3)	設計図作成	(略)						(3)	設計図面	(略)
					(4)	数量計算	(略)						(4)	数量計算	(略)
					(5)	仮設工	(略)						(5)	仮設工	(略)
				10		集水ボーリング工の設計	(略)				2444		排水トンネルからの集水ボーリング工の設計	(略)	
					(1)	設計計画	(略)						(1)	設計計画	(略)
					(2)	設計図作成	(略)						(2)	設計図面	(略)
					(3)	数量計算	(略)						(3)	数量計算	(略)
					(4)	仮設工	(略)						(4)	仮設工	(略)
				11		排土工の設計	(略)				2445		排土工の設計	(略)	
					(1)	設計計画	(略)						(1)	設計計画	(略)
					(2)	安定計算	(略)						(2)	安定計算	(略)
					(3)	設計図作成	(略)						(3)	設計図面	(略)
					(4)	数量計算	(略)						(4)	数量計算	(略)
					(5)	仮設工	(略)						(5)	仮設工	(略)
				12		押え盛土工の設計	(略)				2446		押え盛土工の設計	(略)	
					(1)	設計計画	(略)						(1)	設計計画	(略)
					(2)	安定計算	(略)						(2)	安定計算	(略)
					(3)	設計図作成	(略)						(3)	設計図面	(略)
					(4)	数量計算	(略)						(4)	数量計算	(略)
					(5)	仮設工	(略)						(5)	仮設工	(略)
				14		ガス排除工の設計	(略)				2447		ガス排除工の設計	(略)	
					(1)	設計計画	(略)						(1)	設計計画	(略)
					(2)	設計図作成	(略)						(2)	設計図面	(略)
					(3)	数量計算	(略)						(3)	数量計算	(略)
					(4)	仮設工	(略)						(4)	仮設工	(略)
							(削除)							第3 抑止工の設計	
			3322			抑止工の設計									
				1		杭工の設計	(略)				2450		杭工の設計	(略)	
					(1)	設計計画	(略)						(1)	設計計画	(略)
					(2)	安定検討	(略)						(2)	安定検討	(略)
					(3)	設計図作成	(略)						(3)	設計図面	(略)
					(4)	数量計算	(略)						(4)	数量計算	(略)
					(5)	仮設工	(略)						(5)	仮設工	(略)
				2		シャフト工の設計	(略)				2451		シャフト工の設計	(略)	
					(1)	設計計画	(略)						(1)	設計計画	(略)
					(2)	安定検討	(略)						(2)	安定検討	(略)
					(3)	設計図作成	(略)						(3)	設計図面	(略)
					(4)	数量計算	(略)						(4)	数量計算	(略)
					(5)	仮設工	(略)						(5)	仮設工	(略)

業務委託共通仕様書新旧対照表(第3編 設計)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月																																																																														
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	現行条文																																																																						
				3		アンカー工の設計	(略)				2452			アンカー工の設計	(略)																																																																						
					(1)	設計計画	(略)							(1) 設計計画	(略)																																																																						
					(2)	安定検討	(略)							(2) 安定検討	(略)																																																																						
					(3)	設計図作成	(略)							(3) 設計図面	(略)																																																																						
					(4)	数量計算	(略)							(4) 数量計算	(略)																																																																						
					(5)	仮設工	(略)							(5) 仮設工	(略)																																																																						
			3323			治山ダム工等の設計	第3302条 溪間工実施設計に準ずるものとする。 (削除)				2448			治山ダム工等の設計	治山ダム工等の設計は、次の各号によるものとする。 (1)～(5) (略)																																																																						
			3324			土留工等の設計	第3309条 山腹工設計に準ずるものとする。 (削除)				2449			土留工等の設計	土留工等の設計は、次の各号によるものとする。 (1)～(5) (略)																																																																						
							(削除)							第4 設計の照査																																																																							
			3325			照査	受注者は、第3108条 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。				2453			設計の照査	地すべり防止工事計画、設計計画、設計図面等について、内容を照査するものとする。																																																																						
			3326			報告書作成																																																																															
				(1)			受注者は、業務の成果として、第3211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。																																																																														
				(2)			受注者は、以下に示す成果品を作成し、第3117条成果品の提出に従い納品するものとする。																																																																														
							表3-3-11 地すべり防止工設計の成果品一覧																																																																														
							<table border="1"> <thead> <tr> <th>設計項目</th> <th>成果品</th> <th>縮尺</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地すべり防止工</td> <td>設計説明書</td> <td></td> <td>A4版</td> </tr> <tr> <td></td> <td>位置図(原則として国土地理院発行の地形図とする)</td> <td>1/50,000 1/25000</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>平面図(工種配置図を兼ねる。)</td> <td>1/1000 必要に応じて1/200～1/2000</td> <td>等高線の間隔は、2～10m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>縦断面図</td> <td>水平、垂直1/1000 但し、法切り土量算定のための縦断面図の縮尺は、横断面図に同じ。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>横断面図</td> <td>1/100 必要に応じて1/10～1/200</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>構造図</td> <td>1/100 又は1/200</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>詳細図</td> <td>1/10～1/50</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>標準図</td> <td>適宜</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>定規図</td> <td>適宜</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>模式図等</td> <td>適宜</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>掘削(床掘)図</td> <td>1/100 又は1/200</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の図面</td> <td>適宜</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>数量計算書又は計算図</td> <td>適宜</td> <td>CD等による納品</td> </tr> <tr> <td></td> <td>設計計算書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他参考資料</td> <td>写真その他(設計説明書・設計計算書等の補足説明資料等)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設計項目	成果品	縮尺	摘要	地すべり防止工	設計説明書		A4版		位置図(原則として国土地理院発行の地形図とする)	1/50,000 1/25000			平面図(工種配置図を兼ねる。)	1/1000 必要に応じて1/200～1/2000	等高線の間隔は、2～10m		縦断面図	水平、垂直1/1000 但し、法切り土量算定のための縦断面図の縮尺は、横断面図に同じ。			横断面図	1/100 必要に応じて1/10～1/200			構造図	1/100 又は1/200			詳細図	1/10～1/50			標準図	適宜			定規図	適宜			模式図等	適宜			掘削(床掘)図	1/100 又は1/200			その他の図面	適宜			数量計算書又は計算図	適宜	CD等による納品		設計計算書				その他参考資料	写真その他(設計説明書・設計計算書等の補足説明資料等)															
設計項目	成果品	縮尺	摘要																																																																																		
地すべり防止工	設計説明書		A4版																																																																																		
	位置図(原則として国土地理院発行の地形図とする)	1/50,000 1/25000																																																																																			
	平面図(工種配置図を兼ねる。)	1/1000 必要に応じて1/200～1/2000	等高線の間隔は、2～10m																																																																																		
	縦断面図	水平、垂直1/1000 但し、法切り土量算定のための縦断面図の縮尺は、横断面図に同じ。																																																																																			
	横断面図	1/100 必要に応じて1/10～1/200																																																																																			
	構造図	1/100 又は1/200																																																																																			
	詳細図	1/10～1/50																																																																																			
	標準図	適宜																																																																																			
	定規図	適宜																																																																																			
	模式図等	適宜																																																																																			
	掘削(床掘)図	1/100 又は1/200																																																																																			
	その他の図面	適宜																																																																																			
	数量計算書又は計算図	適宜	CD等による納品																																																																																		
	設計計算書																																																																																				
	その他参考資料	写真その他(設計説明書・設計計算書等の補足説明資料等)																																																																																			
							(削除)								表2-9 主要項目の数値基準等 (略)																																																																						
							(削除)								表2-10 設計図の作成等 (略)																																																																						
							(削除)								表2-11 線の区分と各種記号 (略)																																																																						
							(削除)								表2-12 工種分類法 (略)																																																																						

業務委託共通仕様書新旧対照表(第3編 設計)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月						
編	章	節	条	項	項以下	新条文	編	章	節	条	項	項以下	現行条文
	4					治山計画作成等業務	2	2					治山計画作成等業務
		1				山地治山等調査			1				調査項目
			3401			山地治山等調査				2201			山地治山等調査
				1		(略)					1		(略)
				2		(1)から(5)及び(7)に示す事業の具体的な調査項目は、表3-4-1に示す内容を標準とし、事業の目的及び対象地区の現況等に応じて適宜増減することができるものとするが、調査項目の選択は設計図書又は監督職員の指示によるものとする。					2		(1)から(5)及び(7)に示す事業の具体的な調査項目は、表2-1に示す内容を標準とし、事業の目的及び対象地区の現況等に応じて適宜増減することができるものとするが、調査項目の選択は設計図書又は監督職員の指示によるものとする。
				3		(6)示す事業の具体的な調査項目は、第7章林道全体計画調査に準じて調査を行うものとする。 表3-4-1 事業別調査項目選定表 (略)					3		(6)の示す事業の具体的な調査項目は、第3編林道編第7章林道全体計画調査に準じて調査を行うものとする。 表2-1 事業別調査項目選定表 (略)
						(削除)			2				調査区分
			3402			予備調査 (略)				2202			予備調査 (略)
			3403			現地調査 (略)				2203			現地調査 (略)
			3404			地形・地質・土壌等調査 地形・地質・土壌等調査は、事業対象地の地形、土質、地質及び土壌の特性について次の各号により調査を行うものとする。また、監督職員の指示により、第1編第2章地質調査業務、第7章地形・地表地質踏査に示す調査を行い、資料を補完する。				2204			地形・地質・土壌等調査 地形・地質・土壌等調査は、調査対象地の地形、土質、地質及び土壌の特性について、次の調査を行うものとする。
				1		地形調査 (略)					1		地形調査 (略)
				2		土質・地質調査 (略)					2		土質・地質調査 (略)
				3		土壌調査 (略)					3		土壌調査 (略)
			3405			林況・植生調査 林況、植生調査は、事業対象地及びその周辺の林分の種類、林齢、樹高、胸高直径、樹冠、疎密度等のほか、下層植生の種類、成育状況等を調査し、林相図、植生図等を作成するものとする。必要な場合は、設計図書又は監督職員の指示に基づき、第3441条 森林調査による植被率・被度・優先度・群度の把握、樹幹解析や成長錐等を用いた追加調査を行って資料を補完する。				2205			林況・植生調査 林況、植生調査は、事業対象地及びその周辺の林分の種類、林齢、樹高、胸高直径、樹冠、疎密度等のほか、下層植生の種類、成育状況等を調査し、林相図、植生図等を作成するものとする。必要な場合は、設計図書又は監督職員の指示に基づき、第2113条 森林調査による植被率・被度・優先度・群度の把握、樹幹解析や成長錐等を用いた追加調査を行って資料を補完する。
			3406			気象調査 (略)				2206			気象調査 (略)
			3407			水文調査 (1)～(3) (略)				2207			水文調査 (1)～(3) (略)
				(4)		必要に応じて、設計図書又は監督職員の指示に基づき、第3444条 流量調査を実施する。					(4)		必要に応じて、設計図書又は監督職員の指示に基づき、第2115条 流量調査を実施する。
			3408			荒廃現況調査 (略)				2208			荒廃現況調査 (略)
				(1)		侵食量調査 (略)					(1)		侵食量調査 (略)
				(2)		崩壊地調査 ア、イ (略)					(2)		崩壊地調査 ア、イ (略)
						ウ 動態調査 (7) 山腹斜面の土層が現に活動しているか又は活動するおそれがある場合に、設計図書又は監督職員の指示により、地表移動標及びひずみ計等の設置観測を行い、地表又は土層中の変位量を把握する。							ウ 動態調査 ① 山腹斜面の土層が現に活動しているか又は活動するおそれがある場合に、設計図書又は監督職員の指示により、地表移動標及びひずみ計等の設置観測を行い、地表又は土層中の変位量を把握する。
						(イ) 調査は、第1編第6章地すべり調査に準じて行う。							② 調査は、第2編第2章第2節「地表移動量調査」及び第6節「地中変動量調査」により行う。
						エ～キ (略)							エ～キ (略)
				(3)		荒廃溪流調査 (略)					(3)		荒廃溪流調査 (略)
				(4)		落石荒廃地調査 (略)					(4)		落石荒廃地調査 (略)
			3409			荒廃危険地調査 (略)				2209			荒廃危険地調査 (略)
			3410			荒廃森林調査 (略)				2210			荒廃森林調査 (略)
			3411			風害調査 (略)				2211			風害調査 (略)
			3412			なだれ調査 (略)				2212			なだれ調査 (略)
			3413			火山特性調査 (略)				2213			火山特性調査 (略)
			3414			環境調査 (略)				2214			環境調査 (略)
			3415			社会的特性調査 (略)				2215			社会的特性調査 (略)
			3416			総合検討及び基本方針の策定 (略)				2216			総合検討及び基本方針の策定 (略)



業務委託共通仕様書新旧対照表(第3編 設計)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月							
編	章	節	条	項	項以下	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項(見出し)	現行条文
			2			全体計画の作成							第2 全体計画の作成	
			3417			基本事項の策定 (略)				2217			基本事項の策定 (略)	
			3418			施設等整備計画 (略)				2218			施設等整備計画 (略)	
			3419			森林整備計画 (略)				2219			森林整備計画 (略)	
			3420			管理道等整備計画 (略)				2220			管理道等整備計画 (略)	
			3421			災害予知施設等の (略)				2221			災害予知施設等の (略)	
			3422			事業量の算定 (略)				2222			事業量の算定 (略)	
			3423			全体計画図の作成 (略)				2223			全体計画図の作成 (略)	
			3424			照査 受注者は、第3108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。				2224			照査 受注者は、第1109条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。	
				(1)		基本事項の照査 (略)							(1) 基本事項の照査 (略)	
				(2)		施設整備計画等の照査 (略)							(2) 施設整備計画等の照査 (略)	
				(3)		成果品の照査 (略)							(3) 成果品の照査 (略)	
			3425			報告書の作成 (略)				2225			報告書の作成 (略)	
				1		(略)					1		(略)	
				2		山地治山等調査の取りまとめは、表3-4-2により行うものとする。 表3-4-2 山地治山等調査の取りまとめ内容 (略)					2		山地治山等調査の取りまとめは、表2-2により行うものとする。 表2-2 全体計画調査の取りまとめ事項及び内容 (略)	
				3		(略)					3		(略)	
			3			治山流域別調査							第4 治山流域別調査	
			3426			治山流域別調査 (略)				2249			治山流域別調査 (略)	
			3427			荒廃地調査 (略)				2250			荒廃地調査 (略)	
			3428			荒廃危険地調査 (略)				2251			荒廃危険地調査 (略)	
			3429			荒廃森林調査 (略)				2252			荒廃森林調査 (略)	
			3430			地すべり調査 (略)				2253			地すべり防止調査 (略)	
			3431			自然環境調査 (略)				2254			自然環境調査 (略)	
			3432			既往治山施設調査 (略)				2255			既往治山施設調査 (略)	
			3433			調査結果取りまとめ (略)				2256			調査結果取りまとめ (略)	
			3434			照査 受注者は、第3108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。				2257			照査 受注者は、第1109条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。	
						(1)～(3) (略)							(1)～(3) (略)	
			3435			報告書の作成 (略)				2258			報告書の作成 (略)	
						(削除)	2	1	3				土壌調査	
			3436			土壌断面調査 (略)				2108			土壌断面調査 (略)	
			3437			土壌孔隙調査 (略)				2109			土壌孔隙調査 (略)	
			3438			浸透能試験 土壌の浸透能試験は、地表面にある水が土壌に一定時間で吸収される割合を検討するための基礎資料を得ることを目的に行うもので、次の各号に掲げる方法があり、測定方法及び測定機器の設置位置等は、現地の状況に応じて選択するものとする。				2110			浸透能試験 浸透能試験の測定方法は、地表面にある水が土壌に一定時間で吸収される割合を検討するための基礎資料を得ることを目的に行うもので、次の各号に掲げる方法があり、測定方法及び測定機器の設置位置等は、調査の目的に応じて選択するものとする。	
						(1)～(3) (略)							(1)～(3) (略)	
						(削除)	2	1	5				森林調査	
			3439			森林調査 (略)				2112			森林調査 (略)	
				(1)		コドラート法 コドラート法は、出現植物の種類やその生育状況、現存植生の配置等を面的に把握するもので、 <b>標本区は草地や林分を代表する標準的な位置とするが</b> 、標本区数は特記仕様書による。							(1) コドラート法 コドラート法は、出現植物の種類や状況及び現存樹木の配置状況等を把握するもので、 <b>面的な標本区を設定して種、樹高、草丈等を調査するが</b> 、標本区数は特記仕様書による。	
				(2)		ライントランセクト法 (略)							(2) ライントランセクト法 (略)	
				(3)		ベルトランセクト法 (略)							(3) ベルトランセクト法 (略)	
				(4)		立木調査 (略)							(4) 立木調査 (略)	
			3440			相対照度の測定 (略)				2113			相対照度測定 (略)	
						(削除)	2	1	4				気象調査	

業務委託共通仕様書新旧対照表(第3編 設計)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月								
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	現行条文
			3441			現地における気象調査	現地における気象調査は、現地に観測機器を設置して次の各号の調査を行うもので、観測施設の設置位置等は設計図書又は監督職員の指示によるものとする。				2111			現地における気象調査	現地における気象調査は、現地に観測機器を設置して次の調査を行うもので、施設の設置位置等は監督職員の指示によるものとする。
				(1)		降水量調査	(略)							(1) 降水量調査	(略)
				(2)		降雪量調査	(略)							(2) 降雪量調査	(略)
				(3)		気温調査	(略)							(3) 気温調査	(略)
				(4)		風向・風速調査	(略)							(4) 風向・風速調査	(略)
				(5)		積雪深調査、融雪量調査	(略)							(5) 積雪深調査	(略)
				(6)		日射量・照度時間調査	(略)							(6) 日射量・照度時間調査	(略)
							(削除)	2	1	6				流量調査	
			3442			流量調査	(略)				2114			流量調査	(略)
				(1)		堰測法	(略)							(1) 堰測法	(略)
				(2)		流速法	(略)							(2) 流速法	(略)
				(3)		洪水痕跡法	洪水痕跡法は、洪水後の浸水痕跡、植被のはがれ等両岸の洪水痕跡から洪水位を測定して流積を求め、上下流の洪水痕跡の高低差から洪水流の水面勾配を想定して平均流速公式により流速を推算し、対象とした洪水の最大洪水流量を求めるものとする。							(3) 洪水位こん跡法	洪水位こん跡法は、洪水後の浸水及び植被のはがれ等のこん跡から水位、流積を求め、流速を推定して流量の計算を行うものとする。
							(削除)	2	1	7				滞水・湧水調査	
			3443			滞水・湧水調査	(略)				2115			滞水・湧水調査	(略)
							(削除)	2	1	8				自然環境影響調査	
			3444	1		自然環境影響調査	自然環境に関する現地調査は、既存の資料による調査を補完するもので、植物調査、動物調査、水質環境調査とするが、調査の種類、調査項目、調査方法は設計図書又は監督職員の指示によるものとする。				2116	1		自然環境影響調査	自然環境影響調査は、植物調査、動物調査、水質環境調査とするが、調査の種類、調査項目、調査方法は設計図書又は監督職員の指示によるものとする。
				2			(略)					2			(略)
				3			(略)					3			(略)
				(1)		ほ乳類	痕跡法、捕獲法							(1) ほ乳類	痕跡法、捕獲法
				(2)		鳥類	ラインセンサス法、定点法							(2) 鳥類	ラインセンサス法、定点法
				(3)		両生類・は虫類	直接観察法							(3) 昆虫類	任意採集法、ベイトトラップ法、ライトトラップ法
				(4)		魚類・貝類	採集法							(4) 魚類・貝類	採集法
				(5)		昆虫類	任意採集法、わな(トラップ)による採取法							(5) 両生類・は虫類	直接観察法
				4			(略)					4			(略)
				5			(略)					5			(略)
				6			(略)					6			(略)
5						治山施設点検業務	(削除)					5		治山施設点検	
							(削除)				1			治山施設点検	
			3501			事前調査	(略)				2501			事前調査	(略)
			3502			治山施設の位置の確認(外業)	(略)				2502			治山施設の位置の確認(外業)	(略)
							(削除)				2			治山施設の点検方法	
			3503			施設の点検方法	(略)				2503			施設の点検方法	(略)
							(略)				3			成果品	
			3504			報告書の作成	(略)				2504			報告書の作成	(略)

業務委託共通仕様書新旧対照表(第3編 設計)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月								
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	現行条文
	6					林道設計		3	5					設計	
		1				林道設計				2				林道設計	
			3601			林道の路線線形計画	(略)				3504			林道の路線線形計画	(略)
				1		森林の有する多面的機能の保持	(略)						(1)	森林の有する多面的機能の保持	(略)
					(1)		切土、盛土などの土量が少ないこと								ア 切土、盛土などの土量が少ないこと
					(2)		切土、盛土間の土量が均衡すること								イ 切土、盛土間の土量が均衡すること
					(3)		適切な残土処理が可能なこと								ウ 適切な残土処理が可能なこと
					(4)		法面、斜面が安定すること								エ のり面、斜面が安定すること
					(5)		土取りを必要としないこと								オ 土取りを必要としないこと
					(6)		同一斜面でヘアピン線形の隣接した重複を避けること								カ 同一斜面でヘアピン線形の隣接した重複を避けること
					(7)		法令に基づく制限地等を通過する場合は、各種制限の主旨を損なわないこと								キ 法令に基づく制限地等を通過する場合は、各種制限の主旨を損なわないこと
				2		適切な規格・構造の適用	(略)						(2)	適切な規格・構造の適用	(略)
					(1)		分岐する林道又は作業道の取付けが容易なこと								ア 分岐する林道又は作業道の取付けが容易なこと
					(2)		トンネル、橋梁等の主要構造物の設置は、必要最小限にとどめること								イ トンネル、橋梁等の主要構造物の設置は、必要最小限にとどめること
					(3)		各線形は、当該地域の地形、地質、地物等に適合すること								ウ 各線形は、当該地域の地形、地質、地物等に適合すること
					(4)		各線形間においては、それぞれが調和すること								エ 各線形間においては、それぞれが調和すること
					(5)		鉄道、国道等との交差はできるだけ避けること								オ 鉄道、国道等との交差はできるだけ避けること
				3		自然条件との適合	(略)						(3)	自然条件との適合	(略)
					(1)		地すべり地形地及び跡地								ア 地すべり地形地及び跡地
					(2)		落石危険地及び崩壊地								イ 落石危険地及び崩壊地
					(3)		崖錐、扇状地、断層、破碎帯及び段丘								ウ 崖錐、扇状地、断層、破碎帯及び段丘
					(4)		なだれ発生地								エ なだれ発生地
					(5)		流水に近接する箇所								オ 流水に近接する箇所
					(6)		軟弱地盤及び湧水地帯								カ 軟弱地盤及び湧水地帯
					(7)		自然環境保全上、特に留意する箇所								キ 自然環境保全上、特に留意する箇所
			3602			林道予備設計									
				1		業務目的	林道予備設計は、平面線形、縦横断線形の比較案を策定し、施工性、経済性、維持管理、走行性、安全性及び環境等の総合的な検討を行い、主要構造物の位置、概略形式、基本寸法を計画し、技術的、経済的判定によりルートを中心線を決定することを目的とする。								
				2		業務内容									
					(1)	現地調査	現地調査は、1/5,000地形図により、関係機関、地元等の意見構想を開き取り、概定ルートを図上検討する。 調査においては、計画する路線付近の地形が1/5,000地形図と大幅な相違がないか、地すべり、崩壊箇所等の痕跡、兆候の有無等を注意して踏査するとともに、計画路線付近に支障となる諸施設の有無及び規模について調査する。								
					(2)	線形計画・設計	受注者は、線形計画に際し、路線の平面線形、縦断線形は、主要構造物(トンネル、橋梁、函渠、擁壁、構造物等)の位置、概略形式、基本寸法等を考慮して計画するものとする。								
					(3)	設計図									
					ア	平面図	平面図は、1/5,000地形図上100m毎の測点について、路線の平面線形(半径)、縦断線形要素(縦断勾配、標高、勾配、縦断曲線半径)、構造物(橋梁、トンネル、函渠、管渠、擁壁、法面工等)の位置、形式、基本寸法等及び連絡等施設を記入するものとする。								

業務委託共通仕様書新旧対照表(第3編 設計)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月						
編	章	節	条	項	項以下	新条文	編	章	節	条	項	項以下	現行条文
						イ 縦断図 縦断図は、1/5,000地形図上100m毎の測点及び主要点について、計画高を記入するものとする。 また、各種構造物(橋梁、トンネル、函渠、管渠等)の位置(測点)、形式、基本寸法も表示するものとする。							
						ウ 横断図 横断図は、1/5,000地形図上100m毎の測点について作成する。擁壁、法面、構造物等については、現地踏査ならびに過去の実施例等を参考に計画するものとする。 また、盛土・切土の法勾配については、標準的な勾配を採用するものとする。							
						エ 土積図 概略土積図を作成し、土量配分の概算計画を作成する。							
						オ 舗装計画・設計図及び附帯構造物設計図作成 近傍の事例の資料により舗装及び附帯構造物の計画を行い、図面を作成する。							
						カ 施工計画 工事全体を概略的に把握できる工程計画を行う。							
						キ 関係機関との協議資料作成 受注者は、設計図書に基づき、関係機関との協議用資料・説明用資料を作成するものとする。							
					(4)	概算工事費 受注者は、比較案それぞれに対し、第3211条 設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。なお、概算用地補償費の算定もあわせて行うものとする。							
					(5)	照査 受注者は、第3108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。 ア 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、設計の基礎となる情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、森林の状況などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 イ 設計条件及び現地条件など、基本条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、森林の状況などが設計に反映されているかの確認を行う。 ウ 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 エ 設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。							
					(6)	報告書作成 受注者は、業務の成果として、第3211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。 なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。 ア 計画の経緯 イ 比較路線の選定経緯と最適路線の計画概要及び今後の課題 ウ 計画地域の森林状況及び将来計画のまとめ エ 当該計画地域の社会的、自然的、文化的要因の説明 オ その他留意事項							
			3603			林道実施設計							
				1		業務目的 林道実施設計は、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。 なお、林道予備設計で確定すべき条件が確定されていない場合、或いは変更の必要がある場合は、設計図書に基づき設計を行うものとする。							
				2		業務内容							
				(1)		現地調査 受注者は、設計に必要な現地状況を把握するために現地踏査を行う。現地踏査では、林道予備設計で計画されている構造物等の位置、切土及び盛土等について確認するとともに、当該設計箇所における地形、地質、地物、植生、森林の状況等についても確認を行うものとする。							
				(2)		平面設計 受注者は、平面設計について、実測平面図を用い林道予備設計により決定された線形の再確認及び必要に応じた細部検討を行うものとする。							



業務委託共通仕様書新旧対照表(第3編 設計)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月						
編	章	節	条	項	項以下	新条文	編	章	節	条	項	項以下	現行条文
					(3)	縦横断設計 受注者は、縦断設計について、実測縦断図を用い、橋梁、トンネル等の主要構造物の位置、型式、基本寸法を考慮のうえ縦断線形を決定し、20m毎の測点及び主要点を標準とする測点について計画高計算を行うものとする。 また、横断設計は、実測横断図を用い、土層線を想定し、法面勾配と構造を決定し、横断の詳細構造を設計するものとする。							
					(4)	構造物設計計画							
					ア	小構造物設計 受注者は、原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等※から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁(高さ5m以下)、管渠、側溝、法面保護工、水路(幅2m以下または延長100m以下)、集水桝、防護柵工等を設計するものとする。なお、必要に応じ展開図を作成するものとする。 ※ 標準設計図集等は、特記仕様書に定めるものとする。							
					イ	一般構造物設計 受注者は、一般構造物(擁壁(小構造物を除く)、函渠、特殊法面保護工(場所打ち法枠、アンカー付場所打ち法枠、吹付法枠工、アンカー付吹付法枠工、コンクリート吹付、張ブロック等)、落石防止工等をいう。)及び管渠(応力計算が必要なもの)等については、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計するものとする。なお、一般構造物は、設計図書に基づき第3607条一般構造物実施設計に準ずるものとする。							
					ウ	仮設構造物設計 受注者は、構造計算、断面計算または流量計算等を必要とする仮設構造物について、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計し、施工計画書、図面及び数量計算書を作成するものとする。							
					(5)	舗装工設計 受注者は、設計図書に示される条件をもとに、舗装の設計をするものとする。							
					(6)	設計図							
					ア	平面図 実測平面図を用い、設計した縦断設計及び横断設計の成果及び主要構造物等、計画した全ての構造物を記入するものとする。							
					イ	縦断図 実測縦断図を用い、計画した縦断線形に基づき20m 毎の測点、主要点及び地形の変化点等の計画高計算を行い作成する。縦断図には主要構造物及び横断構造物を記入するものとする。							
					ウ	標準横断図 切土、盛土等の断面について代表的な形状箇所を選定し作成する。標準横断図には、幅員、舗装構成、法面保護工、構造物等の必要事項を記入するものとする。							
					エ	横断図 実測横断図を用い、横断設計に基づいて設計する。横断図には、土層別の土量および法長等、必要な事項を記入する。							
					オ	土積図 上段に縦断図を作成し、下段に土積曲線を記入するものとする。							
					カ	詳細図(構造物展開図) 特記仕様書に定める標準設計図集以外の構造物を使用する場合は、構造寸法及び数量表を記入した詳細図を作成するものとする。							
					(7)	数量計算 受注者は、第3211条設計業務の成果第1項の(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。							
					(8)	概算工事費 受注者は、比較案それぞれに対し、第3211条設計業務の成果第1項の(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。なお、概算用地補償費の算定もあわせて行うものとする。							
					(9)	施工計画 工事施工の使用機械の種類、工程計画等の計画を行うものとする。							
					(10)	特記仕様書作成 工事の施工に必要な特記仕様書を作成するものとする。							
					(11)	照査 受注者は、第3108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。							
						ア 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、設計の基礎となる情報を収集、把握しているかの確認を行う。特に地形、地質条件、森林の状況などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。							

業務委託共通仕様書新旧対照表(第3編 設計)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月								
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	現行条文
							イ 設計条件及び現地条件など、基本条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、森林の状況などが設計に反映されているかの確認を行う。								
							ウ 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。								
							エ 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。								
					(12)	報告書作成	受注者は、業務の成果として、第3211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめた記載した設計概要書を作成するものとする。								
							ア 計画の概要								
							イ 各種検討の経緯とその結果								
							ウ 設計計算書(排水計算、設計計算等)								
							エ その他必要事項								
			3604			一車線林道実施設計									
				1		業務目的	一車線林道実施設計は、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。								
				2		業務内容									
				(1)		踏査	(略)	3	5	2	3505		現地調査	(略)	
						ア 現地確認	現地調査による現地確認は、路線周辺の地域について、できるだけ広い範囲にわたって行うものとし、地形、地質などの自然条件及び林況、保全施設などの施設計画等を確認する。						(1)	現地確認	現地調査による現地確認は、予備調査を行った路線周辺の地域について、できるだけ広い範囲にわたって行うものとし、地形、地質などの自然条件及び林況、保全施設などの施設計画等を確認する。
						イ 通過地点の設定	(略)						(2)	通過地点の設定	(略)
						ウ 比較線の選定	(略)						(3)	比較線の選定	(略)
				(2)		線形決定	線形決定は、線形計画及び現地調査の結果に基づき、路線の規模、規格構造について十分に検討し、中心線を決定し、I.Pの決定及び曲線の設定を行うものとする。				3506		線形決定	線形決定は、線形計画及び現地調査の結果に基づき、路線の規模、規格構造について十分に検討し、中心線を決定し、I.Pの決定及びカーブの設定を行うものとする。	
							(削除)				3507		協議等	受注者は、土質の判定、中心線及び施工基面高の決定等に際して、監督職員と協議を行うものとする。	
				(3)		平面・縦断設計	平面設計は、現地調査の結果及び設計条件に基づき、線形の再確認及び必要に応じた細部検討を行うものとする。 縦断設計は、実測縦断図を用い橋梁、トンネル等の主要構造物の位置、形式、基本寸法を考慮のうえ、縦断線形を決定し、20mごとの測点及び主要点を標準とする測点について計画高計算を行い、土工計画及び構造物計画等を決定するものとする。				3508		平面・縦断設計	平面設計は、現地調査の結果及び設計条件に基づき、線形の再確認及び必要に応じた細部検討を行うものとする。また、縦断設計は実測縦断図を用い橋梁、トンネル等の主要構造物の位置、形式、基本寸法を考慮のうえ、縦断線形を決定し、20mごとの測点及び主要点を標準とする測点について計画高計算を行い、土工計画及び構造物計画等を決定するものとする。	
				(4)		横断設計	(略)				3509		横断設計	(略)	
				(5)		構造物設計計画									
						ア 小構造物設計	受注者は、原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等※から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁(高さ5m以下)、管渠、側溝、法面保護工、水路(幅2m以下または延長100m以下)、集水樹、防護柵工等を設計するものとする。なお、必要に応じ展開図を作成するものとする。 ※標準設計図集等は、特記仕様書に定めるものとする。								
						イ 仮設構造物設計	受注者は、構造計算、断面計算または流量計算等を必要とする仮設構造物について、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計し、施工計画書、図面及び数量計算書を作成するものとする。								
				(6)		設計図									
						ア 平面図	実測平面図を用い、設計した縦断設計及び横断設計の成果及び主要構造物等、計画した全ての構造物を記入するものとする。								
						イ 縦断図	実測縦断図を用い、計画した縦断線形に基づき20m毎の測点、主要点及び地形の変化点等の計画高計算を行い作成する。縦断図には主要構造物及び横断構造物を記入するものとする。								

業務委託共通仕様書新旧対照表(第3編 設計)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月						
編	章	節	条	項	項以下	新条文	編	章	節	条	項	項以下	現行条文
						ウ 標準横断面図 切土、盛土等の断面について代表的な形状箇所を選定し作成する。標準横断面図には、幅員、舗装構成、法面保護工、構造物等の必要事項を記入するものとする。							
						エ 横断面図 実測横断面図を用い、横断面設計に基づいて設計する。横断面図には、土層別の土量および法長等、必要な事項を記入する。							
						オ 土積図 上段に縦断面図を作成し、下段に土積曲線を記入するものとする。							
						カ 詳細図(構造物展開図) 特記仕様書に定める標準設計図集以外の構造物を使用する場合は、構造寸法及び数量表を記入した詳細図を作成するものとする。							
					(7)	数量計算 受注者は、第3211条設計業務の成果第1項の(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。							
					(8)	施工計画 工事施工の使用機械の種類、工程計画等の計画を行うものとする。							
					(9)	特記仕様書作成 工事の施工に必要な特記仕様書を作成するものとする。							
					(10)	照査 受注者は、第3108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。							
						ア 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、設計の基礎となる情報を収集、把握しているかの確認を行う。特に地形、地質条件、森林の状況などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。							
						イ 設計条件及び現地条件など、基本条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、森林の状況などが設計に反映されているかの確認を行う。							
						ウ 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。							
						エ 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。							
					(11)	報告書作成 受注者は、業務の成果として、第3211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。 なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。							
						ア 計画の概要							
						イ 各種検討の経緯とその結果							
						ウ 設計計算書(排水計算、設計計算等)							
						エ その他必要事項							
		2				一般構造物設計							
			3605			一般構造物設計の区分 一般構造物設計は以下の区分により行うものとする。							
					(1)	一般構造物予備設計							
					(2)	一般構造物実施設計							
					(3)	落石防護柵実施設計							
					(4)	一般構造物基礎工実施設計							
			3606			一般構造物予備設計							
				1		業務目的 林道設計に伴い新たに一般構造物を新設する場合、地形・地質・立地条件等の基本条件と整合を図り、構造、施工性、維持管理及び経済性の観点から、以下に示す構造物毎に構造形式の比較検討を行い、最適形式と基本構造諸元を決定することを目的とする。 また、受注者は(1)擁壁・補強土工及び(2)法面工に関して、スベリ安定解析が必要となる場合にはその旨を監督職員に報告すると共に、指示を受けるものとする。							
					(1)	擁壁・補強土工							
					(2)	法面工(場所打ち法枠、アンカー付場所打ち法枠、吹付法枠工、アンカー付吹付法枠工、コンクリート吹付、張ブロック)							
				2		業務内容							

業務委託共通仕様書新旧対照表(第3編 設計)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月						
編	章	節	条	項	項以下	新条文	編	章	節	条	項	項以下	現行条文
					(1)	設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第3111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。							
					(2)	現地踏査 受注者は、林道設計業務と分離して本条の業務を実施する場合には、設計図書の指示により、その設計範囲の地形や立地条件を目視により確認し、周辺状況を把握するものとする。 なお、現地調査(測量、地質調査等)を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について監督職員に報告し、指示を受けるものとする。							
					(3)	設計条件の確認 受注者は、設計図書に示された林道の構造、荷重条件等設計施工上の基本条件について確認を行うと共に、関係機関との協議の既往資料及び貸与資料を当該設計用に整理し、その内容に疑義ある場合及び不足資料がある場合は、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。							
					(4)	比較形式選定 受注者は、比較形式の選定に当たって、既存資料の中から現地状況、基本条件に対して適当と思われる形式を抽出し、技術的特徴、課題を整理し、評価を加えて監督職員と協議の上、比較案3案を選定するものとする。							
					(5)	概略設計計算 受注者は、比較形式各案の構造形状を想定し、主要点の概略応力(最大曲げモーメント、せん断力、軸力)や概略安定計算を行うものとする。							
					(6)	基礎工検討 受注者は本土工の比較案3案に対して、既成杭の中から適応すると思われる1案を選定し、概略安定・応力検討を行うものとする。受注者は、その他の基礎工の検討にあたっては、監督職員に提案し、指示を受けてこれを行うものとする。							
					(7)	概略設計図 受注者は、(1)から(6)までの検討結果に基づき、比較案3案について概算数量を算出するため概略設計図を作成する。概略設計図は構造全体概要図を作成するものであり以下の内容について記載するものとする。 ア 側面図 イ 平面図 ウ 断面図 エ 主要点高さ オ 設計条件(使用材料、許容応力度、荷重条件) カ 関係機関との協議資料作成 第3602条林道予備設計第2項の(3)キに準ずるものとする。 キ 概算工事費 受注者は(7)で作成した概略設計図に基づき比較案3案の概略数量を算定し、第3211条 設計業務の成果(5)に従い、概算工事費を算定するものとする。							
					(8)	比較一覧表の作成 受注者は、比較案3案に関する検討結果をまとめ、比較一覧表を作成するものとする。比較一覧表には概略設計図より断面図を記入し、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境について、得失及び問題点を記述し、各比較案の評価を行い最適構造形式を明示するものとする。							
					(9)	照査 受注者は、第3108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。 ア 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、森林の状況などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 イ 一般図を基に位置、現況構造物との取り合い及び地盤条件とその構造物の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。 ウ 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 エ 設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。							



業務委託共通仕様書新旧対照表(第3編 設計)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月						
編	章	節	条	項	項以下	新条文	編	章	節	条	項	項以下	現行条文
					(10)	報告書作成 受注者は、業務の成果として、第3211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。 なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。 ア 設計条件 イ 構造形式決定経緯と選定理由 ウ 主要断面の設計計算結果 エ 必要な調査、検討事項							
				3		貸与資料 発注者が貸与する資料は、特記仕様書による。							
			3607			一般構造物実施							
				1		業務目的 実施設計は、一般構造物予備設計で決定された構造形式について設計図書、既存の関連資料及び一般構造物予備設計で検討された設計条件に基づき、地形・地質・荷重条件・使用材料等と整合を図り、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。 対象とする構造物は以下のとおりであり、発注者は、設計対象工種を設計図書に指示する。 なお、雪崩予防施設については、受注者は設計図書に基づき与えられた荷重条件に従って業務を行うものとする。							
					(1)	擁壁・補強土工・・・逆T式擁壁、重力式擁壁、もたれ式擁壁、井桁擁壁、大型ブロック積擁壁、補強土擁壁							
					(2)	法面工・・・場所打ち法枠、アンカー付き場所打ち法枠、吹付法枠工、アンカー付吹付法枠工、コンクリート吹付、張ブロック等							
					(3)	雪崩予防施設							
				2		業務内容							
					(1)	設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第3111条 業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。							
					(2)	現地踏査 受注者は、林道設計業務と分離して本条の業務を実施する場合には、設計図書により、その設計範囲の地形や立地条件を目視により確認し、周辺状況を把握するものとする。							
					(3)	設計条件の確認 受注者は、設計条件の確認について、第3606条一般構造物予備設計第2項の(3)に準ずるものとする。							
					(4)	基礎工設計 受注者は、設計図書に基づき、基礎工設計を行うものとする。							
					(5)	仮設設計 受注者は、設計図書に基づき、仮設設計を行うものとする。仮設の土留工の実実施設計は、設計計画、設計計算、設計図、数量計算、照査、報告書作成の業務内容を行うものである。							
					(6)	設計計算 受注者は、一般構造物予備設計で決定された構造形式の主要構造寸法に基づき、設計図書において指示された設計条件に従い、安定計算及び断面応力度計算を実施する。また、次の工種は設計図書に記載がない限りスベリ安定計算を行うものとする。 なお、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。 ・逆T式擁壁、重力式擁壁、もたれ式擁壁、井桁擁壁、大型ブロック積擁壁、補強土擁壁 ・場所打ち法枠、アンカー付き場所打ち法枠、吹付法枠工、アンカー付吹付法枠工、コンクリート吹付、張ブロック等							
					(7)	設計図 受注者は、設計計算から定められた構造形状や応力状態から、本体工の構造一般図、配筋図、詳細図を作成するものとする。							
					(8)	数量計算 受注者は、第3211条設計業務の成果第1項の(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。							

業務委託共通仕様書新旧対照表(第3編 設計)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月							
編	章	節	条	項	項以下	新条文	編	章	節	条	項	項以下	現行条文	
					(9)	照査 受注者は、第3108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、次に示す事項を標準として照査を実施するものとする。 ア 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 イ 構造一般図を基に位置、現況構造物との取り合い及び地盤条件とその構造物の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。 ウ 設計方針及び手法が適切であるかの照査を行う。また、架設工法と施工方法の確認を行う。 エ 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。								
					(10)	報告書作成 受注者は、業務の成果として、第3211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。 なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。 ア 設計条件 イ 構造形式決定の経緯と選定理由 ウ 構造各部の検討内容と問題点 エ 主要断面、主要部分の寸法など設計計算の主要結果 オ 施工段階での注意事項、検討事項								
				3		貸与資料 発注者が貸与する資料は、特記仕様書による。								
			3608			落石防護柵実施設計								
				1		業務目的 落石防護柵実施設計は、既存の関連資料及び落石防護柵予備設計で検討された設計条件に基づき、地形・地質・荷重条件・使用材料等と整合を図り、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。								
				2		業務内容								
					(1)	設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第3112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。								
					(2)	現地踏査 受注者は、既存法面の検討資料、測量図等の資料を基にした測量内容と範囲、地質状況、周辺状況等を現地で目視等により確認するものとする。								
					(3)	設計条件の確認 受注者は、既存資料の内容で採用できる事項と詳細設計で決定する事項を整理し、必要な基本事項を検討、決定するものとする。								
					(4)	設計計算及び設計図								
						ア 詳細設計 受注者は、決定された設計条件により、落石防護柵について、規模、断面形状、基本寸法等、施工に必要な設計を行うものとする。								
						イ 付属施設の設計 受注者は、設計図書に基づき付属施設の設計を行うものとする。								
						ウ 設計計算 受注者は、落石防護柵について必要な安定計算、応力計算を行うものとする。								
					(5)	仮設設計 受注者は、落石防護柵の施工方法、施工順序等について、現道交通の切り廻し、道路幅員が狭い、施工スペースがないなどの現地条件を考慮し、施工計画書を作成するとともに、必要に応じて仮設設計を行うものとする。主には、施工条件、施工方法、施工上の問題点とその整理とする。								
					(6)	数量計算 受注者は、第3211条 設計業務の成果第1項の(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。								
					(7)	照査 受注者は、第3108条 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第3607条 一般構造物実施設計第2項の(9)に準ずるものとする。								
					(8)	報告書作成 受注者は、業務の成果として、第3211条 設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。								

業務委託共通仕様書新旧対照表(第3編 設計)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月						
編	章	節	条	項	項以下	新条文	編	章	節	条	項	項以下	現行条文
				3		貸与資料 発注者が貸与する資料は、特記仕様書による。							
			3609			一般構造物基礎工							
				1		業務目的 一般構造物基礎工実施設計は、既存の関連資料及び一般構造物基礎工予備設計で検討された設計条件に基づき、地形・地質・荷重条件・使用材料等と整合を図り、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。							
				2		業務内容							
				(1)		設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第3112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。							
				(2)		設計計算 受注者は、基本的に定まった条件のもとで、適切な断面形状を検討し、杭種、杭径、杭長等すべての諸元を決定するものとする。							
				(3)		設計図 受注者は、構造一般図、配筋図、詳細図を作成するものとする。							
				(4)		数量計算 受注者は、第3211条 設計業務の成果第1項の(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。							
				(5)		照査 受注者は、第3108条 照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。							
				(6)		報告書作成 受注者は、業務の成果として、第3211条 設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。 なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。 ア 設計条件 イ 杭種決定の経緯と選定理由 ウ 施工段階での注意事項、検討事項							
				3		貸与資料 発注者が貸与する資料は、特記仕様書による。							
			3			橋梁							
			3610			橋梁設計の区分 橋梁設計は、以下の区分により行うものとする。							
				(1)		橋梁予備設計							
				(2)		橋梁実施設計							
			3611			橋梁予備設計							
				1		業務目的 橋梁予備設計は、設計図書、既存の関連資料を基に、上部工、下部工及び基礎工について比較検討を行い、最適橋梁形式とその基本的な橋梁諸元を決定することを目的とする。							
				2		業務内容 橋梁予備設計の業務内容は下記のとおりとする。							
				(1)		設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第3112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。							
				(2)		現地踏査 受注者は、架橋地点の現地踏査を行い、設計図書に基づいた設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認するものとする。また、地形・地質等の自然状況、沿道・交差・用地条件等の周辺状況を把握し、合わせて工事用道路・施工ヤード等の施工性の判断に必要な基礎的な現地状況を把握するものとする。 なお、現地調査(測量・地質調査等)を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について監督職員に報告し、指示を受けるものとする。							
				(3)		設計条件の確認 受注者は、設計図書に示された林道の幾何構造、荷重条件等設計施工上の基本条件を確認し、当該設計用に整理するものとする。							
				(4)		橋梁形式比較案の選定 受注者は、橋長、支間割の検討を行い、架橋地点の橋梁としてふさわしい橋梁形式数案について、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境との整合など総合的な観点から技術的特徴、課題を整理し、評価を加えて、監督職員と協議のうえ、設計する比較案3案を選定するものとする。							

業務委託共通仕様書新旧対照表(第3編 設計)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月						
編	章	節	条	項	項以下	新条文	編	章	節	条	項	項以下	現行条文
					(5)	基本事項の検討 受注者は、設計を実施する橋梁形式比較案に対して、下記に示す事項を標準として技術的検討を加えるものとする。 ア 構造特性(安定性、耐震性、走行性) イ 施工性(施工の安全性、難易性、確実性、工事用道路及び作業ヤード) ウ 経済性 エ 維持管理(耐久性、管理の難易性) オ 環境との整合(修景、騒音、振動、近接施工)							
					(6)	設計計算 受注者は、上部工の設計計算については、主要点(主桁最大モーメント又は軸力の生じる箇所)の概算応力計算及び概略断面検討を行い、支間割、主桁配置、桁高、主構等の決定を行うものとする。 下部工及び基礎工については、躯体及び基礎工の形式規模を想定し、概算の応力計算及び安定計算を行うものとする。							
					(7)	設計図 受注者は、橋梁形式比較案のそれぞれに対し、一般図(平面図、側面図、上下部工・基礎工主要断面図)を作成し、鉄道、道路、河川との関連及び建築限界等を記入するほか土質柱状図を記入するものとする。 なお、構造物の基本寸法の表示は、橋長、支間、桁間隔、下部工及び基礎工の主要寸法のみとする。							
					(8)	景観検討 受注者は、特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には、橋梁形式の選定に必要な概略の景観検討を行うものとする。							
					(9)	関係機関との協議資料作成 第3602条 林道予備設計第2項の(3)キに準ずるものとする。							
					(10)	概算工事費 受注者は、橋梁形式比較案のそれぞれに対し、第3211条 設計業務の成果第1項の(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。							
					(11)	橋梁形式比較一覧表の作成 受注者は、橋梁形式比較案に関する検討結果をまとめ、橋梁形式比較一覧表を作成するものとする。 橋梁形式比較一覧表には一般図(側面図、上下部工及び基礎工断面図)を記入するほか、(5)で実施した技術的特徴、課題を列記し、各橋梁形式比較案の評価を行い、最適橋梁形式案を明示するものとする。							
					(12)	照査 受注者は、第3108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。 ア 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に、地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 イ 一般図を基に橋台位置、径間割り、支承条件及び地盤条件と橋梁形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。 ウ 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 エ 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。							
					(13)	報告書作成 受注者は、業務の成果として、第3211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。 なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。 ア 設計条件 イ 橋梁形式比較案毎に当該構造物の規模及び形式の選定理由 ウ 鉄道、道路、河川の交差条件 エ 主要部材の概略数量 オ 概算工事費 カ 主桁主要断面寸法、下部工躯体及び基礎寸法、くい本数等概略計算の主要結果 キ 橋梁形式比較一覧表							



業務委託共通仕様書新旧対照表(第3編 設計)

令和3(2021)年10月						令和3(2021)年3月							
編	章	節	条	項	項以下	新条文	編	章	節	条	項	項以下	現行条文
						ク 実施設計に向けての必要な調査、検討事項							
				3		貸与資料 発注者が貸与する資料は、特記仕様書による。							
			3612			橋梁実施設計							
				1		業務目的 橋梁実施設計は、橋梁予備設計で決定された橋梁形式について、設計図書、既存の関連資料及び橋梁予備設計で検討された設計条件に基づき、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。							
				2		業務内容 橋梁実施設計の業務内容は下記のとおりとする。							
				(1)		設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第3112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。							
				(2)		現地踏査 受注者は、現地踏査について、第3611条橋梁予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。							
				(3)		設計条件の確認 受注者は、設計条件の確認について、第3611条 橋梁予備設計第2項の(3)に準ずるものとする。							
				(4)		設計細部事項の検討 受注者は、使用材料、地盤定数、支承条件、構造細目、付属物の形式など詳細設計に当たり必要な設計の細部条件について技術的検討を加えたうえ、これを当該設計用に整理するとともに適用基準との整合を図り確認を行うものとする。							
				(5)		設計計算 受注者は、詳細設計計算に当たり、橋梁予備設計で決定された橋梁形式の主要構造寸法に基づき、現地への搬入条件及び架設条件を考慮し、次に示す事項について詳細設計を行うものとする。なお、鋼橋の設計を行う場合は、疲労の検討を行うものとする。							
						ア 上部工については、橋体、床版、支承、高欄、伸縮装置、橋面排水装置、落橋防止、その他付属物等							
						イ 下部工及び基礎工については、梁、柱、フーチング、躯体及び基礎本体等							
				(6)		設計図 受注者は、橋梁位置図、一般図、線形図、構造詳細図、構造一般図、支承、高欄、伸縮装置、排水装置等の詳細設計図を作成するものとする。							
				(7)		数量計算 受注者は、第3211条 設計業務の成果第1項の(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。							
				(8)		景観検討 受注者は、特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には、橋梁細部構造の決定に必要な景観検討を行うものとする。							
				(9)		動的照査 受注者は、設計図書に基づき、動的照査を行うものとする。							
				(10)		座標計算 受注者は、発注者から貸与された道路線形計算書、平面及び縦断線形図等に基づき、当該構造物の必要箇所(橋台、橋座、支承面、下部工、基礎工等)について、線形計算を行い、平面座標及び縦断計画高を求めるものとする。							
				(11)		架設計画 受注者は、上部工の架設計画について、現地の立地条件及び輸送・搬入条件等を基に、詳細な架設計画を行うものとする。							
				(12)		仮設構造物設計 受注者は、設計図書に基づき、上部工施工時及び下部工施工時の仮設構造物の設計を行うものとする。							
				(13)		仮橋設計 受注者は、設計図書に基づき、仮橋の設計を行うものとする。なお仮橋、仮栈橋の詳細設計は、設計計画、設計計算、設計図、数量計算、照査、報告書作成の業務内容を行うものである。							
				(14)		橋梁附属物等の設計 受注者は、設計図書に基づき、標識、照明、添架物、遮音壁等の橋梁附属物の設計を行うものとする。							

業務委託共通仕様書新旧対照表(第3編 設計)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月						
編	章	節	条	項	項以下	新条文	編	章	節	条	項	項以下	現行条文
					(15)	<p>施工計画</p> <p>受注者は、構造物の規模、道路・鉄道の交差条件、河川の渡河条件及び、計画工程表、施工順序、施工方法、資材・部材の搬入計画、仮設備計画等、工事費積算に当たって必要な計画を記載した施工計画書を作成するものとする。 なお、施工計画書には設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。</p>							
					(16)	<p>関係機関との協議資料作成</p> <p>第3602条 林道予備設計第2項の(3)キに準ずるものとする。</p>							
					(17)	<p>照査</p> <p>受注者は、第3108条 照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</p> <p>ア 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に、地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>イ 一般図を基に橋台位置、径間割り、支承条件及び地盤条件と橋梁形式の整合が適切に取れているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。</p> <p>ウ 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。 また、架設工法と施工法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。</p> <p>エ 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。 最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。 特に、上部工、下部工及び付属物それぞれの取り合いについて整合性の照査を行う。</p>							
					(18)	<p>報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第3211条 設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。 なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。</p> <p>ア 設計条件</p> <p>イ 橋梁予備設計報告書に基づく橋梁形式決定の経緯</p> <p>ウ 上部工の解析手法、構造各部の検討内容及び問題点、特に考慮した項目</p> <p>エ 鉄道、道路、河川の交差条件</p> <p>オ 上部工主要断面寸法、下部工躯体及び基礎寸法等設計計算の主要結果</p> <p>カ 主要材料、工事数量の総括</p> <p>キ 施工段階での注意事項・検討事項</p>							
				3		<p>貸与資料</p> <p>発注者が貸与する資料は、特記仕様書による。</p> <p>表3-6-1 林道設計成果品一覧表 (略) (注)1 特記仕様書に定めのある場合を除き標準的なものを示したものである。 2 設計図の大きさは、原則としてJIS P 0138(紙加工仕上寸法)によるものとする。 3 設計図につづる場合は、図面の左側を原則とする。 4 設計図に標題を設ける場合は右下隅を原則とし、「栃木県CAD製図基準運用ガイドライン(案)3-2表題欄」により記入する。 5 設計図に用いる図形の表示は、正投影法を原則とする。</p>							<p>表3-25 成果品一覧表 (略) (注) 1. 特記仕様書に定めのある場合を除き標準的なものを示したものである。 2. 設計図の大きさは、原則としてJIS P 0138(紙加工仕上寸法) A2版とするものとする。ただし、監督職員と協議によりA3版とすることができる。 3. 設計図につづる場合は、図面の左側を原則とする。 4. 設計図に表題を設ける場合は右下隅を原則とし、「栃木県CAD製図基準運用ガイドライン(案)3-2表題欄」による。 5. 設計図に用いる図形の表示は、正投影法を原則とする。</p>
						<p>表3-6-2 林道設計設計図 (略)</p>							<p>表3-26 設計図 (略)</p>
						<p>表3-6-3 林道設計数量計算 (略)</p>							<p>表3-27 数量計算 (略)</p>

業務委託共通仕様書新旧対照表(第3編 設計)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月								
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	現行条文
	7					林道全体計画調査		3	1	5				全体計画作成	
			3701			林道全体計画調査の区分	林道全体計画調査は、以下の区分により行うものとする。				3121			計画の立案	第3103条「社会的特性調査」から第3104条「生活環境調査」及び第3108条「自然環境等調査」の結果を踏まえて、次号により全体計画を立案するものとする。
				(1)		路線全体計画調査	路線全体計画調査は、林道が森林環境整備のための不可欠な施設であることを基本として、森林の多様な機能の持続的発揮、山村の生活環境整備及び地域産業振興のために必要な林道の適切な配置と、円滑な実施を目的とした全体計画を策定するものとする。						(1)	路線全体計画	基本計画路線について、路線選定、現地測設に基づいて補正を行い、全体計画路線の立案を行う。
				(2)		地区全体計画調査	地区全体計画調査は、それぞれの事業目的に沿った各種施設等の適切な規模・配置及び円滑な実施を目的とした全体計画を策定するものとする。 なお、地区全体計画に林道開設計画がある場合は、路線ごとに前号に示す路線全体計画を適用し策定された路線全体計画を基に、地区事業において実施する路線等について計画を行うものとする。						(2)	地区全体計画	施設整備及び森林整備等の事業区分ごとに計画を作成し、動線計画、事業の進め方に関する方針等を含めた全体計画の立案を行う。
			3702			林業、社会的特性等調査		3	1	2				林業、社会的特性等調査	
				1		調査準備等					3102			調査準備等	
				(1)			(略)					1			(略)
				(2)			(略)					2			(略)
				2		社会的特性調査	(略)				3103			社会的特性調査	(略)
				(1)		社会環境調査	(略)						(1)	社会環境調査	(略)
				(2)		地域路網調査	地域路網調査は、……調査するものとする。 ア 道路状況 計画路線の地域交通網の中での位置付け及び林内路網の一環としての機能を明らかにするため、道路現況図を作成する。縮尺は5万分の1又は2万5千分の1とし、利用区域内の林内路網は、5千分の1又は1万分の1の平面図に記載する。林内道路の定量的把握については、林内道路密度又は平均集材距離によるものとする。 イ 林道の利用形態 (略)						(2)	地域路網調査	地域路網調査は、……調査するものとする。 ア 道路状況 計画路線の地域交通網の中での位置付け及び林内路網の一環としての機能を明らかにするため、道路現況図を作成する。縮尺は5万分の1又は2万5千分の1とし、利用区域内の林内路網は、5千分の1又は1万分の1の平面図に記載する。 なお、報告書に綴じ込む場合の縮尺については監督職員と協議して決定すること。 また、林内道路の定量的把握については、林内道路密度又は平均集材距離によるものとする。 イ 林道の利用形態 (略)
				3		生活環境調査	(略)				3104			生活環境調査	(略)
				4		森林施業等調査	(略)				3105			森林施業等調査	(略)
			3703			基本計画の策定				3				基本計画の策定	
				1		路線開設又は地区事業実施の目的	路線開設又は地区事業実施の目的を、第3702条林業、社会的特性等調査第2項から第4項の調査データにより明らかにする。				3106			路線開設又は地区事業実施の目的	路線開設又は地区事業実施の目的を、第3103条「社会的特性調査」及び第3105条「森林施業等調査」の調査データにより明らかにする。
				2		基本計画の策定	(略)				3107			基本計画の策定	(略)
				(1)		路線全体計画	路線全体計画は、次の各項目及び表3-7-4「路線全体計画調査」により調査・取りまとめを行うものとする。						(1)	路線全体計画	路線全体計画は、次の各項目及び表3-4「路線全体計画調査」により調査・取りまとめを行うものとする。
						ア 基本計画路線の位置	基本計画路線は、第3702条第2項から第3703条第1項を踏まえ、縮尺5千分の1又は1万分の1の地形図に、起点、終点及び主要な通過点を図示し、等高線間隔によって縦断勾配を検討して基本計画路線を記入する。さらに、簡易測量法により空中写真に基本計画路線を移写する。							ア 基本計画路線の位置	基本計画路線は、第3103条「社会的特性調査」から第3106条「路線開設又は地区事業実施の目的」を踏まえ、縮尺5千分の1又は1万分の1の地形図に、起点、終点及び主要な通過点を図示し、等高線間隔によって縦断勾配を検討して基本計画路線を記入する。さらに、簡易測量法により空中写真に基本計画路線を移写する。
						イ 基本計画路線の規格、構造	第3702条林業、社会的特性等調査データ及び基本計画路線の位置・利用形態及び交通量の推計、地形図又は空中写真による地形判読等に基づき、基本計画路線の規格、構造を検討する。							イ 基本計画路線の規格、構造	第3103条「社会的特性調査」から第3105条「森林施業等調査」の調査データ、第3106条「路線開設又は地区事業実施の目的」及び路線の利用形態及び交通量の推計、地形図又は空中写真による地形判読等に基づき、基本計画路線の規格、構造を検討する。
						ウ 重要構造物等	(略)							ウ 重要構造物等	(略)
						エ 利用区域等	(略)							エ 利用区域等	(略)
				(2)		地区全体計画	地区全体計画は、次の各項目及び表3-7-5「地区全体計画調査」により、調査・取りまとめを行うものとする。						(2)	地区全体計画	地区全体計画は、次の各項目及び表3-5「地区全体計画調査」により、調査・取りまとめを行うものとする。

業務委託共通仕様書新旧対照表(第3編 設計)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月								
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	現行条文
						ア 地区事業の基本計画内容	地区事業の基本計画内容は、 <b>第3702条 第2項から第3703条 第1項</b> を踏まえ、縮尺5万分の1又は2万5千分の1の地形図に実施内容を記入する。							ア 地区事業の基本計画内容	地区事業の基本計画内容は、 <b>第3103条「社会的特性調査」から第3106条「路線開設又は地区事業実施の目的」</b> を踏まえ、縮尺5万分の1又は2万5千分の1の地形図に実施内容を記入する。
						イ 整備する施設等の規模、構造	<b>第3702条 第2項から第4項</b> の調査データ、 <b>第3703条 第1項</b> 及び整備予定の各施設の利用形態及び利用者の推計、基本計画路線等を勘案し、整備する施設等の規模、構造を検討する。							イ 整備する施設等の規模、構造	<b>第3103条「社会環境調査」から第3105条「森林資源等調査」</b> の調査データ、 <b>第3106条「路線開設又は地区事業実施の目的」</b> 及び整備予定の各施設の利用形態及び利用者の推計、基本計画路線等を勘案し、整備する施設等の規模、構造を検討する。
			3704			自然環境等調査				4				自然環境等調査	
				1		自然環境等調査					3108				
					(1)	目的	(略)					1		目的	(略)
					(2)	実施方法	(略)					2		実施方法	(略)
						ア 調査範囲	(略)						(1)	調査範囲	(略)
						イ 調査手法	(略)						(2)	調査手法	(略)
						ウ 調査時期	(略)						(3)	調査時期	(略)
				2		地形調査					3109			地形調査	
					(1)	調査範囲	<b>調査範囲は、1の(2)のア</b> に準ずるものとする。						(1)	調査範囲	<b>第3108条「自然環境等調査」第2項(1)</b> に準ずるものとする。
					(2)	調査方法	既往の地形分類図、文献、地形図、空中写真等と現地調査により地形の概況を調査するものとする。 局所地形区分及び等傾斜区分の基準は、表 <b>3-7-2</b> 並びに表 <b>3-7-3</b> による。ただし、各地方の実情に応じて基準の区分は変更しても差し支えない。地形区分の単位は1.0ヘクタールを標準とする。 表 <b>3-7-2</b> 局所地形区分基準 (略) 表 <b>3-7-3</b> 等傾斜区分基準 (略)						(2)	調査方法	既往の地形分類図、文献、地形図、空中写真等と現地調査により地形の概況を調査するものとする。 局所地形区分及び等傾斜区分の基準は、表 <b>3-2</b> 並びに表 <b>3-3</b> による。ただし、各地方の実情に応じて基準の区分は変更しても差し支えない。地形区分の単位は1.0ヘクタールを標準とする。 表 <b>3-2</b> 局所地形区分基準 (略) 表 <b>3-3</b> 等傾斜区分基準 (略)
					(3)	調査結果の取りまとめ	(略)						(3)	調査結果の取りまとめ	(略)
				3		地質調査	(略)				3110			地質調査	(略)
					(1)	調査範囲	<b>調査範囲は、1の(2)のア</b> に準ずるものとする。						(1)	調査範囲	<b>第3108条「自然環境等調査」第2項(1)</b> に準ずるものとする。
					(2)	調査方法	(略)						(2)	調査方法	(略)
				4		気象調査	(略)				3111			気象調査	(略)
				5		植物調査	(略)				3112			植物調査	(略)
					(1)	調査範囲	(略)						(1)	調査範囲	(略)
						ア 文献及び聞き取りによる調査	(削除)							ア 文献及び聞き取りによる調査	<b>第3108条「自然環境等調査」第2項(1)</b> に準ずるものとする。
						イ 現地調査	(略)							イ 現地調査	(略)
					(2)	調査方法	(略)						(2)	調査方法	(略)
					(3)	調査結果の取りまとめ	(略)						(3)	調査結果の取りまとめ	(略)
				6		動物調査	(略)				3113			動物調査	(略)
					(1)	調査範囲	(略)						(1)	調査範囲	(略)
						ア 文献及び聞き取りによる調査	(削除)							ア 文献及び聞き取りによる調査	<b>第3108条「自然環境等調査」第2項(1)</b> に準ずるものとする。
						イ 現地調査	(略)							イ 現地調査	(略)
					(2)	調査方法	(略)						(2)	調査方法	(略)
					(3)	調査結果の取りまとめ	(略)						(3)	調査結果の取りまとめ	(略)
				7		荒廃地調査	(略)				3114			荒廃地調査	(略)
					(1)	調査範囲	(略)						(1)	調査範囲	(略)
						ア 文献及び聞き取りによる調査	(削除)							ア 文献及び聞き取りによる調査	<b>第3108条「自然環境等調査」第2項(1)</b> に準ずるものとする。
						イ 現地調査	(略)							イ 現地調査	(略)
					(2)	調査方法	(略)						(2)	調査方法	(略)
					(3)	調査結果の取りまとめ	(略)						(3)	調査結果の取りまとめ	(略)
				8		土地利用調査	(略)				3115			土地利用調査	(略)



業務委託共通仕様書新旧対照表(第3編 設計)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月								
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	現行条文
					(1)	調査範囲	調査範囲は、7の(1)に準ずるものとし、調査範囲は、土地利用現況図に表記するものとする。						(1)	調査範囲	調査範囲は、第3114条(1)に準ずるものとし、調査範囲は、土地利用現況図に表記するものとする。
					(2)	調査方法	(略)						(2)	調査方法	(略)
					(3)	調査結果の取りまとめ	(略)						(3)	調査結果の取りまとめ	(略)
			9			水系利用調査	(略)				3116			水系利用調査	(略)
					(1)	調査範囲	(略)						(1)	調査範囲	(略)
						ア 文献及び聞き取りによる調査	(削除)							ア 文献及び聞き取りによる調査	第3108条「自然環境等調査」第2項(1)に準ずるものとする。
						イ 現地調査	(略)							イ 現地調査	(略)
					(2)	調査方法	(略)						(2)	調査方法	(略)
					(3)	調査結果の取りまとめ	(略)						(3)	調査結果の取りまとめ	(略)
			10			文化財調査	(略)				3117			文化財調査	(略)
					(1)	調査範囲	調査範囲は、9の(1)に準ずるものとし、調査範囲は土地利用現況図に標記するものとする。 なお、調査範囲の設定は監督職員の指示によるものとする。						(1)	調査範囲	調査範囲は、第3116条(1)に準ずるものとし、調査範囲は土地利用現況図に標記するものとする。なお、調査範囲の設定は監督職員の指示によるものとする。
					(2)	調査方法	(略)						(2)	調査方法	(略)
					(3)	調査結果の取りまとめ	(略)						(3)	調査結果の取りまとめ	(略)
			11			法令・規制等調査	(略)				3118			法令・規制等調査	(略)
					(1)	調査範囲	調査範囲は、1の(2)アに準ずるものとする。						(1)	調査範囲	調査範囲は、第3108条「自然環境等調査」第2項(1)に準ずるものとする。
					(2)	調査方法	(略)						(2)	調査方法	(略)
					(3)	調査結果の取りまとめ	(略)						(3)	調査結果の取りまとめ	(略)
			12			森林レクリエーション調査	(略)				3119			森林レクリエーション調査	(略)
					(1)	調査範囲	調査範囲は、1の(2)アに準ずるものとする。						(1)	調査範囲	調査範囲は、第3108条「自然環境等調査」第2項(1)に準ずるものとする。
					(2)	調査方法	(略)						(2)	調査方法	(略)
					(3)	調査結果の取りまとめ	(略)						(3)	調査結果の取りまとめ	(略)
			13			景観調査	(略)				3120			景観調査	(略)
			3705			全体計画作成					5			全体計画作成	
				1		計画の立案	第3702条第2項から第4項及び第3704条第1項の結果を踏まえて、次号により全体計画を立案するものとする。				3121			計画の立案	第3103条「社会的特性調査」から第3104条「生活環境調査」及び第3108条「自然環境等調査」の結果を踏まえて、次号により全体計画を立案するものとする。
					(1)	路線全体計画	(略)						(1)	路線全体計画	(略)
					(2)	地区全体計画	(略)						(2)	地区全体計画	(略)
			2			路線選定・比較路線の検討					3122			路線選定・比較路線の検討	
					(1)		路線選定は、基本計画路線と比較路線の設定により、第3702条第2項から第4項及び第3704条第1項の結果を踏まえて、開設目的を達成し、かつ山地保全、自然環境保全及び林道開設の低コスト化、維持管理経費の低減に寄与する路線を選定するものとする。					1			路線選定は、基本計画路線と比較路線の設定により、第3103条「社会的特性調査」から第3105条「森林資源等調査」及び第3108条「自然環境等調査」の結果を踏まえて、開設目的を達成し、かつ山地保全、自然環境保全及び林道開設の低コスト化、維持管理経費の低減に寄与する路線を選定するものとする。
					(2)		(略)					2			(略)
					(3)		(略)					3			(略)
						ア 図上測設	図上測設は、基本計画路線及び自然環境調査等の調査結果を基に、できるだけ大縮尺の地形図等を用いて、比較路線を含め3路線程度の位置を図上に設定し、主として平面線形及び縦断線形を検討する。						(1)	図上測設	図上測設は、基本計画路線及び比較路線を原則として3路線程度、できるだけ大縮尺の地形図等の図上において設定するものとする。
						ア 主な通過地等の位置の設定	(略)							ア 主な通過地等の位置の設定	(略)
						イ 図上測設に用いる地形図等	(略)							イ 図上測設に用いる地形図等	(略)
						ウ 図上測設が困難な場合	(略)							ウ 図上測設が困難な場合	(略)

業務委託共通仕様書新旧対照表(第3編 設計)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月								
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	現行条文
						イ 現地踏査	現地踏査は、図上測設された路線を基に、 <b>第3702条第2項から第4項及び第3704条第1項</b> の結果並びに図上測設において明らかになった検討事項等を現地で検証又は確認を行うとともに、通過地の位置の設定等を行うものとする。						(2)	現地踏査	現地踏査は、図上測設された路線を基に、 <b>第3103条「社会的特性調査」から第3105条「森林資源等調査」及び第3108条「自然環境等調査」</b> の結果並びに図上測設において明らかになった検討事項等を現地で検証又は確認を行うとともに、通過地の位置の設定等を行うものとする。
							(7) 現地踏査においては、簡単な計測器具を用いて、縦断勾配を測定するなどにより、基本計画路線、比較路線、通過地の位置等を検討するものとする。 (4) 現地踏査においては、基本計画路線及び比較路線に係る地形、地質、林況、動物、植物などの自然条件並びに路線選定に必要な保全施設などの計画位置の確認を行うものとする。								ア 現地踏査においては、簡単な計測器具を用いて、縦断勾配を測定するなどにより、基本計画路線、比較路線、通過地の位置等を検討するものとする。 イ 現地踏査においては、基本計画路線及び比較路線に係る地形、地質、林況、動物、植物などの自然条件並びに路線選定に必要な保全施設などの計画位置の確認を行うものとする。
						ウ 概略設計	橋梁やトンネル等の重要構造物等については、監督職員の指示により現地踏査を行いながら構造物ごとに概略設計を実施するものとする。 なお、概略設計の範囲は、規模及び一般的な構造の検討等までを行うものとし、比較案、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境との整合等の具体的な検討は、 <b>第3602条林道予備設計及び第3603条林道実施設計</b> によるものとする。						(3)	概略設計	橋梁やトンネル等の重要構造物等については、監督職員の指示により現地踏査を行いながら構造物ごとに概略設計を実施するものとする。
				3		現地測設	(略)				3123			現地測設	(略)
				4		総合解析	(略)				3124			総合解析	(略)
					(1)	路線全体計画調査							(1)	路線全体計画調査	
						ア 全体計画の立案前	<b>第3702条第2項から第3704条第13項</b> の調査を基に作成した山地保全図及び <b>第3704条第8項</b> の土地利用現況図から作成した自然環境調査図等、各調査結果により作成した図及び各調査の結果取りまとめた路線選定に当たっての留意点等に基づく総合的な検討を行い、計画路線選定に当たっての留意点及び路線計画に講ずべき対策について取りまとめるものとする。 (略)							ア 全体計画の立案前	<b>第3103条「社会的特性調査」から第3120条「景観調査」</b> において作成した山地保全図及び <b>第3115条「土地利用調査」</b> の土地利用現況図から作成した自然環境調査図等、各調査結果により作成した図及び各調査の結果取りまとめた路線選定に当たっての留意点等に基づく総合的な検討を行い、計画路線選定に当たっての留意点及び路線計画に講ずべき対策について取りまとめるものとする。 (略)
						イ 全体計画の立案後	(略)							イ 全体計画の立案後	(略)
					(2)	地区全体計画調査							(2)	地区全体計画調査	
						ア 全体計画の立案前	<b>第3702条第2項から第3704条第13項</b> において作成した山地保全図及び <b>第3704条第8項</b> の土地利用現況図から作成した自然環境調査図等、各調査結果により作成した図及び各調査の結果取りまとめた施設整備計画に当たっての留意点等に基づく総合的な検討を行い、施設整備計画に当たっての留意点及び施設整備計画に講ずべき対策等について取りまとめるものとする。							ア 全体計画の立案前	<b>第3103条「社会的特性調査」から第3120条「景観調査」</b> において作成した山地保全図及び <b>第3115条「土地利用調査」</b> の土地利用現況図から作成した自然環境調査図等、各調査結果により作成した図及び各調査の結果取りまとめた施設整備計画に当たっての留意点等に基づく総合的な検討を行い、施設整備計画に当たっての留意点及び施設整備計画に講ずべき対策等について取りまとめるものとする。
						イ 全体計画の立案後	全体計画として決定した施設整備計画等と各調査結果及びアによる総合解析の結果取りまとめられた留意点並びに対策を各調査結果ごとに比較し、回避できた事項又は講じた対策、施設整備実施時に更に講ずる必要がある事項、施設整備後における維持管理上留意すべき事項及び施設整備による効果等について総合的な解析を行い、その結果を取りまとめるものとする。 <b>総合解析のとりまとめは路線全体計画に準じて行うものとする。</b>							イ 全体計画の立案後	全体計画として決定した施設整備計画等と各調査結果及び前号アによる総合解析の結果取りまとめられた留意点並びに対策を調査結果ごとに比較し、回避できた事項又は講じた対策、施設整備実施時に更に講ずる必要がある事項、施設整備後における維持管理上留意すべき事項及び施設整備による効果等について総合的な解析を行い、その結果を取りまとめるものとする。
				5		動線計画	(略)				3125			動線計画	(略)

業務委託共通仕様書新旧対照表(第3編 設計)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月								
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	現行条文
				6		施設計画・森林整備計画	(削除)				3126			施設計画・森林整備計画	施設計画は、実施地区内の既存施設の整備状況を踏まえつつ、総合解析の結果を基に各種施設の位置・規模を計画する。計画する施設は、次の各号に区分するものとし、採択された事業の内容ことに選択する。施設等整備計画ことに内容は、表3-7~19によるものとする。 (1) 用水施設 (2) 排水施設 (3) 施設用地整備 (4) 作業ポイント整備 (5) 自然エネルギー利活用施設整備 (6) 融雪施設整備 (7) 林業集落内健康増進広場整備 (8) 林業集落内防災安全施設 (9) 森林利用施設等用排水施設 (10) フォレストアメニティ施設 (11) 林道沿線修景施設 (12) 滞在施設整備 (13) 森林コミュニティ施設 (14) その他施設整備
					(1)		施設計画は、実施地区内の既存施設の整備状況を踏まえつつ、総合解析の結果を基に各種施設の位置・規模を計画する。施設等整備計画の内容は、表3-7-6から表3-7-18によるものとする。								
					(2)		森林整備計画は、実施地区内の林地の造成・改良地区の選定や植栽樹種、森林整備に必要な付帯施設等についての計画を行うものとする。事業の内容は、表3-7-19 によるものとする。					2			森林整備計画は、実施地区内の林地の造成・改良地区の選定や植栽樹種、森林整備に必要な付帯施設等についての計画を行うものとする。事業の内容は、表3-20によるものとする。
				7		全体計画図・事業費の積算	(略)				3127			全体計画図・事業費の積算	(略)
					(1)	路線全体計画	(略)						(1)	路線全体計画	(略)
						ア 全体計画設計図書	(略) (削除) (削除)							ア 全体計画設計図書	(略) 表3-21 工種分類 (略)
						イ 全体計画工事費	(略)							イ 全体計画工事費	(略)
						ウ 事業評価の概要	(略)							ウ 事業評価の概要	(略)
					(2)	地区全体計画	(略)						(2)	地区全体計画	(略)
			3706			予測・評価	全体計画線形又は地区全体計画における施設整備内容について、第3702条第2項から第4項及び第3704条第1項から第8項の調査の結果並びに路線計画に当たっての留意点との比較を行い、調査した各事項ごとに、工事実施段階並びに事業実施後における山地保全、自然環境保全、生活環境等に与える影響及び所要の対策等に関する予測・評価を行うものとする。				3128			予測・評価	全体計画線形又は地全体計画における施設整備内容について、第3103条「社会的特性調査」から第3105条「森林資源等調査」及び第3108条「自然環境等調査」から第3120条「景観」等の調査の結果並びに路線計画に当たっての留意点との比較を行い、調査した各事項ごとに、工事実施段階並びに事業実施後における山地保全、自然環境保全、生活環境等に与える影響及び所要の対策等に関する予測・評価を行うものとする。
			3707			照査	照査は、現場条件、計画条件、基本事項の決定、全体計画の立案等の妥当性及び数量計算等の結果について、次の各号により調査の各段階で行うものとする。								
				1		基本条件の照査	路線の開設目的若しくは事業の目的の決定に際し、計画の目的、計画範囲、運用する計画の体系、社会的特性、生活環境、森林施業等の状況の他、文献及び資料等の基礎情報を収集把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。また、計画の策定にあたっての林道の幾何構造等や計画施設の規模等の計画基本条件の確認と適用する基準、自然環境保全上留意しなければならない点等について照査を行う。								

業務委託共通仕様書新旧対照表(第3編 設計)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月								
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	現行条文
				2		全体計画の細部条件等の照査	調査の中間段階で行うものであり、全体計画立案前において、関係者との協議事項の反映、路線若しくは施設等の計画内容と位置、その他の計画条件等の適用に対して、環境への影響及び技術的妥当性についての照査を行い、全体計画案が当初の目的に合致しているかの確認を行う。								
				3		成果品の照査	全体計画書、各種図面、事業費積算について、計画事項が事業計画に適合した施設であることの照査を行うとともに、全ての成果品について協議事項の反映、正確性、適切性、および整合性に着目し照査を行うものとする。								
			3708			成果品	成果品は、第3702条 第2項から第3706条の結果等について、具体的に表現した総合説明書として取りまとめるものとし、表3-7-4から表3-7-19によるものとする。				3129			成果品	成果品は、第3103条「社会環境調査」から第3128条「予測・評価」の結果等について、具体的に表現した総合説明書として取りまとめるものとし、事業ごとには表3-5～6によるものとする。
							表3-7-4 路線全体計画調査 (略)								表3-5 路線全体計画調査 (略)
							表3-7-5 地区全体計画調査 (略)								表3-6 地区全体計画調査 (略)
							表3-7-6 用水施設 (略)								表3-7 用水施設 (略)
							表3-7-7 排水施設 (略)								表3-8 排水施設 (略)
							表3-7-8 施設用地整備 (略)								表3-9 施設用地整備 (略)
							表3-7-9 作業ポイント (略)								表3-10 作業ポイント (略)
							表3-7-10 自然エネルギー利活用施設整備 (略)								表3-11 自然エネルギー利活用施設整備 (略)
							表3-7-11 融雪施設 (略)								表3-12 融雪施設 (略)
							表3-7-12 林業集落内健康増進広場 (略)								表3-13 林業集落内健康増進広場 (略)
							表3-7-13 林業集落内防災安全施設 (略)								表3-14 林業集落内防災安全施設 (略)
							表3-7-14 森林利用施設等用排水施設 (略)								表3-15 森林利用施設等用排水施設 (略)
							表3-7-15 フォレストアメニティ施設 (略)								表3-16 フォレストアメニティ施設 (略)
							表3-7-16 林道沿線修景施設 (略)								表3-17 林道沿線修景施設 (略)
							表3-7-17 滞在施設整備 (略)								表3-18 滞在施設整備 (略)
							表3-7-18 森林コミュニティ施設 (略)								表3-19 森林コミュニティ施設 (略)
							表3-7-19 森林整備 (略)								表3-20 森林整備 (略)



業務委託共通仕様書新旧対照表(第3編 設計)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月								
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	現行条文
	8					林道橋定期点検業務			6					林道施設点検	
						(削除)				1				林道施設点検の種類	
						(削除)					3601			林道施設点検の種類	(略)
						(削除)				2				橋梁定期点検	(略)
											3602			橋梁定期点検	
			3801			業務目的	定期点検は、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止を図るため、 <b>林道橋梁の効率的な維持管理等に必要な措置を特定するための情報を得ることを目的とする。</b>					1		業務目的	橋梁定期点検は、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止を図るための橋梁に係る維持管理を <b>効率的に行うために必要な基礎資料</b> を得ることを目的とする。
						(削除)						2		業務内容	(略)
			3802			計画準備	計画準備は、業務計画書作成、現地踏査、実施計画書作成、全体図及び一般図、部材番号図の作成、関係機関との協議資料作成等を行う。					(1)		計画準備	
				1		業務計画書の作成	受注者は業務計画書を作成し、監督職員に提出する。業務計画書には次の事項を記載する。							1)業務計画書	受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1113条業務計画書第2項及び次に示す事項について <b>業務計画書</b> を作成し、監督職員に提出するものとする。
				(1)		調査等業務概要								①安全管理計画	
				(2)		実施方針									
				(3)		調査等業務工程									
				(4)		調査業務組織計画									
				(5)		打合せ計画									
				(6)		成果品の内容、部数									
				(7)		使用する主な基準及び図書									
				(8)		使用機械の種類、名称及び性能									
				(9)		連絡体制(緊急時を含む)									
				(10)		その他監督職員が必要と認めたもの									
				2		現地踏査	現地点検に先立って、現地踏査を行い、林道橋の変状(劣化・損傷等)程度を把握する他、林道橋の立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況を調査して記録(写真撮影を含む)し、実施計画書作成に必要な情報を得るものとする。								
				3		実施計画書の作成	受注者は、現地踏査による調査記録を含め作業上必要な資料収集した上、実施計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。また、実施計画書には次の事項を記載するものとする。							2)実施計画書	受注者は、現地踏査による調査記録を含め作業上必要な資料収集をしたうえで実施計画書を <b>橋梁毎</b> に作成し、監督職員に提出するものとする。実施計画書には次の事項を記載するものとする。
				(1)		業務内容								①業務内容	
				(2)		対象林道橋位置図								②対象橋梁位置図	
				(3)		現地踏査の調査記録								③現地踏査の調査記録	
				(4)		業務実施方針(定期点検方法)								④業務実施方針	
				(5)		実施体制								⑤実施体制	
				(6)		実施工程表								⑥実施工程表	
				(7)		仮設備計画								⑦仮設備計画	
				(8)		使用建設機械								⑧使用建設機械	
				(9)		安全管理計画(交通規制を含む)								⑨安全管理計画(交通規制含む)	
				(10)		環境対策								⑩環境対策	
				(11)		連絡体制(緊急時を含む)								⑪連絡体制(緊急時含む。)	
				(12)		その他監督職員が必要と認めたもの									
						(削除)									実施体制については、橋梁点検員・点検補助員等からなる適切な点検作業班を編成するものとする。
				4		全体図及び一般図の作成	対象林道橋の全体図及び一般図(平面図・縦断図)などを径間ごとに作成する。								
				5		部材番号図の作成	部材番号図は、記録の下地となる部材番号を設定し、径間ごとに作成する。							3)部材番号図等の整備	受注者は、関連資料の収集及び点検時に必要となる部材番号図等の作成及び修正を行うものとする。
						(削除)							(2)	現地踏査	(略)
						(削除)							(3)	橋梁点検員	(略)

業務委託共通仕様書新旧対照表(第3編 設計)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月									
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	現行条文	
							(削除)						(4)	定期点検	(略)	
							(削除)						(5)	第三者被害予防措置	(略)	
				6		関係機関協議書の作成	定期点検を実施するため、関係機関(河川管理者等)との協議に必要な資料の収集及び協議書の作成を行う。						(6)	関係機関との協議資料作成	受注者は、関係機関との協議用資料・説明用資料を作成するものとする。	
							(削除)						(7)	照査	(略)	
							(削除)						(5)	報告書作成	(略)	
										3				成果品	(略)	
										3603				成果品	(略)	
			3803			現地点検	現地点検は、近接目視により以下の内容にて行うものとする。 また、必要に応じて触診や打音等の非破壊検査等を併用して行う。 なお、対象林道橋ごとに必要な情報が得られるよう、点検する部材に応じて、適切な項目を選定して点検を実施しなければならない。									
				1		現況写真の撮影	現況写真は、対象林道橋の全景、路面、路下等の現況写真を径間ごとに撮影し記録する。 なお、対象林道橋ごとに必要な情報が得られるよう、点検する部位、部材に応じて、適切な項目を選定して点検を実施しなければならない。									
				2		損傷調査	損傷調査は、対象橋梁の損傷状況を把握し、損傷の種類、規模を把握する。									
				3		野帳記入	野帳記入は、対象林道橋の損傷状況を調査し、損傷の種類、規模を記録する。									
				4		損傷写真の撮影	損傷写真は、損傷調査で把握された代表的な損傷の写真を点検項目、部材ごとに撮影し記録する。 また、点検項目以外の部材や損傷であっても、損傷が大規模な場合は撮影する。									
			3804			定期点検調査帳票の作成	定期点検調査帳票は、「林道施設長寿命化対策マニュアル(林野庁整備課)」(以下「対策マニュアル」という。)付録-4点検結果記入要領に基づき以下のとおり作成する。									
				1		現況写真の整理	現況写真の整理は、対象林道橋の全景、路面路下等の現況写真を径間ごとに整理する。									
				2		損傷写真の整理	損傷写真の整理は、把握された代表的な損傷の写真などを径間ごとに整理する。									
				3		損傷図の作成	損傷図は、対象林道橋の部位・部材の損傷の種類・程度や箇所などを径間ごとに整理し、上部工、下部工、路面ごとに作成する。									
				4		損傷程度の評価	損傷程度の評価は、管理区分ごとの評価基準に基づいて、部位ごと、損傷の種類ごとに評価する。									
				(1)			予防保全型点検の損傷程度の評価は、対策マニュアル(付録-1.1「損傷評価基準」(予防保全型点検))に基づいて、部材ごと、損傷種類ごとに評価する。									
				(2)			一般管理型点検の損傷程度の評価は、対策マニュアル(付録-1.2「損傷評価基準」(一般管理型点検))に基づいて、部材ごと、損傷種類ごとに評価する。									
				5		対策区分の判定	対策区分の判定は、林道橋の損傷状況を把握したうえで、構造上の部材区分あるいは部位ごと、損傷種類ごとの対策区分について対策マニュアル(付録-2対策区分判定要領(予防保全型点検))に基づき判定を行う。									
				6		健全性の評価	健全性の評価は、部材単位ならびに橋単位で行うものとする。部材単位の評価は、対策マニュアル第2章第10節の「表2-10健全性の判定区分」及び、橋単位の評価は、対策マニュアル第2章第10節の「10-1部材単位の健全性の診断」を参照し、行うものとする。									
				7		定期点検調査帳票の記入	定期点検調査帳票の記入は、点検により確認した損傷程度を記入することとし、全ての部材番号について径間ごとに対策区分の評価結果、健全度の評価結果などを記入する。									
			3805			報告書の作成	定期点検業務の成果として、作成した資料や定期点検調査帳票等のとりまとめを行う。									

業務委託共通仕様書新旧対照表(第3編 設計)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月						
編	章	節	条	項	項以下	新条文	編	章	節	条	項	項以下	現行条文
	9					自然公園等施設設計業務							
			3901			適用 本章は、歩道や園地・野営場・駐車場等(以下、「園地等」という。)の設計業務に適用することとする。 なお、詳細測量、地質調査、自然環境調査等及び大型土木構造物、建築物等の設計は別途計上することとする。 また、受注者は、業務の実施にあたって最新の技術基準及び参考図書並びに特記仕様書に基づいて行うものとする。							
			3902			基本計画							
				1		標準作業内容 基本計画における標準作業内容は以下のとおりであり、実施項目は設計図書による。							
					(1)	現況把握 ア 計画条件の把握と整理 イ 上位関連計画や各種関連資料の収集と整理 ウ 現地調査(計画対象地及びその周囲地域) (植生や地形、土地利用状況、景観、用地境等) エ 自然・社会・人文・景観等の概況整理							
					(2)	敷地分析 ア 計画対象地と周辺の地形や土地利用との関係整理 イ 計画対象地内の植生・地形・土地利用等の詳細整理 ウ 計画上の問題点や課題の整理							
					(3)	計画内容の検討及び方針設定 ア 基本方針の検討と設定 イ ゾーニングの検討と設定 ウ 導入施設の検討と設定 エ 需要圏域・利用者層・利用者数の検討と設定 オ アクセスや動線の検討と設定 カ 環境の保全と創出に関する検討と設定 キ 空間構成の検討と設定 ク 整備水準の検討と設定 ケ 維持管理方法の検討と設定							
					(4)	基本計画図の作成 提供されたベース図に基づいた基本計画平面図の作成 縮尺例:1/300~1/500歩道・園地(基準面積2.0ha) 1/500~1/1000園地(基準面積4.0ha~)							
					(5)	概算工事費の算出 同種事業の実勢価格等に基づいた概算工事費の算出							
					(6)	基本計画説明書の作成 上記検討資料を取りまとめた報告書の作成							
					(7)	照査 ア 基礎情報や敷地情報の把握と設計計画の適正照査 イ 設計方法や設計手法の妥当性の照査 ウ 成果品の内容の適正照査							
					(8)	設計協議 業務の主要な区切りにおいて監督職員と行う打合せ・協議							
				2		成果品内容 上記業務内容について、第3211条に基づきとりまとめることとし、以下の構成を標準とする。 なお、設計図書に実施項目のないものについては対象外とする。							
					(1)	基本計画図							
					(2)	基本計画説明書							
					(3)	照査報告書							
						※ 建築物や大型土木構造物は、基本計画平面図に屋根伏または平面形で示され、その形や規模については、概略検討結果を示す範囲を標準とする。							
			3903			基本設計							
				1		標準作業内容 基本設計における標準作業内容は以下のとおりであり、実施項目は設計図書による。							
					(1)	与条件の細部検討 ア 与条件や基本計画の把握と整理 イ 各種設計条件の整理と確認							

業務委託共通仕様書新旧対照表(第3編 設計)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月								
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	現行条文
							ウ 各種設計基準の抽出と適用の確認								
							エ 地詳細調査(設計対象地とその周囲) (敷地境界、既存物の状況、供給処理設備等)								
					(2)	諸施設の検討及び 設定	ア 基本計画内容の整合性確認								
							イ 敷地・施設要領からみた利用者数の検討と設定								
							ウ 空間構成・景観・意匠等に関する基本方針の検討と設定								
							エ 造成基本方針の検討と設定								
							オ 植栽基本方針の検討と設定								
							カ 供給処理設備基本方針の検討と設定								
							キ 整備水準・目標工事費の検討と設定								
							ク 維持管理基本方針の検討と設定								
					(3)	基本設計図の作成	ア 実測平面図に基づいた基本設計平面図の作成								
							イ 造成計画平面図の作成								
							ウ 施設計画平面図の作成								
							エ 植栽計画平面図の作成								
							オ 供給処理設備計画平面図の作成 縮尺※:1/200~1/500歩道・園地(基準面積2.0ha) 1/500~1/1,000園地(基準面積4.0ha~) ※(3)のア~オに適用する。								
							カ 主要断面図の作成 縮尺:1/100~1/200歩道・園地(基準面積2.0ha) 1/200~1/500園地(基準面積4.0ha~)								
							キ 主要施設の構造イメージ図の作成 縮尺:1/30~1/100								
					(4)	概算工事費の算出	社会標準単価に基づいた概算工事費の算出								
					(5)	基本設計説明書の 作成	上記検討資料をとりまとめた報告書の作成								
					(6)	照査	ア 基礎情報や敷地情報の把握と設計計画の適正照査 イ 設計方法や設計手法の妥当性の照査 ウ 成果品の内容の適正照査								
					(7)	設計協議	業務の主要な区切りにおいて調査職員と行う打合せ・協議								
				2		成果品内容	上記業務内容について、第3211条に基づきとりまとめることとし、以下の構成を 標準とする。 なお、設計図書に実施項目のないものについては対象外とする。								
							ア 基本設計図								
							イ 基本設計説明書								
							ウ 照査報告書								
							※ 建築物や大型土木構造物は、基本設計平面図に屋根伏または平面形で示 され、その形や規模については、平面・率面・断面図で示す範囲を標準とする。								
			3904			実施設計									
				1		標準作業内容	実施設計における標準作業内容は以下のとおりであり、実施項目は設計図書に よる。								
					(1)	与条件の確認及び 調査	ア 与条件や基本設計の把握と整理 イ 適用設計条件や設計基準の確認 ウ 関連機関との調整内容の確認 エ 現地細部確認調査(設計対象地中心) (敷地境界、既存物の状況、供給処理設備等)								
					(2)	実施設計の検討	ア 基本設計内容の整合性確認								



業務委託共通仕様書新旧対照表(第3編 設計)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月								
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	新条文	編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (見出し)	現行条文
							イ 意匠性、芸術性、独自性に関する検討と設定								
							ウ 安全性、機能性に関する検討と設定								
							エ 施工性、市場性に関する検討と設定								
							オ 維持管理性に関する検討と設定								
							カ 既存施設の保全・撤去・再利用に関する検討と設定								
							キ 目標工事費との調整								
					(3)	実施設計図の作成	ア 実測平面図に基づいた実施設計平面図の作成								
							イ 割付平面図の作成								
							ウ 造成平面図の作成								
							エ 施設平面図の作成								
							オ 植栽平面図の作成								
							カ 供給処理設備平面図の作成								
							キ 撤去平面図の作成 縮尺※:1/100~1/500歩道・園地(基準面積2.0ha) 1/200~1/1,000園地(基準面積4.0ha~) ※(3)のア~キに適用する。 (必要に応じて拡大平面図や各種系統別平面図を作成)								
							ク 造成断面図の作成 縮尺:1/50~1/200 (必要に応じて園路縦断面図や排水縦断面図を作成)								
							ケ 各種施設の構造図の作成 縮尺:1/10~1/50 (必要に応じて図面特記事項を付記)								
					(4)	数量計算	ア 図面及び工事仕様書に基づく施工数量や材料の計算 イ 実施設計の検討に伴う応力や容量の計算								
					(5)	工事費内訳書の作成	提供された単価、又は見積徴収による単価に基づいた工事費の算出								
					(6)	実施設計説明書の作成	上記検討資料をとりまとめた報告書の作成								
					(7)	照査	ア 基礎情報や敷地情報の把握と設計計画の適正照査 イ 設計方法や設計手法の妥当性の照査 ウ 成果物の内容の適正照査								
					(8)	設計協議	業務の主要な区切りにおいて調査職員と行う打合せ・協議								
				2		成果品内容	記業務内容について、第3211条に基づきとりまとめることとし、以下の構成を標準とする。 なお、設計図書に実施項目のないものについては対象外とする。								
							ア 実施設計図								
							イ 実施設計説明書								
							ウ 各種数量計算書								
							エ 工事費内訳書								
							オ 照査報告書								
			3905			必要に応じて計上する作業	各設計区分にかかわらず、必要に応じて計上を行う業務を以下に定める。 なお、各作業の有無、開催回数等は設計図書による。								
				1		協議会等の開催	整備計画を進めるうえで、地域住民、専門家、行政等の共同作業を通して、参加者からアイデアを引き出すものであり、進め方については地域の特性や参加者の意見を踏まえ、最適な手法を調査職員と協議のうえ、選択する。								
					(1)	企画・準備、報告書作成	協議会等全体の計画の企画立案、協議会の結果整理と報告書の作成								
					(2)	協議会等開催									
						ア 資料作成	配付資料や発表用資料の作成								
						イ 実施・運営	協議会当日の資料説明、実施補助(記録等)								

業務委託共通仕様書新旧対照表(第3編 設計)

令和3(2021)年10月							令和3(2021)年3月						
編	章	節	条	項	項以下	新条文	編	章	節	条	項	項以下	現行条文
						ウ 実施記録まとめ	検討結果や意見等の整理(議事録)、計画設計への反映事項の整理と確認						
						エ 開催打合せ	協議会等開催のための打合せ(協議会等の内容、運営方針、結果報告等)						
						オ 案内チラシの作成	協議会等開催の案内チラシの原稿作成(印刷・配付は別途)						
						カ ニュース等の作成	協議会等開催後の資料ニュース等の原稿作成(印刷・配付は別途)						
				2		住民説明会等の開催補助	作成した計画又は設計案について、地域住民等に向けてその内容を説明し意見交換等を行って、最終的な合意形成を図ることを目的とし、その標準内容は以下のとおりである。						
					(1)	資料作成							
					(2)	実施・運営補助							
					(3)	実施記録まとめ							
					(4)	開催打合せ							
				3		パブリックコメントの実施補助							
					(1)	公表用データの作成							
					(2)	実施記録まとめ							
				4		鳥瞰図又は透視図の作成	決定した内容に基づいて、対象地全体を俯瞰した鳥瞰図又はアイレベルからのイメージスケッチの作成をする。 仕上げ図のサイズ等は設計図書又は監督職員との協議による。						
					(1)		鳥瞰図(A1、1枚)又は透視図(A2、2枚)						
					(2)		鳥瞰図(A2、1枚)又は透視図(A3、2枚)						
					(3)		鳥瞰図(A3、1枚)又は透視図(A4、2枚)						
					(4)		※ 着色仕上げとする。						

業務委託共通仕様書新旧対照表(付属資料)

令和3(2021)年10月						令和3(2021)年3月																																																																																																													
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下																																																																																																								
					令和3(2021)年10月 付属資料 1. 電子納品 (略) 2. 様式集 様式一覧						令和3(2021)年3月 付属資料 1. 電子納品 (略) 2. 様式集 様式一覧																																																																																																								
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>共通仕様書条項</th> <th>名称</th> <th>様式</th> <th>提出時期</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1112条、第2112条、第3111条 打合せ簿 第1123条、第2122条、第3121条 条件変更等</td> <td>打合せ簿</td> <td>様式総-1</td> <td>随時</td> <td>契約書第2条</td> </tr> <tr> <td>第1114条、第2114条、第3110条 提出書類 第1113条、第2112条、第3112条 業務計画書</td> <td>業務委託工程表</td> <td>様式3-2</td> <td>契約締結後5日以内</td> <td>契約書第3条 工事経理事務の手引き(栃木県県土整備部監理課)</td> </tr> <tr> <td>第1111条、第2111条、第3110条 提出書類 第1129条、第2129条、第3128条 再委託</td> <td>業務委託の再委任(下請)承諾書</td> <td>様式第29号</td> <td>再委託契約前</td> <td>契約書第8条 工事経理事務の手引き(栃木県県土整備部監理課)</td> </tr> <tr> <td>第1111条、第2111条、第3110条 提出書類 第1108条、第2108条、第3107条 主任技術者 第1109条、第2109条、第3108条 照査技術者及び照査の要請 第1117条、第2116条、第3116条 土地への立入り等</td> <td>主任技術者及び照査技術者選任通知書</td> <td>様式5-2</td> <td>業務着手前</td> <td>契約書第11条、第12条 工事経理事務の手引き(栃木県県土整備部監理課)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>身分証明書交付願 身分証明書</td> <td>任意 様式1</td> <td>現場立入り前</td> <td>契約書第14条</td> </tr> <tr> <td>第1111条、第2111条、第3110条 提出書類 第1135条、第2134条、第3134条 履行報告</td> <td>業務委託履行報告書※</td> <td>様式総-30</td> <td>監督職員と協議により決定</td> <td>契約書第16条</td> </tr> <tr> <td>第1111条、第2111条、第3110条 提出書類 第1114条、第2113条、第3113条 資材等の貸与及び返却</td> <td>貸与品借出書</td> <td>任意</td> <td>貸与品等引渡しの日から7日以内</td> <td>契約書第17条</td> </tr> <tr> <td>第1111条、第2111条、第3110条 提出書類 第1124条、第2124条、第3123条 履行期間の変更</td> <td>期間延長協議書</td> <td>様式15-2</td> <td>期間延長時</td> <td>契約書第24条 工事経理事務の手引き(栃木県県土整備部監理課)</td> </tr> <tr> <td>第1111条、第2111条、第3110条 提出書類 第1118条、第2118条、第3117条 成果品の提出</td> <td>業務完了報告書</td> <td>様式31-2</td> <td>業務完了時</td> <td>契約書第33条第1項 工事経理事務の手引き(栃木県県土整備部監理課)</td> </tr> <tr> <td>第1111条、第2111条、第3110条 提出書類</td> <td>業務目的物引渡し通知書</td> <td>様式33-2</td> <td>検査合格後</td> <td>契約書第33条第3項 工事経理事務の手引き(栃木県県土整備部監理課)</td> </tr> <tr> <td>第1133条、第2132条、第3132条 安全等の確保</td> <td>業務委託事故報告書※</td> <td>様式総-35</td> <td>事故発生時</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	共通仕様書条項	名称	様式	提出時期	摘要	第1112条、第2112条、第3111条 打合せ簿 第1123条、第2122条、第3121条 条件変更等	打合せ簿	様式総-1	随時	契約書第2条	第1114条、第2114条、第3110条 提出書類 第1113条、第2112条、第3112条 業務計画書	業務委託工程表	様式3-2	契約締結後5日以内	契約書第3条 工事経理事務の手引き(栃木県県土整備部監理課)	第1111条、第2111条、第3110条 提出書類 第1129条、第2129条、第3128条 再委託	業務委託の再委任(下請)承諾書	様式第29号	再委託契約前	契約書第8条 工事経理事務の手引き(栃木県県土整備部監理課)	第1111条、第2111条、第3110条 提出書類 第1108条、第2108条、第3107条 主任技術者 第1109条、第2109条、第3108条 照査技術者及び照査の要請 第1117条、第2116条、第3116条 土地への立入り等	主任技術者及び照査技術者選任通知書	様式5-2	業務着手前	契約書第11条、第12条 工事経理事務の手引き(栃木県県土整備部監理課)		身分証明書交付願 身分証明書	任意 様式1	現場立入り前	契約書第14条	第1111条、第2111条、第3110条 提出書類 第1135条、第2134条、第3134条 履行報告	業務委託履行報告書※	様式総-30	監督職員と協議により決定	契約書第16条	第1111条、第2111条、第3110条 提出書類 第1114条、第2113条、第3113条 資材等の貸与及び返却	貸与品借出書	任意	貸与品等引渡しの日から7日以内	契約書第17条	第1111条、第2111条、第3110条 提出書類 第1124条、第2124条、第3123条 履行期間の変更	期間延長協議書	様式15-2	期間延長時	契約書第24条 工事経理事務の手引き(栃木県県土整備部監理課)	第1111条、第2111条、第3110条 提出書類 第1118条、第2118条、第3117条 成果品の提出	業務完了報告書	様式31-2	業務完了時	契約書第33条第1項 工事経理事務の手引き(栃木県県土整備部監理課)	第1111条、第2111条、第3110条 提出書類	業務目的物引渡し通知書	様式33-2	検査合格後	契約書第33条第3項 工事経理事務の手引き(栃木県県土整備部監理課)	第1133条、第2132条、第3132条 安全等の確保	業務委託事故報告書※	様式総-35	事故発生時						<table border="1"> <thead> <tr> <th>共通仕様書条項</th> <th>名称</th> <th>様式</th> <th>提出時期</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1111条(提出書類)</td> <td>業務委託工程表</td> <td>様式28-2</td> <td>契約締結後5日以内</td> <td>契約書第3条 工事経理事務処理要領様式</td> </tr> <tr> <td>第1111条(提出書類) 第1108条、1109条</td> <td>主任技術者及び照査技術者選任通知</td> <td>様式30-2</td> <td>業務着手前</td> <td>契約書第11条、第12条 工事経理事務処理要領様式</td> </tr> <tr> <td>第1111条(提出書類) 第1125条(履行期間の変更)</td> <td>期間延長協議書</td> <td>様式43-2</td> <td>期間延長時</td> <td>契約書第24条 工事経理事務処理要領様式</td> </tr> <tr> <td>第1111条(提出書類) 第1119条(成果品の提出)</td> <td>業務完了報告書</td> <td>様式64-2</td> <td>業務完了時</td> <td>契約書第33条 工事経理事務処理要領様式</td> </tr> <tr> <td>第1111条(提出書類)</td> <td>業務目的物引渡し通知書</td> <td>様式72-2</td> <td>検査合格後</td> <td>契約書第33条 工事経理事務処理要領様式</td> </tr> <tr> <td>第1118条(土地への立入り等)</td> <td>身分証明書</td> <td>様式1</td> <td>現場立入り前</td> <td>契約書第14条</td> </tr> <tr> <td>第1123条(条件変更等)</td> <td>打合せ簿</td> <td>様式2</td> <td>随時</td> <td>契約書第2条</td> </tr> <tr> <td>第1134条(安全等の確保)</td> <td>業務委託事故報告書</td> <td>様式3</td> <td>事故発生時</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	共通仕様書条項	名称	様式	提出時期	摘要	第1111条(提出書類)	業務委託工程表	様式28-2	契約締結後5日以内	契約書第3条 工事経理事務処理要領様式	第1111条(提出書類) 第1108条、1109条	主任技術者及び照査技術者選任通知	様式30-2	業務着手前	契約書第11条、第12条 工事経理事務処理要領様式	第1111条(提出書類) 第1125条(履行期間の変更)	期間延長協議書	様式43-2	期間延長時	契約書第24条 工事経理事務処理要領様式	第1111条(提出書類) 第1119条(成果品の提出)	業務完了報告書	様式64-2	業務完了時	契約書第33条 工事経理事務処理要領様式	第1111条(提出書類)	業務目的物引渡し通知書	様式72-2	検査合格後	契約書第33条 工事経理事務処理要領様式	第1118条(土地への立入り等)	身分証明書	様式1	現場立入り前	契約書第14条	第1123条(条件変更等)	打合せ簿	様式2	随時	契約書第2条	第1134条(安全等の確保)	業務委託事故報告書	様式3	事故発生時	
共通仕様書条項	名称	様式	提出時期	摘要																																																																																																															
第1112条、第2112条、第3111条 打合せ簿 第1123条、第2122条、第3121条 条件変更等	打合せ簿	様式総-1	随時	契約書第2条																																																																																																															
第1114条、第2114条、第3110条 提出書類 第1113条、第2112条、第3112条 業務計画書	業務委託工程表	様式3-2	契約締結後5日以内	契約書第3条 工事経理事務の手引き(栃木県県土整備部監理課)																																																																																																															
第1111条、第2111条、第3110条 提出書類 第1129条、第2129条、第3128条 再委託	業務委託の再委任(下請)承諾書	様式第29号	再委託契約前	契約書第8条 工事経理事務の手引き(栃木県県土整備部監理課)																																																																																																															
第1111条、第2111条、第3110条 提出書類 第1108条、第2108条、第3107条 主任技術者 第1109条、第2109条、第3108条 照査技術者及び照査の要請 第1117条、第2116条、第3116条 土地への立入り等	主任技術者及び照査技術者選任通知書	様式5-2	業務着手前	契約書第11条、第12条 工事経理事務の手引き(栃木県県土整備部監理課)																																																																																																															
	身分証明書交付願 身分証明書	任意 様式1	現場立入り前	契約書第14条																																																																																																															
第1111条、第2111条、第3110条 提出書類 第1135条、第2134条、第3134条 履行報告	業務委託履行報告書※	様式総-30	監督職員と協議により決定	契約書第16条																																																																																																															
第1111条、第2111条、第3110条 提出書類 第1114条、第2113条、第3113条 資材等の貸与及び返却	貸与品借出書	任意	貸与品等引渡しの日から7日以内	契約書第17条																																																																																																															
第1111条、第2111条、第3110条 提出書類 第1124条、第2124条、第3123条 履行期間の変更	期間延長協議書	様式15-2	期間延長時	契約書第24条 工事経理事務の手引き(栃木県県土整備部監理課)																																																																																																															
第1111条、第2111条、第3110条 提出書類 第1118条、第2118条、第3117条 成果品の提出	業務完了報告書	様式31-2	業務完了時	契約書第33条第1項 工事経理事務の手引き(栃木県県土整備部監理課)																																																																																																															
第1111条、第2111条、第3110条 提出書類	業務目的物引渡し通知書	様式33-2	検査合格後	契約書第33条第3項 工事経理事務の手引き(栃木県県土整備部監理課)																																																																																																															
第1133条、第2132条、第3132条 安全等の確保	業務委託事故報告書※	様式総-35	事故発生時																																																																																																																
共通仕様書条項	名称	様式	提出時期	摘要																																																																																																															
第1111条(提出書類)	業務委託工程表	様式28-2	契約締結後5日以内	契約書第3条 工事経理事務処理要領様式																																																																																																															
第1111条(提出書類) 第1108条、1109条	主任技術者及び照査技術者選任通知	様式30-2	業務着手前	契約書第11条、第12条 工事経理事務処理要領様式																																																																																																															
第1111条(提出書類) 第1125条(履行期間の変更)	期間延長協議書	様式43-2	期間延長時	契約書第24条 工事経理事務処理要領様式																																																																																																															
第1111条(提出書類) 第1119条(成果品の提出)	業務完了報告書	様式64-2	業務完了時	契約書第33条 工事経理事務処理要領様式																																																																																																															
第1111条(提出書類)	業務目的物引渡し通知書	様式72-2	検査合格後	契約書第33条 工事経理事務処理要領様式																																																																																																															
第1118条(土地への立入り等)	身分証明書	様式1	現場立入り前	契約書第14条																																																																																																															
第1123条(条件変更等)	打合せ簿	様式2	随時	契約書第2条																																																																																																															
第1134条(安全等の確保)	業務委託事故報告書	様式3	事故発生時																																																																																																																
					工事経理事務の手引き(栃木県県土整備部監理課)の様式は <a href="http://www.pref.tochigi.lg.jp/h01/pref/nyuusatsu/koukyou/youshiki.html">http://www.pref.tochigi.lg.jp/h01/pref/nyuusatsu/koukyou/youshiki.html</a> からダウンロード出来る。																																																																																																														